

令和 7 年度第 3 回狛江市市民福祉推進委員会 アジェンダ

◇開催日時・場所

令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 6 時 30 分から 7 時 30 分まで
ハイブリッド形式で開催（会場：防災センター 4 階会議室）

◇参加者

構成員：狛江市市民福祉推進委員会委員
事務局：福祉政策課福祉政策係

◇目的

- ・「狛江市第 1 次地域共生社会推進基本計画実施計画（以下「実施計画」という。）狛江市地域共生社会推進会議令和 6 年度評価結果」及び「実施計画に関する市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会による進捗状況評価令和 6 年度報告書」並びに「狛江市第 1 次再犯防止推進計画 取組状況確認表（以下「確認表」という。）市民福祉推進委員会及び”社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会 令和 6 年度報告書」の作成について報告する。
- ・実施計画（令和 7 年度）及び確認表（令和 7 年度）の作成について報告する。
- ・計画策定に向けた市民意識調査の調査票について審議する。
- ・次回の会議日程について報告する。

◇議題内容・進行予定

議題	項目	ポイント・成果	手法・資料	割当時間
1	報告 実施計画（令和 6 年度）及び確認表（令和 6 年度）の進捗管理報告書の作成について	実施計画（令和 6 年度）及び確認表（令和 6 年度）の進捗管理報告書の作成について報告する。	【資料 1】 P. 3～121 【資料 2】 P. 122～142 【資料 3】 P. 143～195	10 分
2	報告 実施計画（令和 7 年度）及び確認表（令和 7 年度）の作成について	実施計画（令和 7 年度）及び確認表（令和 7 年度）の作成について報告する。	【資料 4】 P. 196～266 【資料 5】 P. 267～295	15 分
3	審議 計画策定に向けた市民意識調査の調査票について	計画策定に向けた市民意識調査の調査票について審議する。	【資料 6】 P. 296～316	30 分
4	その他	次回の会議日程について確認する。	【資料 7】 P. 317	5 分

◇資料一覧

【アジェンダ】令和7年度第3回狛江市市民福祉推進委員会

【資料1】狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画 狛江市地域共生社会推進会議 令和6年度評価結果 P.3～121

【資料2】狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会による進捗状況評価 令和6年度報告書 P.122～142

【資料3】狛江市第1次再犯防止推進計画 取組状況確認表 市民福祉推進委員会及び”社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会 令和6年度報告書 P.143～195

【資料4】狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画（令和7年度） P.196～266

【資料5】狛江市第1次再犯防止推進計画 取組状況確認表（令和7年度） P.267～295

【資料6－1】市民一般調査 調査項目一覧 P.296～298

【資料6－2】市民一般調査 調査票（案） P.299～316

【資料7】令和7年度狛江市市民福祉推進委員会 全体工程表 P.317

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画

～あいとぴあレインボープラン～

実施計画

狛江市地域共生社会推進会議 令和6年度評価結果

令和7年9月

狛江市

目次

1	計画の推進	- 1 -
2	基本目標	- 8 -
	基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築.....	- 8 -
	基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり	- 9 -
	基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり	- 9 -
	基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり.....	- 10 -
	基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築.....	- 10 -
3	施策の体系	- 11 -
4	関連事業と担当課	- 13 -
5	粕江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画 進捗状況評価.....	- 17 -
6	推進会議からの意見及び意見に対する担当課からの回答.....	- 109 -

1

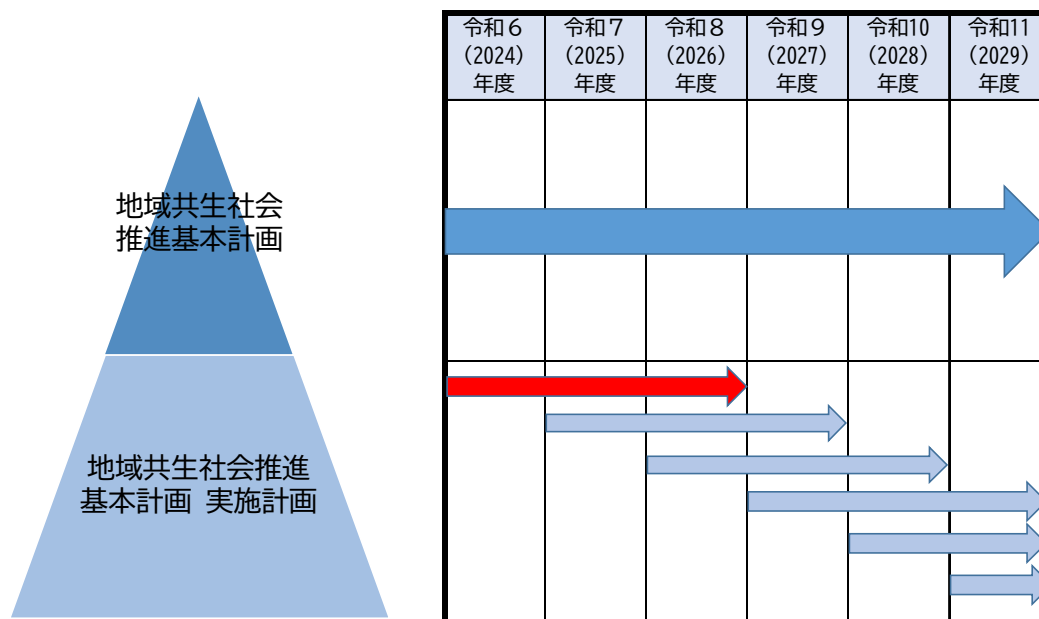
計画の推進

1 狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（以下「基本計画」という。）を実効性のあるものとするため、市では、計画期間内の施策の実現に向け、重点取組に該当する事業等を定めた狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画（以下「実施計画」という。）を策定しました。

実施計画の計画期間は3年間とし、ローリング方式（※）により毎年度見直します。

※ローリング方式…毎年の環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法をいいます。



2 評価体制

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画の進捗状況の評価

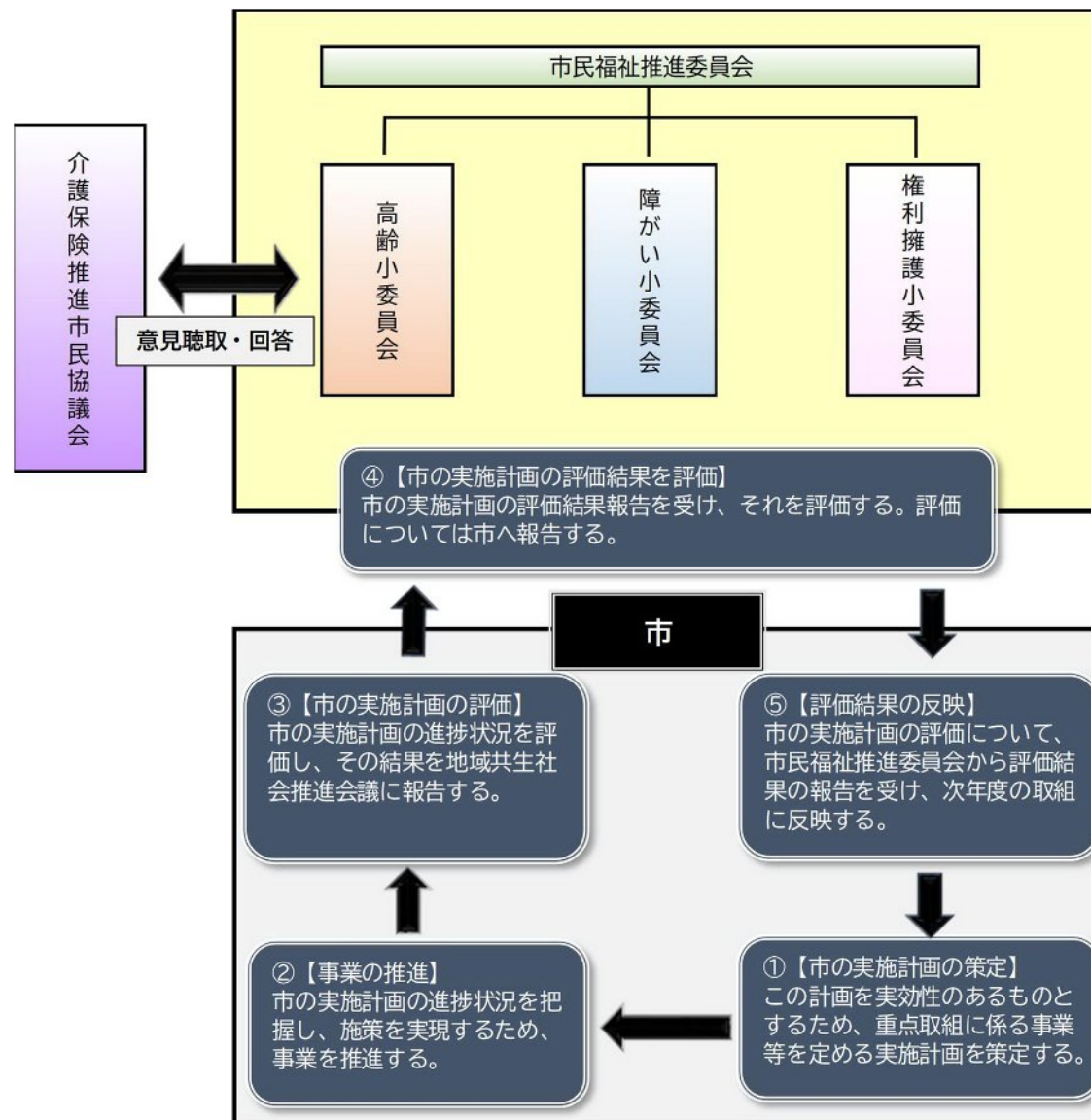
(1) 狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

基本計画及び実施計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱第1条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）において、実施計画に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行い、評価の結果、見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、事業に係る施策が実現できるよう、事業を進めていきます。また、評価結果は、狛江市市民福祉推進委員会に報告します。

(2) 狛江市市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

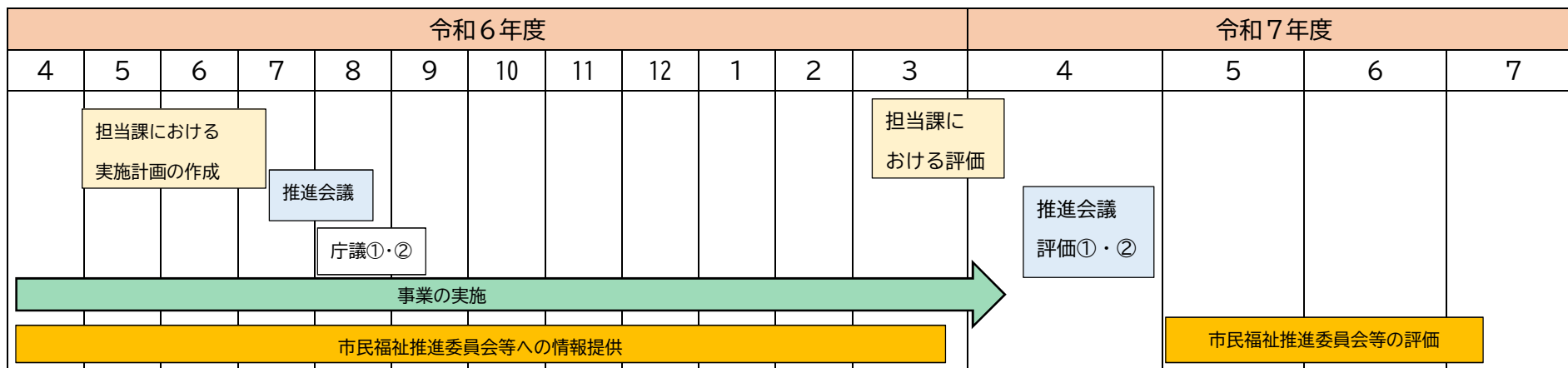
狛江市市民福祉推進委員会は、市の実施計画の評価結果を踏まえて、評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。なお、高齢者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については高齢小委員会が、障がい者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については障がい小委員会が、権利擁護分野の施策に係る実施計画の評価結果については権利擁護小委員会が、市の実施計画の評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。

【評価体制図】



3 実施計画の策定・分析・評価の流れ

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画の進捗状況の評価



4 評価総括表

基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	9	1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-2-1、1-2-2、1-3-2、1-3-3、1-4-1、1-4-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	0	
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	1	1-3-1
D	全く進捗していない	0	
合 計		10	

基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	20	2-1-2、2-2-1、2-2-3、2-3-1、2-3-3、2-3-4、2-3-5、 2-4-1、2-4-2、2-4-3、2-5-1、2-5-2、2-6-1、2-6-2、 2-6-4、2-6-6、2-7-1、2-7-2、2-7-3、2-7-4
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	4	2-2-2、2-3-2、2-6-3、2-6-5
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	1	2-1-1
D	全く進捗していない	0	
合 計		25	

基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	7	3-1-2、3-2-1、3-3-1、3-4-1、3-4-2、3-4-3、3-5-1
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	1	3-1-1
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	1	3-5-2
D	全く進捗していない	0	
合 計		9	

基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	17	4-1-1、4-1-2、4-2-1、4-2-2、4-2-3、（4-3-1）、（4-3-2）、4-4-1、（4-4-2）、4-4-3、4-5-2、4-6-1、4-6-2、4-6-3、4-7-1、4-7-2、4-7-3、4-8-1、4-9-3、（4-10-3）、4-11-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	3	4-9-1、4-9-2、4-10-2
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	3	4-5-1、4-10-1、4-11-1
D	全く進捗していない	0	
合 計		23	

基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	16	5-1-1、5-1-2、5-1-3、5-2-1、5-2-2、5-3-1、5-3-2、5-3-3、5-4-1、5-4-2、5-5-1、5-6-1、5-7-4、5-8-1、5-8-2、5-8-3
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	3	5-7-1、5-7-2、5-7-3
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない	1	5-6-2、（5-8-4）
合 計		20	

合 計

評価	評価基準	評価結果（件数）	割合
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	69	79.3%
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	11	12.6%
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	6	6.9%
D	全く進捗していない	1	1.2%
合 計		87	

【再掲取組について】

※取組No. の再掲は（〇ー〇ー〇）で表示し、評価結果（件数）及び合計の集計からは除外しています。なお、再掲は以下の事業の組み合わせとなります。

再掲元取組No.	再掲先取組No.
2-4-2	4-4-2
4-1-1	4-3-1
4-1-2	4-3-2
4-4-3	4-10-3
5-6-2	5-8-4

2

基本目標

基本目標 1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築
基本目標 2	「つながり」を実感できる地域づくり
基本目標 3	社会参加を進めるシステムづくり
基本目標 4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
基本目標 5	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

基本目標 1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

支援を必要とする全ての人が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後も、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決するため、複数の相談支援機関等

相互間のネットワークによる支援体制づくりをさらに進めます。例えば、複雑化・複合化した事例については、多機関で協働して課題を解きほぐし、関係機関の役割分担を図り、各支援機関が連携のもとでの支援を行います。また、長期にわたりひきこもり状態にある人等、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより本人との関係性の構築に向けた支援を行います。さらに、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支援を進めていきます。

基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

超高齢化や単身世帯の増加が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、孤独・社会的孤立の問題が深刻化するおそれがあります。このような状況を踏まえ、市民同士の関係性を再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、市民誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような地域社会としていくことが求められています。

このような地域社会とするため、市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して、解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進めます。

社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた人が悩みを分かち合い、相談できる「誰一人取り残さない地域づくり」を進めるに当たっては、多世代・多機能型交流拠点を住民の身近な地域に設置し、社会的に孤立している方も含め誰もが気軽に立ち寄り、他者との交流を通じて誰もが悩みを共有し、支え合える環境を地域に創り出すとともに、地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域を創出します。地域づくりに当たっては、アフターコロナの視点からリアルとオンライン双方の強みを活かし、人と人とのつながりを強め、市民同士が「つながり」を実感できる地域づくりを目指します。

基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（B型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、伴走型支援、アウトリーチ支援並びに支援会議及び重層的支援会議（以下「重層的支援会議等」という。）を通じて狭間のニーズを的確に把握し、CSW と連携し、狭間のニーズに対応できる地域資源の開発を行います。

また、狭間のニーズに応じて、就労体験や交流体験を提供し、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において、本人が参加できる機会を創出するとともに、ピアサポーター等の参加の仕組みづくり等を検討します。

さらに、当事者が参加しやすくなる、自らの役割を見出すことのできる環境づくりを行います。環境づくりに当たっては障がいのある人や外国人等も含めたあらゆる人が参加しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの視点を重視していきます。

これらの取組を通じて、狭間のニーズのある市民が地域社会に参加できるシステムを構築していきます。

基本目標 4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

全ての市民が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする市民やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等（以下「市民等」という。）が把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。

基本目標 5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図る等、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制の構築を支援します。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事案の調整役を担い、重層的支援会議等における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たします。

市では、平成 26（2014）年度から市庁舎 2 階に福祉総合相談窓口を設置するとともに、福祉相談課を設置し、多機関で協働して支援に当たる体制を整備してきました。令和 6（2024）年度からは地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、これらの相談支援体制を活用し、市の実情を踏まえた重層的支援会議等における協議の仕組みづくりを推進していきます。

包括的な支援体制の構築に当たっては、本計画に掲げた施策の推進に当たり、分野横断的な視点から施策の進捗状況を管理し、課題を把握し、新たな事務事業を提案できるような審議会等の在り方についても検討を進めます。

また、権利擁護支援、虐待防止、孤独・孤立対策の推進、ひきこもり支援等地域生活課題の解決に当たっては、多様な関係機関と連携を図ります。連携に当たっては、重層的支援体制整備事業と相互に連携した効果的な支援を推進します。様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等について多機関で地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような協議会の在り方についても検討を進めます。

3

施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

基本理念 全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。	基本目標1 切れ目のない相談支援体制の構築 一人ひとりの状況に合わせた	包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		1-1	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。	●				17～19
		1-2	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。	●				20～21
		権利擁護支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		1-3	判断能力に支援が必要な方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。		●			22～24
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		1-4	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。			●		25～26
	基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり	包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-1	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。	●				27～28
		2-2	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。	●		●	●	29～31
		2-3	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。	●				32～36
		権利擁護支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-4	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。		●			37～39
		高齢者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-5	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。			●		40～41
		2-6	認知症の「共生」と「予防」を推進します。			●		42～47
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-7	障がい者理解を推進します。				★	48～51
	基本目標3 システムづくり 社会参加を進める	包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-1	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。	●			●	52～53
		3-2	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。	●				54
		権利擁護支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-3	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。		●	●	●	55
		高齢者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-4	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。			●		56～58
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-5	障がい者の情報保障を推進します。				●	59～60

※地…地域福祉計画、高…高齢者計画、障…障がい者計画（★…障害者差別解消法に係る施策）、後…成年後見制度利用促進基本計画

基本理念 全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。	基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	包括的な支援に関すること		構成計画			関連頁
		施策No	施策	地	後	高	
		4-1	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。	●			61～62
		4-2	ケアラーを支援する体制整備を推進します。	●	●	●	63～65
		4-3	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。	●		●	66～67
		4-4	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。	●		●	68～70
		権利擁護支援に関すること		構成計画			関連頁
		施策No	施策	地	後	高	
		4-5	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。	●			71～72
		高齢者の支援に関すること		構成計画			関連頁
		施策No	施策	地	後	高	
		4-6	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。			●	73～75
		4-7	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。			●	76～78
		介護保険サービスの提供に関すること		構成計画			関連頁
		施策No	施策	地	後	高	
		4-8	地域密着型サービスの整備を推進します。			●	79
		4-9	介護サービスの給付の適正化を推進します。			●	80～82
		4-10	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。			●	83～85
		障がい者の支援に関すること		構成計画			関連頁
		施策No	施策	地	後	高	
		4-11	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。			●	86～87
基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築	基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築	包括的な支援に関すること		構成計画			関連頁
		施策No	施策	地	後	高	
		5-1	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。	●			88～90
		権利擁護支援に関すること		構成計画			関連頁
		施策No	施策	地	後	高	
		5-2	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。		●		91～92
		5-3	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。		●		93～95
		5-4	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。		●	●	96～97
		高齢者の支援に関すること		構成計画			関連頁
		施策No	施策	地	後	高	
		5-5	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。			●	98
		介護保険サービスの提供に関すること		構成計画			関連頁
		施策No	施策	地	後	高	
		5-6	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。			●	99～100
		5-7	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。			●	101～104
		障がい者の支援に関すること		構成計画			関連頁
		施策No	施策	地	後	高	
		5-8	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。			●	105～108

4

関連事業と担当課

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	保険年金課	健康推進課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり推進課	頁
1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1-1	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進	●								17
	1-1-2	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築	●	●							18
	1-1-3	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討	●	●							19
	1-2-1	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実	●								20
	1-2-2	ピアサポーターを活かした支援の検討	●								21
	1-3-1	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進	●								22
	1-3-2	権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの活用の検討	●								23
	1-3-3	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	●								24
	1-4-1	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化		●							25
	1-4-2	総合的・専門的な相談支援の実施		●							26
2：「つながり」を実感できる地域づくり	2-1-1	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施	●								27
	2-1-2	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進	●								28
	2-2-1	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進	●								29
	2-2-2	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進	●								30
	2-2-3	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進	●								31
	2-3-1	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援	●	●							32
	2-3-2	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援	●								33
	2-3-3	多様な居場所の設置・活動の支援	●					●			34
	2-3-4	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援	●								35
	2-3-5	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討	●								36

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	保険年金課	健康推進課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり推進課	頁
2：「つながり」を実感できる地域づくり	2-4-1	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進	●								37
	2-4-2	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成	●								38
	2-4-3	市民後見人の活躍支援	●								39
	2-5-1	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進			●						40
	2-5-2	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施			●						41
	2-6-1	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進			●						42
	2-6-2	認知症に関する理解啓発活動の実施			●						43
	2-6-3	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成			●						44
	2-6-4	チームオレンジの活動支援・新設			●						45
	2-6-5	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保			●						46
	2-6-6	認知症予防事業の拡充			●						47
	2-7-1	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施			●						48
	2-7-2	障がい者週間等における理解啓発活動の実施			●						49
	2-7-3	障がい者福祉施設の自主製品の販売			●						50
	2-7-4	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発			●						51
3：社会参加を進めるシステムづくり	3-1-1	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進	●								52
	3-1-2	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進	●		●						53
	3-2-1	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進	●								54
	3-3-1	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進	●								55
	3-4-1	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実			●						56
	3-4-2	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援			●						57
	3-4-3	シルバー人材センターの運営支援			●						58
	3-5-1	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化			●						59
	3-5-2	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援			●						60

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	保険年金課	健康推進課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり推進課	頁
4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化	●							●	61
	4-1-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化	●								62
	4-2-1	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知							●		63
	4-2-2	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備	●								64
	4-2-3	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保	●								65
	4-3-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化（再掲）	●							●	66
	4-3-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化（再掲）	●								67
	4-4-1	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編	●								68
	4-4-2	市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成（再掲）	●								69
	4-4-3	介護人材確保対策の推進			●						70
	4-5-1	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築	●								71
	4-5-2	専門職団体との連携の推進	●								72
	4-6-1	社会状況の変化に合わせた事業の再構築			●						73
	4-6-2	個々のニーズに対応した生活支援体制整備			●						74
	4-6-3	高齢者のデジタルデバインド解消に向けた支援			●						75
	4-7-1	介護予防、フレイル予防の推進			●						76
	4-7-2	アクティブシニア支援事業の検討及び実施			●						77
	4-7-3	保健事業と介護予防の一体化事業の実施			●	●	●				78
	4-8-1	小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討			●						79
	4-9-1	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進			●						80
	4-9-2	ケアプラン等の点検の実施			●						81
	4-9-3	医療情報との突合・縦覧点検の実施			●						82
	4-10-1	介護施設・事業所の指導検査の実施			●						83

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	保険年金課	健康推進課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり推進課	頁
4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-10-2	施設・事業所の感染症対策の推進			●						84
	4-10-3	介護人材確保対策の推進（再掲）			●						85
	4-11-1	地域生活支援拠点の設置			●						86
	4-11-2	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討			●						87
5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1-1	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進	●	●							88
	5-1-2	市民福祉推進委員会の在り方の検討	●								89
	5-1-3	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討	●								90
	5-2-1	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築	●								91
	5-2-2	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築	●								92
	5-3-1	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援	●								93
	5-3-2	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進	●	●							94
	5-3-3	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進	●								95
	5-4-1	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進	●	●					●		96
	5-4-2	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進	●	●							97
	5-5-1	医療と介護の連携事業の継続実施			●						98
	5-6-1	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施			●						99
	5-6-2	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出			●						100
	5-7-1	各種連絡会の開催			●						101
	5-7-2	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有			●						102
	5-7-3	国等の介護情報基盤整備に伴う対応			●						103
	5-7-4	介護事故情報の共有			●						104
	5-8-1	事業所間等の連携体制の整備			●						105
	5-8-2	学校や医療との連携の推進	●								106
	5-8-3	医療的ケア児の支援			●						107
	5-8-4	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）			●						108

5

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画 進捗状況評価

年度	令和6(2024)
基本目標	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策No.	1-1	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。

取組No.	1-1-1	重点取組	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	拡充														

①事業概要

福祉のつなぐシート登録システムを活用してつなぎの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。
切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつなぐシート登録システムの利用者を庁内窓口のみならず、庁外の民間事業者にもまで広く拡大します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業(取組)内容	成果(活動)指標		R 6	R 7	R 8
福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課	市内登録事業者数	③目標(値)	15事業者以上	25事業者以上	30事業者以上
		④実績(値)	17事業者		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
「評価」の理由	目標値を2事業者上回る福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等(以下、「市内登録事業者」という。)を確保でき、市内登録事業者に協力いただく際には、実際に想定される事例を紹介したことで、福祉のつなぐシートを使用した支援イメージを共有することができたため。				
課題等	「目標値を2事業所上回る」市内登録事業者に活用いただける体制を整えたが、つながった案件が少なかった。				
令和7年度以降の取組や方針	幅広い市内登録事業者に活用いただけるよう、使用感に対するヒアリングを行い、より利活用しやすいシステム構築を検討する。				

取組No.	1-1-2	重点取組	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
多機関協働事業につながった複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯について、相談支援包括化推進員とともに重層的支援会議及び支援会議により支援につなげます。（福祉政策課） 各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題を抱えた方、その世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7	R 8								
重層的支援会議及び支援会議の開催 担当課：福祉政策課		会議の開催	③目標（値）	6回以上	6回以上	6回以上								
			④実績（値）	8回										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課		相談支援包括化推進員の人数	③目標（値）	4人	5人以上	5人以上								
			④実績（値）	4人										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		目標値を2回上回る会議を開催のうえ、医療機関や学校、その他幅広い分野の支援機関と連携し、対象者及びその世帯に支援を行った。市職員1名及び社会福祉協議会のCSW3名が、目標値である4人の相談支援包括化推進員を担い、支援会議の開催等それぞれの役割に応じた支援を行った。特に支援会議の開催を通じ、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするための課題を整理したため。												
課題等		支援会議の開催には至ったものの、本人同意を要する重層的支援会議の実施には至っていない。また、調整役である、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするため、複数の福祉分野でのケースワーク経験がある者が担い、かつ複数人体制で対応する必要がある。												
令和7年度以降の取組や方針		本人同意を得ることで、より具体的で適切な支援につなげることができるため、引き続き、対象者及びその世帯との関係構築に努める。相談支援包括化推進員については、調整役を複数人体制とするとともに、適切な人材及び配置を検討する。												

取組No.	1-1-3	重点取組	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
統一的な記録方式を導入することにより、記録方式の標準化・共通化を行い、市及び各支援機関による支援の円滑化を推進します。（福祉政策課・福祉相談課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
統一的な記録方式の導入及び導入先の拡大 担当課：福祉政策課・福祉相談課		記録方式の導入	③目標（値）	調査・研究		記録方式の導入		記録方式の導入先の拡大						
			④実績（値）	調査・研究										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		統一的相談支援記録方式の導入にあたり、生活支援記録法の一つであるF-S0AIPの導入自治体にヒアリングを実施し、令和7年度に研修を実施するための予算の確保並びに相談対応部署へのヒアリングにより実践的で効果的な研修となるように調整したため。												
課題等		研修実施後、統一的相談支援記録方式が定着するためのチェック体制等を構築していく必要がある。												
令和7年度以降の取組や方針		庁内の福祉職（保健師を含む）を対象とする統一的相談支援記録方式の研修を実施することにより、担当者間の偏りを無くし、記録作成・把握の効率化を図り、効果的な支援につなげる。												

施策No.	1-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。										
取組No.	1-2-1	重点取組	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実										
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること		構成計画	地	●	後		高		障
区分	拡充												
①事業概要													
コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）が伴走型支援が可能な社会資源の発掘及び連携し、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題、制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対するアウトリーチ等の充実を図ります。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6	R 7	R 8							
CSWによる社会資源の発掘及び活用 担当課：福祉政策課		社会資源の発掘及び活用	③目標(値)	社会資源の発掘	社会資源の発掘及び活用	社会資源の発掘及び活用							
			④実績(値)	社会資源の発掘									
			⑤進捗状況評価	A：進捗している									
「評価」の理由	社会資源の発掘として地域のサロン、多世代交流拠点、店舗などを回った。出張形式のなんでも相談会を開催し、対象者及びその世帯に適宜アウトリーチを実施できたため。												
課題等	新たな地域活動者が増えているため、関係者との横の連携を、これまで以上に緊密に取っていく必要がある。												
令和7年度以降の取組や方針	ふらっとなんぶ等の居場所機能を活かしたアウトリーチのほか、地域の店舗等との連携の強化を図る。												

取組No.	1-2-2	重点取組	ピアサポーターを活かした支援の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
CSWがピアサポーターやピアサポート団体と連携し、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対する効果的な伴走支援を行います。（福祉政策課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8						
ピアサポーターを活かした支援 担当課：福祉政策課		支援の検討	③目標(値)	調査・研究		支援の試行実施		支援の実施						
			④実績(値)	調査・研究										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		市外３か所の生きづらさを抱えた当事者向けの居場所を視察した。また、市内関係各所に対し、ピアサポーターを担う当事者の有無について確認及び、市内での居場所立ち上げの協力可否について相談をし、CSWの後方支援の必要性について明確化することができたため。												
課題等		当事者単独での活動は、体調や特性によって運営を継続することに難しさがあるため、CSWが後方支援を行う必要がある。												
令和７年度以降の取組や方針		ピアサポーターとともに、ふらっとなんぶで、当事者のための居場所活動を定期開催していく。ピアサポーターをCSWが後方支援するにあたっては、アウトリーチの機会としても活用する。												

施策No.	1-3	施策	判断能力に支援が必要な方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。											
取組No.	1-3-1	重点取組	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援の理解促進のために、支援・検討会議を開催し、支援者のサポートを行います。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施 担当課：福祉政策課		ケースに応じた実施	③目標（値）	適宜		適宜		適宜						
			④実績（値）	0										
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない										
「評価」の理由		あんしん粕江の職員が重層的支援体制整備事業における支援会議に出席し、対象世帯全体の課題の把握や対象者の権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性は検討できたが、対象者一人ひとりに対する権利擁護支援のための支援・検討会議（試行含む）は実施できなかったため。												
課題等		支援・検討会議を実施する中核機関の体制整備がなされていない。												
令和7年度以降の取組や方針		支援・検討会議を実施する中核機関の体制整備を行っていくため、試行の実施を含めて検討していく。												

取組No.	1-3-2	重点取組	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続													
①事業概要														
自己決定権を尊重した意思決定支援を推進するため、市内権利擁護業務担当者勉強会により後見人等のスキルアップを行います。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
アドバイザリースタッフ会議を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施 担当課：福祉政策課		ケースに応じた実施	③目標（値）	適宜		適宜		適宜						
			④実績（値）	1 件										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		アドバイザリースタッフ会議を活用し、困難案件の対応について、一定の方向性を決めることができたため。												
課題等		アドバイザリースタッフ会議に諮るまで、また、さらに具体的な支援までに時間を要する。												
令和7年度以降の取組や方針		アドバイザリースタッフ会議を活用することが最適と思われる案件が発生した場合は、積極的に活用する。												

取組No.	1-3-3	重点取組	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続													
①事業概要														
自己決定権を尊重した意思決定支援を推進するため、市内権利擁護業務担当者勉強会により後見人等のスキルアップを行います。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標（値）	2回以上		2回以上		2回以上						
			④実績（値）	3回										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		市内権利擁護業務担当者勉強会を、目標以上の3回実施でき、新たに行政書士や市民後見人が参加し、前年度より多くの職種の関係者が参加したため。												
課題等		権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。												
令和7年度以降の取組や方針		市内の権利擁護に関わる様々な職種の参加を促し、ネットワーク作りを図るとともに、勉強会を通して個々のスキルアップを行っていく。												

施策No.	1-4	施策	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。											
取組No.	1-4-1	重点取組	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化											
担当課	福祉相談課		大施策	障がい者の支援に関すること		構成計画	地		後		高		障	●
区分	新規													
①事業概要														
障害者総合支援法第77条の2に定める、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを令和6年11月に設置します。基幹相談支援センターの主催により、市内の相談支援事業所向けの研修を実施するとともに、相談支援事業所をはじめとした地域の関係機関と協働し、連携の緊密化を促進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
市内相談支援事業所向け研修の実施 担当課：福祉相談課		実施回数	③目標（値）	関係機関・団体との調整		2回		2回						
			④実績（値）	1回										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		基幹相談支援センターを、予定どおり、11月に開設した。相談支援体制強化のための研修は、地域自立支援協議会の相談支援専門員の部会と協働し、例年同様、ファシリテーション研修を1回実施した。市内の相談支援事業所から、多数の職員が参加し、学びを深め研鑽の場とすることができたため。												
課題等		計画相談や障がい者の権利擁護に特化した研修については、次年度以降で、初めての実施となる。												
令和7年度以降の取組や方針		相談支援事業所が希望する研修を実施する。また虐待等の権利擁護研修については、高齢者支援事業所と連携し、地域課題である8050問題を取り上げる。												

取組No.	1-4-2	重点取組	総合的・専門的な相談支援の実施												
担当課	福祉相談課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	新規														
①事業概要															
市の総合的な相談窓口は、福祉相談課相談支援係及び基幹相談支援センターとなり、専門的かつ高度な技術・知識を必要とする相談については、基幹相談支援センターにおいて対応します。相談内容によっては、市内の主任相談支援専門員等の民間事業所と支援会議を実施することで、連携・協働を強化し、様々な問題に対応する相談支援を実施します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
民間事業所と連携した支援会議 担当課：福祉相談課		ケースに 応じた実施	③目標（値）	適宜		適宜		適宜							
			④実績（値）	44回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		基幹相談支援センターを設置し、多職種連携の体制を強化したことにより、権利擁護や困難事例などの支援会議に44回参加できた。様々な民間事業所との支援会議に参加することで連携・協働が強化されたため。													
課題等		市内事業所だけでなく、市外の支援事業所や医療機関等など幅広く連携しており、特に虐待に関係する支援会議が多く、虐待通報件数が増加傾向であるため、今後も実績は増えていくことが想定される。													
令和7年度以降の取組や方針		複雑困難な相談や虐待等の権利擁護のケースについては、他職種連携が必須となるため、必要な支援会議を実施し、効果的なチーム支援を実践できるよう、支援に参画する。													

年度	令和6(2024)
基本目標	「つながり」を実感できる地域づくり

施策No.	2-1	施策	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。

取組No.	2-1-1	重点取組	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
福祉のまちづくり協議委員会にて地域生活課題の検討及び分析を行い、その結果を福祉のまちづくり委員会へ提供することで、福祉のまちづくり委員会の円滑な運営や地域生活課題の解決力の強化を図ります。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
福祉のまちづくり協議委員会の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標（値）	2回以上		2回以上		2回以上						
			④実績（値）	0回										
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない										
「評価」の理由		分野横断型の連携の促進及び、より専門的な地域生活課題の把握が必要となり、福祉のまちづくり協議委員会の運営方法を整理したことにより、福祉のまちづくり協議委員会の開催は見送ることとなったため。												
課題等		福祉のまちづくり協議委員会の運営方法の整理に伴い、福祉のまちづくり委員会についても運営方法が変更となるため、互いの所掌事項についてしっかりと共有する必要がある。												
令和7年度以降の取組や方針		高齢、障がい、子育て分野の支援に関わる専門職を委員に選出し、協議を進める。新たな委員には、両委員会の所掌事項を理解のうえ、目的達成のために必要な協議を行っていく。												

取組No.	2-1-2	重点取組	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
福祉のまちづくり委員が福祉に関する知識や地域資源に関する情報を習得することにより、課題解決に向けた取組を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
福祉のまちづくり委員向け研修の実施 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標（値）	1 回以上		1 回以上		1 回以上						
			④実績（値）	2 回										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		2 地区の委員会において、「医療機関連携」と「こどもの権利」をテーマとする研修会を実施できたため。												
課題等		町会や民生委員・児童委員に所属している委員が増えたため、組織としての課題に取り組んでいただける仕組みづくりが求められている。												
令和 7 年度以降の取組や方針		令和 7 年度から第 2 期の福祉のまちづくり委員会、協議委員会が開始することに伴い、両委員会の役割を明確にする。 また、地域アセスメントを引き続き実施し、情報整理に努める。												

施策No.	2-2	施策	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。

取組No.	2-2-1	重点取組	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
災害発生時に避難行動要支援者が安全に避難できるよう、福祉関係者等と連携して個別避難計画の作成を支援します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
福祉関係者等との連携 担当課：福祉政策課		連携先の拡大	③目標（値）	居宅介護支援事業所等		相談支援事業所等		福祉関係者等							
			④実績（値）	居宅介護支援事業所											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		市内の避難行動要支援者となつたある市内外の居宅介護支援事業所と個別避難計画作成支援業務委託の契約を締結し、個別避難計画の作成を推進することができたため。													
課題等		個別避難計画の作成における環境整備に時間を要してしまい、居宅介護支援事業所による作成支援の件数が少なくなつてしまった。													
令和7年度以降の取組や方針		作成支援の対象事業所に、居宅介護支援事業所に加え、新たに相談支援事業所を対象として拡大するとともに、早期に契約を締結のうえ十分な作成時間を確保し、個別避難計画の作成を推進する。													

取組No.	2-2-2	重点取組	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
統合型GISを活用し、平常時における個別避難計画作成を効率化することで、個別避難計画の作成及び更新を支援します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
統合型GISを活用した個別避難計画の策定及び改定 担当課：福祉政策課		作成者の 拡大及び更 新	③目標（値）	要介護3以上の対象者		障害者手帳取得者等		既計画策定者等							
			④実績（値）	要介護3以上の対象者											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
「評価」の理由		統合型GISを活用した避難行動要支援者支援システムの運用を開始し、要介護3以上の対象者の個別避難計画の作成を支援する介護支援専門員連絡会へ委託を行い、一部ではあるがシステムを活用した個別避難計画の作成を実現したため。													
課題等		避難行動要支援者支援システムの運用は開始したものの、システムの利用実績が低調で、紙での提出が多いことから丁寧な操作説明によりシステムの利用が増えるように取り組む必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		個別避難計画作成支援業務委託の契約を早期に行い、十分な作成時間を確保したうえで、作成支援では、避難行動要支援者支援システムの活用を促進できるよう、使用方法などを改めて丁寧に説明・周知し、個別避難計画の作成を推進する。													

取組No.	2-2-3	重点取組	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
統合型GISを活用し、支援組織とともに避難支援体制を整備し、災害時における避難行動要支援者支援の迅速化につなげるため、個別避難計画の作成及び更新を進めます。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
支援組織との避難支援体制の整備 担当課：福祉政策課		避難支援体制の整備	③目標（値）	統合型GISの導入・活用周知		避難訓練の試行実施		避難訓練の実施							
			④実績（値）	統合型GISの導入・活用周知・訓練実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		統合型GISによる避難行動要支援者支援システムを導入し、システムを活用した福祉避難スペース及び福祉避難所設置運営訓練を行った。また、居宅介護支援事業所や民生委員・児童委員を中心に活用の周知を行ったため。													
課題等		避難行動要支援者支援システムの運用は開始したものの、システムではなく、従来どおり、紙での提出が多い。													
令和7年度以降の取組や方針		福祉避難スペース及び福祉避難所設置運営訓練では、避難支援等関係者による避難行動要支援者支援の迅速化を図るため、システムの操作訓練を実施する。													

施策No.	2-3	施策	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。

取組No.	2-3-1	重点取組	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援
担当課	福祉政策課・福祉相談課	大施策	包括的な支援に関すること
区分	新規	構成計画	地 ● 後 高 障

①事業概要

集合住宅の建て替えに伴い発生する課題について、支援関係団体と情報を共有し支援につなげます。また、CSWが社会資源と連携し、地域づくりの支援を行います。（福祉政策課）
こまほっとシルバー相談室において、都営狛江団地や多摩川住宅の建て替えに伴う生活の困りごと等の相談を受け、適切な支援機関等へつなぐとともに、必要に応じて見守り活動を行います。（福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 6	R 7	R 8
情報共有と支援 担当課：福祉政策課	会議の開催	③目標（値） ④実績（値） ⑤進捗状況評価	1回以上 2回 S：目標を上回って達成している	1回以上	1回以上
地域づくりの支援 担当課：福祉政策課	支援方法の検討	③目標（値） ④実績（値） ⑤進捗状況評価	調査・研究 調査・研究 A：進捗している	支援の実施	支援の実施
建て替えに伴う相談から福祉的ニーズを把握し、適切な支援機関等へつなぐ 担当課：福祉相談課	つなぐニーズのある件数とつなぐことができた件数の割合	③目標（値） ④実績（値） ⑤進捗状況評価	調査・研究 実態の把握 A：進捗している	調査・研究	調査・研究
個別の福祉的ニーズから、地域課題を把握 担当課：福祉相談課	地域課題及びその解決策の明確化	③目標（値） ④実績（値） ⑤進捗状況評価	調査・研究 地域課題の把握 A：進捗している	調査・研究	調査・研究
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		
「評価」の理由	狛江団地の建て替えに備え、こまほっとシルバー相談室における対象者への支援をサポートするため、多摩川住宅二号楼団地の建て替えに関わった方々と会議を行い、実際に起こった課題に関し、ヒヤリングを行った。また、狛江団地の建て替え時に福祉的な支援を行うことが想定される支援関係団体と会議を行い、狛江団地の建て替えに関する現状の共有及び今後の地域づくり等も含めた支援に関する検討を行ったため。				
課題等	東京都及び東京都住宅供給公社が主となり実施するため、正確な情報の把握に時間を要する。また、住民が建て替えに関する詳細な情報を把握できていないことから、不安に感じている声が上がっているほか、引越費用の捻出や引越し準備等の支援の必要性が高まっている。				
令和7年度以降の取組や方針	正確な情報把握のもと支援関係団体との会議を実施するとともに、福祉的ニーズの把握に努め、必要な支援を行っていく。				

取組No.	2-3-2	重点取組	(仮称) 地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
(仮称) 地域福祉サポーター等の育成や活用に向け、社協が実施する、(仮称) 地域福祉サポーター等とCSWとの連携による新たな支え合いシステムの構築を支援します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業(取組)内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8						
(仮称) 地域福祉サポーターの育成・活用 担当課：福祉政策課		育成・活用	③目標(値)	調査・研究		調査・研究		調査・研究						
			④実績(値)	調査・研究										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
「評価」の理由		関係部署と共に継続的な会議を実施し、(仮称) 地域福祉サポーターの機能、役割を検討したが、(仮称) 地域福祉サポーターの明確な位置付けを行うまでに至らなかったため。												
課題等		課題解決につながる個人活動者が、地域の課題解決に向けて取組めるように結びつけるコーディネート機能が不足しているため、先進事例の取組を参考にして地域福祉サポーターの取組に含められるか検討する必要がある。												
令和7年度以降の取組や方針		先進地域の視察を実施し、今後について検討する。												

取組No.	2-3-3	重点取組	多様な居場所の設置・活動の支援											
担当課	福祉政策課・子ども若者政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
地域での支え合いが必要な方への福祉サービスの普及及び拡大を図るため、地域福祉推進事業補助金により多様な居場所の設置・活動を支援します。（福祉政策課）														
子ども・若者の居場所事業を実施することにより世代や立場を超えて、身近で様々な価値観に触れることができる機会を創出します。（子ども若者政策課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
地域福祉推進事業補助金による団体への支援 担当課：福祉政策課		利用団体数	③目標（値）	1 団体以上		1 団体以上		1 団体以上						
			④実績（値）	1 団体										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
子ども・若者の居場所事業の実施 担当課：子ども若者政策課		年間利用者数	③目標（値）	4,100人		4,100人		4,100人						
			④実績（値）	4,120人										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		地域福祉推進事業補助金により、新たに開設したフリースクールへの支援を行った。子ども・若者の居場所事業では、概ね目標値と同程度の利用者数となり、子ども・若者の居場所を提供できた。また、子どもへの学習支援や子育て世帯に対する相談事業も行うことができているため。												
課題等		施設や受託者が任意団体であることから、その運営状況を見守っていく必要がある。												
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、子ども・若者の居場所の確保や学習支援、子育て世帯への相談事業を実施し、子ども・若者が地域で安心して暮らすことができるための支援を行っていく。												

取組No.	2-3-4	重点取組	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
居場所等の活動をより活性化するため、市外の居場所事業者等も含めたネットワークを構築し、市内関係団体間との連携を支援します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7		R 8							
視察や見学、会議等の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標（値）	1 回以上	1 回以上		1 回以上							
			④実績（値）	2 回										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		市内の多世代交流に取り組む団体等が情報交換会を定期的に行っている。情報交換会に出席し、国・都・市制度の説明を行い、市内で活動されている団体や、新たに活動を始めたいという方に対して情報提供を行うとともに、連携を支援することができたため。												
課題等		市の窓口にご相談に来られた方など、居場所等の活動に興味がある方を情報交換会に積極的につなげる。												
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、年2回程度参加するとともに、積極的な情報交換を行っていく。												

取組No.	2-3-5	重点取組	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規														
①事業概要															
近隣の学校等へのアウトリーチにより、多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」等で活動する団体等と学生とのマッチングを支援し、団体等との連携強化、地域の課題解決力の向上を目指すとともに、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
マッチング等支援の実施 担当課：福祉政策課		マッチング回数	③目標（値）	1 回以上		3 回以上		3 回以上							
			④実績（値）	2 回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		ふらっとなんぶにおいて、桐朋学園大学と成城大学との連携を図り、音楽会や見学ツアー等のイベントを実施できたため。													
課題等		近隣の大学との関係性づくりはできてきているが、学生ボランティアが地域団体とつながるところまでは至っていないので、引き続き、大学との関係性を強化・継続していく必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		音楽会や見学ツアー等のイベントは、世代を超えて交流できる企画で、参加者からも非常に好評だったため、継続して実施するとともに、地域の要望と学生ボランティアの希望のマッチングを図っていく。													

施策No.	2-4	施策	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。

取組No.	2-4-1	重点取組	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
地域住民が意思決定支援を含め、権利擁護支援に対する正しい理解の促進を図るため、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行います。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7	R 8								
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標（値）		2回以上	2回以上	2回以上								
		④実績（値）		3回										
		⑤進捗状況評価		A：進捗している										
地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標（値）		1回以上	1回以上	1回以上								
		④実績（値）		1回										
		⑤進捗状況評価		A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由	市内権利擁護業務担当者の勉強会を、目標以上の3回実施でき、新たに行政書士や市民後見人が参加し、前年度より多くの職種の関係者が参加した。また、セミナー等の開催については、学び講座を粕江市民生委員児童委員協議会の生活福祉部会に対して行い、権利擁護事業の普及啓発を行ったため。													
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針	引き続き、市内権利擁護勉強会や学び講座を実施し、権利擁護支援に対する正しい理解の促進を図るため普及・啓発を行っていく。													

取組No.	2-4-2	重点取組	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充														
①事業概要															
市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標（値）	実施		継続実施		継続実施							
			④実績（値）	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
（再掲）地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標（値）	1 回以上		1 回以上		1 回以上							
			④実績（値）	1 回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民に対して、学び講座等を含めて権利擁護支援事業を普及・啓発を行ったため。													
課題等		権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民に対して、学び講座等を含めて権利擁護支援事業を普及・啓発していく。													

取組No.	2-4-3	重点取組	市民後見人の活躍支援												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充														
①事業概要															
市民後見人の方々に向けて市で開催する権利擁護業務担当者勉強会を積極的にPRし、参加いただくことで、能力の向上と各支援機関と顔と顔の見える関係づくりを目指します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
市民後見人の市内権利擁護業務担当者勉強会への参加 担当課：福祉政策課		参加人数	③目標（値）	1人以上		1人以上		1人以上							
			④実績（値）	1人											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		多摩南部成年後見センターに周知を依頼し、市内権利擁護業務担当者勉強会に初めて市民後見人が参加したため。													
課題等		市民後見人の育成等は多摩南部成年後見センターで行っているため、市、あんしん狛江、多摩南部後見センターと協働して活躍できる体制作りを行っていく必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、多摩南部成年後見センターへ周知を依頼し、市内権利擁護業務担当者勉強会に市民後見人が参加できるように促していく。													

施策No.	2-5	施策	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。

取組No.	2-5-1	重点取組	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
高齢者の増加に伴い、深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、既存機器の見直しや新たな機器の導入を検討する等、緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業を推進することで、地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
緊急通報装置事業の見直し 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標（値）	LTE機器の試験導入		LTE機器の本格実施		継続実施							
			④実績（値）	1件											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
新たな装置等の導入 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標（値）	新たな装置等の検討		新たな装置等の調整		新たな装置等の試行実施							
			④実績（値）	他自治体の状況把握を											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		緊急通報装置事業の見直しについて、試験導入した機器の利用実績は1件であり、新たな装置等の導入については、他自治体の事例確認や近隣市との情報交換を行ったため。													
課題等		制度を必要としている高齢者のニーズ把握が必要であり、対象要件の緩和等についても検討が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		緊急通報装置事業については、試験導入した機器の利用件数が少なく、引き続き、利用状況を把握したうえで、本格実施について再検討する。また、新たな装置等の導入について、引き続き他自治体の取組みについて情報収集し、装置の選定及び導入に向けた調整を行う。													

取組No.	2-5-2	重点取組	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
高齢者の増加に伴い深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、高齢者虐待防止・見守りネットワークに加え、GPSを活用した早期発見の仕組みづくりを行う等、地域住民や事業者等による「ながら見守り」を実施することで、地域における一人暮らし高齢者の見守りを強化します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
地域住民等による「ながら見守り」の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標（値）	「ながら見守り」の検討		「ながら見守り」の調整		「ながら見守り」の実施							
			④実績（値）	「ながら見守り」の実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
GPS等を活用した早期発見の仕組みづくり 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標（値）	GPS機器、仕組みづくりの検討		GPS機器、仕組みづくりの調整		GPS機器、仕組みづくりの試行実施							
			④実績（値）	先行事例等の調査確認											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		地域住民や高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定を締結している既存事業所等による「ながら見守り」を実施するとともに、GPS機器等を活用した早期発見の仕組みについて、他自治体の事例確認や近隣市との情報交換を行ったため。													
課題等		高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定先の新規開拓とともに、早期発見の仕組みづくりとしてGPS機器等の選定が必要である。他自治体においても同様の課題を抱えており、担当係長会等の場で引き続き情報交換に取り組む。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、地域住民や事業所等による「ながら見守り」を実施するとともに、GPS機器等の選定等に取り組む。													

施策No.	2-6	施策	認知症の「共生」と「予防」を推進します。

取組No.	2-6-1	重点取組	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
これまで行ってきた認知症支援等の取組を認知症基本法の基本理念を踏まえて整理、継続、不足する取組を追加する等、認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組を推進することで、認知症の「共生」と「予防」を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8							
既存事業の整理・継続実施 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	取組一覧の更新・位置づけ整理		都の計画と整合		課題整理							
			④実績(値)	新たな事業を実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
不足する事業の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	基本理念②③の事業検討		基本理念②③の事業調整		基本理念②③の事業試行実施							
			④実績(値)	新たな事業を実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		認知症基本法に沿った既存事業を整理するとともに、既存事業を継続実施し、理解啓発活動として、新たに「認知症の人の視点をVR体験するイベント」を実施したため。													
課題等		国の「認知症施策推進基本計画」及び「東京都認知症施策推進計画」に基づく既存事業の位置づけと、それに伴う事業調整が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		「東京都認知症施策推進計画」の策定後、再度、既存事業の整理を行うとともに、不足する取組の事業化を検討・調整する。													

取組No.	2-6-2	重点取組	認知症に関する理解啓発活動の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
共生社会の実現に不可欠な認知症に関する正しい知識と認知症の方に関する正しい理解を深められるよう、機会を捉えた普及啓発や当事者からの発信機会の創出など、認知症に関する理解啓発活動を実施することで、認知症の「共生」を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
機会を捉えた普及啓発 当事者からの発信機会 担当課：高齢障がい課		講演会等の実施	③目標（値）	講演会等の検討 本人ガイドの普及		講演会等の調整		講演会等の開催							
			④実績（値）	普及啓発及び当事者からの発信											
認知症サポーター養成講座の 開催 担当課：高齢障がい課		開催数	⑤進捗状況評価	A：進捗している											
			③目標（値）	養成講座開催		養成講座開催		養成講座開催							
			④実績（値）	11回開催											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		認知症の人の視点をVR体験するイベントを開催し、当事者からの発信としてインタビュー動画を放映した。また、チームオレンジを開催運営することで、当事者からの発信機会の創出につなげたため。													
課題等		より多くの市民に認知症に関する正しい知識と理解を深めてもらえるよう、継続的に理解啓発活動を実施することが必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、認知症に関する理解啓発活動を実施するとともに、認知症サポーター養成講座を開催する。													

取組No.	2-6-3	重点取組	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症サポーター（キッズサポーター）養成講座を開催する等、地域等における認知症の方やその家族に対する支援を担う認知症サポーター（キッズサポーター）を養成することで、認知症の共生を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
（再掲）認知症サポーター養成講座の開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標（値）	養成講座開催		養成講座開催		養成講座開催							
			④実績（値）	11回開催											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
キッズサポーター養成講座の拡大 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標（値）	養成講座拡大		養成講座拡大		養成講座拡大							
			④実績（値）	現行通り実施											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持											
「評価」の理由		認知症サポーター養成講座については、前年度の実施回数を上回る実績となったが、キッズサポーター養成講座については、例年同様、中学校1校のみに留まったため。													
課題等		キッズサポーター養成講座の拡大については、小・中学校の授業時間の中で90分の講義時間を確保することが厳しい状況である。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、認知症サポーター養成講座を実施するとともに、キッズサポーター養成講座の拡大について、小・中学校と調整を図る。													

取組No.	2-6-4	重点取組	チームオレンジの活動支援・新設												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症の方やその家族の悩み・生活支援ニーズを支援者につなぐ核となる認知症サポーターステップアップ講座を開催する等、チームオレンジの活動を支援するとともに、新たなチームオレンジを設立することで、認知症の共生を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
認知症サポーターステップアップ講座の実施・再編 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	講座見直し・開催		講座開催		講座開催							
			④実績（値）	講座を再編し開催											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
チームオレンジの新設 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	新設検討及び調整		新設検討及び調整		新設検討及び調整							
			④実績（値）	チームオレンジを新設											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		認知症サポーターステップアップ講座については、講座内容の再編を行い、連続講座として実施した。また、チームオレンジについても新たに1箇所立上げることができたため。													
課題等		認知症サポーターステップアップ講座については、より多くの受講者を地域におけるチームオレンジの活動につなげる仕組みづくりが必要である。また、チームオレンジの新設については、未設置の圏域における立上げ支援が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、再編した認知症サポーターステップアップ講座を継続実施するとともに、チームオレンジの立上げや運営活動についての支援を実施する。													

取組No.	2-6-5	重点取組	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
介護に直接携わる職員の認知症介護基礎研修義務化等、認知症への対応力向上に向けた取組を推進するとともに、認知症の方や要介護者が住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスを今後の在り方に基づき確保・整備する等、認知症の特性を踏まえた介護サービスを提供・確保することで、認知症の「共生」を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
地域密着型サービスの整備検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討		検討結果を踏まえた対応		検討結果を踏まえた対応							
			④実績（値）	検討											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
「評価」の理由		地域密着型サービスの整備検討について介護保険推進市民協議会で検討を行った。認知症対応型共同生活介護サービスについては、令和6年4月に新規開設されていることも踏まえ、未整備である多機能系サービスの必要性を中心に検討を行った。結果、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることになったため。													
課題等		令和7年度、看護小規模多機能型居宅介護の公募を行うことになったが、前回同様に応募事業者がいない状況をつくらないう周知方法に更なる工夫が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		認知症に特化した地域密着型サービスは、令和6年4月に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を開設したことも踏まえ、令和7年度については、看護小規模多機能型居宅介護の公募を実施する方針となった。このサービスは、通い、泊まり、訪問介護、訪問看護を利用者の状態や必要に応じ柔軟に提供するサービスとなっている。													

取組No.	2-6-6	重点取組	認知症予防事業の拡充													
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること				構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充															
①事業概要																
これまで実施してきた認知症予防事業を継続して実施するとともに、認知症予防に効果的なフレイル予防等の拡充実施や、早期発見・早期診断・対応に向けた認知症検診の実施に向けた検討を進める等、認知症予防事業の拡充を行うことで、認知症の予防を推進します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6				R 7				R 8				
ヒアリングフレイル拡充実施 補聴器補助創設		—	③目標（値）	事業実施 補助開始				継続実施 継続実施				継続実施 継続実施				
担当課：高齢障がい課			④実績（値）	拡充実施、補助開始												
			⑤進捗状況評価	A：進捗している												
認知症検診の検討		—	③目標（値）	検討				検討				関係者との調整				
担当課：高齢障がい課			④実績（値）	実施状況の把握												
			⑤進捗状況評価	B：現状維持												
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している												
「評価」の理由		ヒアリングフレイルイベントの拡充及び補聴器補助を創設するとともに、他自治体における認知症検診事業の実施状況について把握したため。														
課題等		ヒアリングフレイルイベントについては、聞こえのチェックや専門家に対する相談希望者が多いため、更なる拡充が必要である。また、認知症検診事業については、実施方法の検討や体制整備が必要である。														
令和7年度以降の取組や方針		ヒアリングフレイルイベントを拡充実施するとともに、認知症検診事業の実施方法や体制整備について検討する。														

施策No.	2-7	施策	障がい者理解を推進します。

取組No.	2-7-1	重点取組	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	拡充														
①事業概要															
これまでの障がい者理解推進に向けた理解啓発活動に加え、当事者を講師とした講習会や障がい体験を通して、障がい者がどういったことに困るのかといったことや、配慮事項を学ぶ理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
当事者が講師となる講演会・講座等の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標（値）	検討		試行実施		本格実施							
			④実績（値）	検討											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
児童・生徒に対する出前授業等の実施 担当課：高齢障がい課		回数	③目標（値）	検討		2回		2回							
			④実績（値）	検討											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		令和7年度に市内学校で当事者が参加する講演等の試行実施に向けた調整を行い、10回開催する予定となったため。													
課題等		具体的な内容や依頼する講師を学校と調整のうえ、実施する。													
令和7年度以降の取組や方針		障がいの内容に偏らず、視覚、聴覚、肢体等を順次実施できるよう調整を図る。													

取組No.	2-7-2	重点取組	障がい者週間等における理解啓発活動の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	拡充														
①事業概要															
障害者差別解消法に基づく共生社会の実現に向け、ユニバーサルマナー講座の実施や事業所の製品販売等、障がい者週間等における理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
当事者理解を深める講座等の実施 担当課：高齢障がい課		講座等の実施	③目標（値）	実施		実施		実施							
			④実績（値）	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
障がい者週間等における事業所活動や製品の紹介 担当課：高齢障がい課		展示等の開催	③目標（値）	開催		開催		開催							
			④実績（値）	開催											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		「障害者週間」において、ユニバーサルマナー講習を開催し、市民13人及び市職員7人が参加した。また、市役所2階のロビーで5日間、市内の障がい福祉に係る事業所及び市民団体の活動について展示を行ったため。													
課題等		当事者理解を深める講座は、障がい者に理解のある方が応募する傾向があり、参加者の裾野を広げる工夫が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		市内の小学校での取組を推進する。													

取組No.	2-7-3	重点取組	障がい者福祉施設の自主製品の販売												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	拡充														
①事業概要															
障がいを理由とする差別の解消や共生社会の実現に向け、障がい者週間や上手いもの市等における販売等、障がい者福祉施設の自主製品の販売を行うことで、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8							
上手いもの市の開催 担当課：高齢障がい課		市内の障がい福祉サービス事業所を「1つも知らない」と答えた人の割合	③目標(値)	20%以下		20%以下		20%以下							
			④実績(値)	14%											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
ほこみち事業を活用した販売等の新たな販売機会の検討 担当課：高齢障がい課		新たな取り組みの実施	③目標(値)	検討		実施		実施							
			④実績(値)	試行実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		市内の障がい福祉サービス事業所を「1つも知らない」と回答した人の割合は、14%であったため。また、上手いもの市を試行的に、狛江駅北口に新たに開設したほこみちで開催したため。													
課題等		ほこみちは、雨や風の影響を受けるため、絵葉書やコースター等の製品の販売には適さない。													
令和7年度以降の取組や方針		天候に左右されないような、障がい福祉サービス事業所等の製品を販売できる場所を引き続き検討する。													

取組No.	2-7-4	重点取組	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	拡充														
①事業概要															
障害者差別解消法の改正により、事業所等による合理的配慮の提供が義務化されたことを周知・啓発することで、社会全体での合理的配慮の必要性を広める等、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7		R 8								
事業所・団体への周知・啓発 担当課：高齢障がい課		周知の実施	③目標（値）	実施	実施		実施								
			④実績（値）	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		事業所等による合理的配慮の提供が義務化されたことを市ホームページトップ画面で周知するとともに、市内の障がい・高齢・介護関連事業所に個別通知にて周知したため。													
課題等		周知方法の検討													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き合理的配慮の提供について周知を図る。													

年度	令和6(2024)
基本目標	社会参加を進めるシステムづくり

施策No.	3-1	施策	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。

取組No.	3-1-1	重点取組	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	●
区分	拡充														

①事業概要					
聞こえが困難なこと等により、コミュニケーションに障がいのある市民に向けたユニバーサルコミュニケーション支援機器を導入し、ユニバーサルコミュニケーション支援を推進します。					
②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 6	R 7	R 8
ユニバーサルコミュニケーション支援機器の導入及び活用 担当課：福祉政策課	機器の導入	③目標（値）	調査・研究	支援機器の導入	支援機器の活用
		④実績（値）	調査・研究		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
「評価」の理由	庁舎におけるユニバーサルコミュニケーション機器の導入に向けて、都の補助制度説明会への参加や事業者による説明を受けた。また、令和7年度から都が視覚障がい者向けの情報発信の取組として予定している音声版ハザードマップについても事業者の説明を受け、調査・研究を行ったため。				
課題等	都の補助制度が、インシャルコストのみを対象としており、ランニングコストは対象外であることから、市の将来的な負担増が見込まれる。また、音声版ハザードマップについても、都は試験導入としており、永続性が確保できていない。				
令和7年度以降の取組や方針	ランニングコストを低減したユニバーサルコミュニケーション機器の導入についての調査・検討を行う。また、音声版ハザードマップをより活用するためのオプションの導入について検討する。				

取組No.	3-1-2	重点取組	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進												
担当課	福祉政策課・高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	●
区分	新規														
①事業概要															
「心のバリアフリー」を学ぶ教材等を用いて「障害の社会モデル」の理解、障がいのある人への不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を行わないことの徹底、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培い、心のバリアフリーの普及啓発を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
心のバリアフリーの普及啓発 担当課：福祉政策課		研修の実施	③目標（値）	調査・研究		庁内外向け研修の実施		庁内外向け研修の実施							
			④実績（値）	調査・研究											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
ユニバーサルマナー講習会の開催 担当課：高齢障がい課		講習会の実施	③目標（値）	実施		実施		実施							
			④実績（値）	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材を活かした研修の実施に向けた調整を行った。また、「障害者週間」において、ユニバーサルマナー講習を開催し、市民13人及び市職員7人が参加したため。													
課題等		東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けた資料であり、5年が経過しており、新たな教材についても検討が必要である。また、障がいの分野に興味の低い方にも関心を持ってもらうためには、市役所等で講演を行うだけでなく、より広範な分野での啓発が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		デフリンピックの開催に合わせた新たな教材等が開発された場合に適宜対応をしていく。また、講演の参加者を募集するだけでなく、小学校等での啓発を検討する。													

施策No.	3-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。											
取組No.	3-2-1	重点取組	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	拡充													
①事業概要														
伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じたニーズの把握結果から、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対し、社会とのつながりを作るための支援を実施します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8						
CSW等による参加支援事業の推進 担当課：福祉政策課		ケースに応じたつながりの回数	③目標(値)	適宜		適宜		適宜						
			④実績(値)	4回										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		アウトリーチ支援を行っている、ひきこもり当事者や、孤独孤立状態にある方等に対し、就労支援機関へのつながりや、多世代多機能型交流拠点等への参加支援を行い、社会との接点づくりを図ったため。												
課題等		社会とのつながりを求める前段階の状況にある方が大半であり、支援者と接点を作れない場合も多い。												
令和7年度以降の取組や方針		地域の店舗等に協力を求め、生きづらさを抱えた方がボランティア(有償、無償)による関わりにより、社会との接点となる機会を模索する。また、参加支援事業の推進のため、適切な参加支援事業者の検討も同時に進めていく。												

施策No.	3-3	施策	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。												
取組No.	3-3-1	重点取組	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高	●	障	●
区分	3-3-1														
①事業概要															
権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図るために、重層的支援会議等にあんしん狛江の職員が参加するとともに、身寄りのない本人等への権利擁護支援を実施するために、高齢者等終身サポート事業の活用を目指します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
「高齢者等終身サポート事業」の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標（値）	調査・研究		実施		継続実施							
			④実績（値）	調査完了											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課		ケースに応じた参加	③目標（値）	適宜		適宜		適宜							
			④実績（値）	2回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		調査完了に伴い、高齢者等終身サポート事業として、新たに単身高齢者等支援事業を令和7年度から開始予定である。また、あんしん狛江の職員が重層的支援体制整備事業における支援会議に出席し、権利擁護支援等の必要性を検討できたため。													
課題等		単身高齢者等支援事業は、令和7年10月からの開始に向けて、ガイドライン等を整備する必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		身寄りのない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を円滑に開始し、切れ目のない支援を図るとともに、あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を行う。													

施策No.	3-4	施策	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。												
取組No.	3-4-1	重点取組	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
自治会、老人クラブ等、従来の活動の場の縮小に加え、コロナ禍で低下した地域活動への参加向上に向け、新たな元気高齢者（アクティブシニア）向け事業の実施や、地域で継続的に参加・活動できる環境の整備等、高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備や事業を充実させることで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
元気高齢者向け事業の実施 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	シルバーディスコ事業の試行実施		その他既存事業の見直し及び再検討		検討結果に基づく事業の実施							
			④実績（値）	シルバーディスコ事業を実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
地域で継続的に参加・活動できる環境整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討		検討		調整							
			④実績（値）	検討と新規事業の実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		元気高齢者及びプレシニアを対象とした「シルバーディスコ事業」を開催した。また、通いの場の環境整備について検討するとともに、新規事業として「シニアふれあい食堂」を開始したため。													
課題等		様々なニーズに合わせたアクティブシニア向け事業の開拓が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		「シルバーディスコ事業」及び「シニアふれあい食堂」を継続実施するとともに、引き続き、高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備を促進する。													

取組No.	3-4-2	重点取組	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
人生100年時代を迎え、高齢者がいつまでも元気で心豊かに過ごせる社会の実現に向け、シニア・プレシニアが、自らの希望に応じた就労やボランティア等の活動への参加を支援する等、高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりを支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
（仮称）シニア・プレシニアの社会参加活動応援イベントの実施 担当課：高齢障がい課		参加者数	③目標（値）	実施		継続実施		継続実施							
			④実績（値）	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
シニアふれあい食堂の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標（値）	実施		実施		継続実施							
			④実績（値）	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援として、「高齢者就労的活動マッチング事業」を実施し46人が参加した。また、高齢者の生きがいづくりや地域での参加活動の場として、新たに「シニアふれあい食堂」を開始したため。													
課題等		シニア・プレシニアの社会参加活動応援イベントについては、継続的に実施することが必要である。また、「シニアふれあい食堂」については、新たな運営団体等の開拓が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援として、「高齢者就労的活動マッチング事業」及び「シニアふれあい食堂」を実施する。													

取組No.	3-4-3	重点取組	シルバー人材センターの運営支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実に向け、シルバー人材センターへの補助や活動の周知を行う等、高齢者の就労的活動の中核を担うシルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7	R 8								
シルバー人材センター補助 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	実施	継続実施	継続実施								
			④実績（値）	実施										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
広報等による活動の周知・啓発 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	実施	継続実施	継続実施								
			④実績（値）	実施										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		シルバー人材センターへの補助については従前より実施しているが、活動の周知・啓発として新たに「高齢者就労的活動マッチング事業」を行ったため。												
課題等		高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を継続的に促進する方法が必要である。												
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、シルバー人材センターへの補助を行うとともに、広報等による活動の周知・啓発を行う。												

施策No.	3-5	施策	障がい者の情報保障を推進します。													
取組No.	3-5-1	重点取組	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化													
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●	
区分	拡充															
①事業概要																
障がいのある方の意思疎通、情報取得、利用のための手段の適切な確保・拡充に向け、点字封筒や当事者向けのスマホ教室を実施する等、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信を強化することで、障がい者の情報保障を推進します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6			R 7			R 8						
視覚障がい者に向けた周知方法等の検討 担当課：高齢障がい課		導入数	③目標(値)	点字封筒の導入 (福祉保健部2課)			点字封筒の導入 (福祉保健部2課)			全庁導入の検討						
			④実績(値)	点字封筒の導入 (福祉保健部2課)												
			⑤進捗状況評価	A：進捗している												
「評価」の理由		高齢障がい課障がい者支援係及び福祉相談課相談支援係において、点字封筒を導入したため。														
課題等		各課で作成している封筒の受託事業者が点字に対応していないなど、全庁的な導入への課題がある。														
令和7年度以降の取組や方針		全庁的な点字封筒の導入に向けて、他自治体の取組等を研究する。														

取組No.	3-5-2	重点取組	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
手話通訳・要約筆記者の派遣や磁気ループの活用等、障がいのある方への情報保障を支援する機器の提供や制度を継続して実施するとともに、当事者向けスマホ教室の実施や新たな支援機器等の紹介・活用支援を行うなど、視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活躍を支援することで、障がい者の情報保障を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8							
当事者向けスマホ教室の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)		聴覚障がい者向け		視覚障がい者向け		視覚・聴覚障がい者向け							
		④実績(値)		視覚障がい者向けに実施											
		⑤進捗状況評価		A：進捗している											
新たな支援機器等の紹介・活用支援 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)		障害者週間等における 展示会等の実施		障害者週間等における 展示会等の実施		市役所窓口及び電話での 遠隔手話サービスの継続							
		④実績(値)		未実施											
		⑤進捗状況評価		D：全く進捗していない											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				C：あまり進捗していない											
「評価」の理由		全盲の視覚障がい者を対象としたスマホ講座を全6回のコースで開催し、定員である4人が通しで参加した。視覚障がい者に特化したスマートフォンの扱いやアプリを紹介し、生活に役立つ機能を体験することができたため。なお、新たな支援機器の紹介・活用支援として障害者週間等における日常生活用具等の展示会は会場の広さの都合上実施できなかったが、前述の当事者向けスマホ教室の中で視覚障がい者向けのアプリの紹介や使用体験を行った。													
課題等		参加者1人にアシスタントを1人配置するため、少ない定員での実施となっている。また、障害者週間における新たな支援機器等の展示をするためのスペースが市内事業所や製品の紹介スペースも必要なため十分に確保することができていない。													
令和7年度以降の取組や方針		視覚以外の障がい者に特化したスマホ講座も実施する。障害者週間における新たな支援機器等のスペースを確保するため、展示スケジュール等の調整を行う。													

施策No.	4-1	施策	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。											
取組No.	4-1-1	重点取組	居住支援協議会による相談支援機能の強化											
担当課	福祉政策課・まちづくり推進課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	拡充													
①事業概要														
身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。（福祉政策課・まちづくり推進課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施 担当課：福祉政策課・まちづくり推進課		前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標（値）	50%		55%		60%						
			④実績（値）	50%										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		住宅確保要配慮者からの予約は毎月平均2枠分あり、一定の需要は感じられ、相談員の相談及び不動産協力店の連携により、多くの相談者を解決することができた。												
課題等		解決件数を増やし、住宅確保要配慮者への支援を十分なものとすること。また、物件の内覧における同行支援等、居住支援に係る取組みの拡充の検討が必要である。												
令和7年度以降の取組や方針		居住支援の取組みを充実したものとするため、新たに居住支援法人との連携を進める。												

取組No.	4-1-2	重点取組	身寄りのない市民等への支援体制の強化												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規														
①事業概要															
身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、高齢者等終身サポート事業の実施に向け、社協とともに調査・研究を行います。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8							
身元保証を代替する支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	調査・研究		実施		継続実施							
			④実績(値)	調査完了											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
死後事務に関する支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	調査・研究		実施		継続実施							
			④実績(値)	調査完了											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
日常生活支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	実施		拡充		継続実施							
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		身寄りのない方に対するサービスとして、新たに単身高齢者等支援事業を令和7年度から開始予定である。													
課題等		単身高齢者等支援事業は、令和7年10月からの開始に向けて、ガイドライン等を整備する必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		単身高齢者等が、医療・福祉施設等への入院・入所手続等の支援や日常生活、死後事務等の支援に関するサービスを適切に利用できるよう、事業を開始するにあたっては、より具体的な制度設計・準備を行い、円滑に事業を開始する。													

施策No.	4-2	施策	ケアラーを支援する体制整備を推進します。												
取組No.	4-2-1	重点取組	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知												
担当課	子ども家庭課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
ヤングケアラーに関する情報を発信することで自身がケアラーである自覚を持つ機会を創出するとともに、ケアラーの認知度を高め、本人や周囲の大人が困りごとを相談できる窓口を周知し、ヤングケアラーの早期発見・把握につなげます。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
相談窓口の情報発信 担当課：子ども家庭課		実施有無	③目標（値）	リーフレット及び市HPによる情報発信		リーフレット及び市HPによる情報発信		リーフレット及び市HPによる情報発信							
			④実績（値）	小・中学校全校配布											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		市内小・中学校の児童・生徒向けにヤングケアラーの意識啓発を図るリーフレットを配布するとともに、虐待や家族のお世話等で悩んでいる子ども達が自ら相談できるよう相談先を記載したSOSカードを配布したため。													
課題等		ヤングケアラーに関する情報や相談先を周知しているが、個別・具体的な相談にはつながっていない。													
令和7年度以降の取組や方針		ヤングケアラー実態調査を実施し、市内のヤングケアラーの現状を把握し、適切な支援策等について検討する。													

取組No.	4-2-2	重点取組	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
様々な事情や課題を抱えたケアラーの早期発見・早期支援を行うため、重層的支援体制整備事業（福祉のつなぐシート登録システム）を活用し、つなぎの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。 切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつなぐシート登録システムの活用を庁内窓口のみならず、民間事業者にもまで広く拡大します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
（再掲）福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課		市内登録事業者数	③目標（値）	15事業者以上		25事業者以上		30事業者以上							
			④実績（値）	17事業者											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		目標値を2事業者上回る福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等（以下、「市内登録事業者」という。）を確保でき、市内登録事業者に協力いただく際には、実際に想定される事例を紹介したことで、福祉のつなぐシートを使用した支援イメージを共有することができたため。													
課題等		「目標値を2事業所上回る」市内登録事業者に活用いただける体制を整えたが、つながった案件が少なかった。													
令和7年度以降の取組や方針		幅広い市内登録事業者に活用いただけるよう、使用感に対するヒアリングを行い、より利活用しやすいシステム構築を検討する。													

取組No.	4-2-3	重点取組	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
孤立感や、孤独感を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えたケアラーの方々のニーズに合わせた当事者同士の集いの場を適宜確保し、対象者を集いの場につなぎます。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
集いの場の確保または対象者を集いの場につなぐ 担当課：福祉政策課		場の確保 または つなぎの実施	③目標（値）	適宜		適宜		適宜							
			④実績（値）	3回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		ひきこもりの子を持つ親をひきこもり家族会に紹介したほか、精神疾患を抱えた家族のケアに疲れている方を地域の集いの場につなぐなど、相談者のニーズに応じた集いの場につないだため。													
課題等		ケアラー自身が自らSOSを発することは少なく、また場の紹介をしても実際には行動を起こすことが困難な方が多いため、工夫が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		ひきこもり家族会等の資源が、地域の方にとってより目に触れる機会が増えるように、後方支援を行う。また、家族会とも連携しながら、生きづらさを抱えた当事者のための居場所づくりに取り組む。													

取組No.	4-3-1	重点取組	(再掲) 居住支援協議会による相談支援機能の強化												
担当課	福祉政策課・まちづくり推進課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。(福祉政策課・まちづくり推進課)															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業(取組)内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8							
(再掲) 住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施 担当課：福祉政策課・まちづくり推進課		前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標(値)	50%		55%		60%							
			④実績(値)	50%											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		住宅確保要配慮者からの予約は毎月平均2枠分あり、一定の需要は感じられ、相談員の相談及び不動産協力店の連携により、多くの相談者を解決することができた。													
課題等		解決件数を増やし、住宅確保要配慮者への支援を十分なものとする。また、物件の内覧における同行支援等、居住支援に係る取組みの拡充の検討が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		居住支援の取組みを充実したものとするため、新たに居住支援法人との連携を進める。													

取組No.	4-3-2	重点取組	(再掲) 身寄りのない市民等への支援体制の強化												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、高齢者等終身サポート事業の実施に向け、社協とともに調査・研究を行います。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8							
(再掲) 身元保証を代替する支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	調査・研究		実施		継続実施							
			④実績(値)	調査完了											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
(再掲) 死後事務に関する支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	調査・研究		実施		継続実施							
			④実績(値)	調査完了											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
(再掲) 日常生活支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	実施		拡充		継続実施							
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		身寄りのない方に対するサービスとして、新たに単身高齢者等支援事業を令和7年度から開始予定である。													
課題等		単身高齢者等支援事業は、令和7年10月からの開始に向けて、ガイドライン等を整備する必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		単身高齢者等が、医療・福祉施設等への入院・入所手続等の支援や日常生活、死後事務等の支援に関するサービスを適切に利用できるよう、事業を開始するにあたっては、より具体的な制度設計・準備を行い、円滑に事業を開始する。													

施策No.	4-4	施策	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます												
取組No.	4-4-1	重点取組	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
多様なニーズに合致した福祉カレッジのプログラムを導入し、多様な福祉人材の確保・育成を目指します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7	R 8									
多様なプログラムの導入 担当課：福祉政策課		満足度	③目標（値）	80%以上	80%以上	80%以上									
			④実績（値）	92%											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		令和6年度から基礎講座、ステップアップ講座の2コース制とし、基礎講座は定員15名に対し14名が修了した。ステップアップ講座は、定員10名に対し9名が修了した。また、両コースとも修了生の多くが地域活動を始めている。													
課題等		数多くの方々に興味を持っていただけるような企画の提案を継続していく必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、講座修了後に地域活動につなげることを狙いとして位置づけ、地域人材の創出につなげる。													

取組No.	4-4-2	重点取組	(再掲) 市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8							
(再掲) あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	実施		継続実施		継続実施							
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
(再掲) 地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標(値)	1 回以上		1 回以上		1 回以上							
			④実績(値)	1 回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民に対して、学び講座等を含めて権利擁護支援事業を普及・啓発を行ったため。													
課題等		権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民に対して、学び講座等を含めて権利擁護支援事業を普及・啓発していく。													

取組No.	4-4-3	重点取組	介護人材確保対策の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	継続														
①事業概要															
厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、新たな助成制度や支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標（値）	12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）							
			④実績（値）	5人（初任者研修） 6人（実務者研修）											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
新たな助成・支援対策の検討 及び実施 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討		検討		検討							
			④実績（値）	検討											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		実務者研修は目標値に達したが、直近3年の申請件数を元に目標値を設定した初任者研修は、受講人数が、事業所の人材確保の状況等により変動することから、目標値に達する申請者がいなかった。令和6年度は、研修受講費のメニューの見直しと新たな助成を検討し、令和7年度予算において、介護支援専門員研修の受講費助成を実施することとしたため。													
課題等		現行の研修受講助成に加え、新たな助成制度の周知とスムーズに制度利用ができるように準備を行う必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		現状の制度に加え、新たな助成の周知等漏れがないよう実施する。													

施策No.	4-5	施策	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。										
取組No.	4-5-1	重点取組	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築										
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること		構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続												
①事業概要													
権利擁護支援を総合的に担う中核機関の「権利擁護の相談支援」、「権利擁護支援チームの形成支援」、「権利擁護支援チームの自立支援」の3つの場面・機能を、社協が有機的に実施できるよう、市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて、具体的な検討・協議を行う場を設けます。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7	R 8							
支援・検討会議の実施（試行も含む） 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標（値）	1回以上	1回以上	1回以上							
			④実績（値）	0回									
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない									
「評価」の理由	あんしん狛江の職員が重層的支援体制整備事業における支援会議に出席し、対象世帯全体の課題の把握や対象者の権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性は検討できたが、対象者一人ひとりに対する権利擁護支援のための支援・検討会議（試行含む）は実施できなかったため。												
課題等	支援・検討会議を実施する中核機関の体制整備がなされていない。												
令和7年度以降の取組や方針	支援・検討会議を実施する中核機関の体制整備を行っていくため、試行の実施を含めて検討していく。												

取組No.	4-5-2	重点取組	専門職団体との連携の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	継続														
①事業概要															
地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所等、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8							
(再掲) 市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標(値)	2回以上		2回以上		2回以上							
			④実績(値)	3回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
専門職団体との連絡会への出席 担当課：福祉政策課		出席回数	③目標(値)	5回以上		5回以上		5回以上							
			④実績(値)	5回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		東京都等が開催する関係者連絡会への出席や市内権利擁護業務担当者勉強会を開催し、議論等を通して、それぞれの役割を理解し、機能強化のための認識や方向性の共有を行ったため。													
課題等		権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、東京都等が開催する関係者連絡会への出席や市内権利擁護業務担当者勉強会を開催し、議論等を通して、それぞれの役割を理解し、機能強化のための認識や方向性の共有を行う。													

施策No.	4-6	施策	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。													
取組No.	4-6-1	重点取組	社会状況の変化に合わせた事業の再構築													
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること				構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充															
①事業概要																
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、これまでの老人福祉事業や既存資源等の再構築を行うなど、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6			R 7			R 8						
老人福祉事業や既存資源等の再構築 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討			調整			再構築						
			④実績（値）	事業の新設等を行った												
			⑤進捗状況評価	A：進捗している												
「評価」の理由		高齢者のデジタルデバйд解消を推進するため、「スマホ相談所」を開設運営した。また、生活支援体制整備協議会における協議結果に基づき、生活支援サービスを紹介するチラシの改良及び見守り等を兼ねたサービスを紹介するチラシの発行を行ったため。														
課題等		社会情勢等の変化に合わせた既存事業の再構築や既存資源の整理が必要である。														
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図る。														

取組No.	4-6-2	重点取組	個々のニーズに対応した生活支援体制整備												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
単身や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備やインフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備など、個々のニーズに対応した生活支援体制を整備することで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7		R 8								
既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討	調整		調整								
			④実績（値）	検討											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
インフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討	調整		調整								
			④実績（値）	検討・調整											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		生活支援体制整備協議会における協議結果に基づき、生活支援サービスを紹介するチラシの改良及び見守り等を兼ねたサービスを紹介するチラシの発行を行ったため。													
課題等		既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備について調整を図るとともに、インフォーマルサービスを含めた地域の受け皿についても新規発掘が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		地域における課題について、生活支援体制整備協議会にて協議した結果に基づき、高齢者の生活支援サービスの充実を図る。													

取組No.	4-6-3	重点取組	高齢者のデジタルデバйд解消に向けた支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、高齢者で深刻化しているデジタルデバйдによる生活不安の解消に向け、スマホ相談を実施するなど、高齢者のデジタルデバйд解消に向けた支援を行うことで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
スマホ相談所の定期開催 担当課：高齢障がい課		相談件数	③目標（値）	週2回の定期開催		継続実施		継続実施							
			④実績（値）	週2回の定期開催											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		高齢者のデジタルデバйд解消に向けた支援として、「スマホ相談所」を開設運営し、359件の相談に対応をすることができたため。													
課題等		相談ニーズに応じて、運営方法等の検討が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、高齢者のデジタルデバйд解消に向けた支援として、「スマホ相談所」を運営する。													

施策No.	4-7	施策	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。											
取組No.	4-7-1	重点取組	介護予防、フレイル予防の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充													
①事業概要														
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、コロナ禍等で深刻化した閉じこもりや心身機能の低下、うつ病の進行等の解消に向け、これまで行ってきた介護予防に加え、フレイル予防事業の拡充や地域における運動習慣の定着化に向けた環境を整備するなど、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8						
フレイル事業の拡充		—	③目標(値)	ヒアリングフレイルの周知・啓発、事業拡充		継続実施		継続実施						
担当課：高齢障がい課			④実績(値)	事業拡充										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
地域における運動習慣の定着化に向けた環境整備		—	③目標(値)	検討		調整		試行実施						
担当課：高齢障がい課			④実績(値)	一部環境整備を行った										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		介護予防・フレイル予防の一環として「ヒアリングフレイル事業」を拡充開催した。また、地域における運動習慣の定着化に向けた環境整備として、「高齢者運動推進員養成講座」を再構築して実施したため。												
課題等		地域における運動習慣を定着化するためには、運営主体となる実施団体の養成や支援が課題である。												
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、「ヒアリングフレイル事業」を拡充開催するとともに、地域における運動習慣の定着化に向けた他の環境整備も検討・調整する。												

取組No.	4-7-2	重点取組	アクティブシニア支援事業の検討及び実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	新規														
①事業概要															
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、介護予防・フレイル予防のみならず、プレシニア及び元気高齢者の健康維持や生きがい活動にもつながる取組を行うなど、アクティブシニア支援事業を検討、実施することで、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8							
シルバーディスコ事業の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	試行実施		試行実施結果による 見直し及び再検討		見直し及び再検討の結果 に基づき実施調整を図る							
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
アクティブシニア事業の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討		調整		試行実施							
			④実績(値)	検討											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		元気高齢者及びプレシニアを対象とした「シルバーディスコ事業」を開催した。また、新たにアクティブシニア事業として介護予防・フレイル予防にも有効なディスコダンス教室の実施の検討も行ったため。													
課題等		シルバーディスコ事業については、試行実施の状況を踏まえ、会場運営方法の改善が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		試行実施した「シルバーディスコ事業」を継続実施するとともに、新たなアクティブシニア事業の調整と試行実施に向けた準備を行う。													

取組No.	4-7-3	重点取組	保健事業と介護予防の一体化事業の実施												
担当課	高齢障がい課・保険年金課・健康推進課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	新規														
①事業概要															
「保健事業」と「介護予防事業」を一体的に実施し、KDBシステム等により健康課題の分析や対象者の把握を行い、対象者の健康課題につなげます。（高齢障がい課・保険年金課） 心身の機能が低下している方に対して、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護状態となることを予防します。（健康推進課）															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6	R 7	R 8									
「保健事業」と「介護予防事業」の一体的実施 担当課：高齢障がい課・保険年金課		—	③目標(値)	介護予防事業におけるデータ収集等	データ分析等	事業への反映									
			④実績(値)	一般介護予防事業のデータ収集											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
健康セミナー 担当課：健康推進課		新規健康セミナー参加者割合	③目標(値)	35%	35%	35%									
			④実績(値)	31.2%											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		令和6年度から事業を開始し、地域包括支援センターで実施する一般介護予防事業についてのデータ収集を行い、改善点を共有できた。健康セミナーの新規健康セミナー参加者割合は、目標値に近い実績であり、一定数の参加者の入れ替わりができた。健康セミナーの開催時期により新規参加者の割合は異なるが、一定数の方には介護状態になることへの予防につながったため。													
課題等		介護予防事業におけるデータ収集等を継続し、PDCAが行われているか確認をしていく必要がある。また、健康セミナーの新規参加者がその後、継続して健康増進室に通っているか追跡する必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		フレイル重症化予防事業（ハイリスクアプローチ）とポピュレーションアプローチを同時に実施し、評価・分析を行う。健康セミナーでは参加者の声を活用し、より利用しやすい健康セミナーを継続して構築していく。													

施策No.	4-8	施策	地域密着型サービスの整備を推進します。									
取組No.	4-8-1	重点取組	小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討									
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続											
①事業概要												
地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保に向け、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みに加え、各事業所の柔軟な対応により介護ニーズが支えられている市の現状等も踏まえ、小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の整備を検討することで、市の実情に合った地域密着型サービスの整備を推進します。												
②施策に関する具体的な事業や取組												
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7		R 8					
将来ニーズ動向を踏まえた施設整備の必要性を検討 担当課：高齢障がい課		検討状況	③目標（値）	検討	検討結果を踏まえた対応		検討結果を踏まえた対応					
			④実績（値）	検討								
			⑤進捗状況評価	A：進捗している								
現状の施設ニーズについて調査・分析の実施 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	実施	—		—					
			④実績（値）	実施								
			⑤進捗状況評価	A：進捗している								
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している								
「評価」の理由		協議会において2回の検討を行った。その際、狛江市における多機能系サービスのニーズの将来見込みと狛江市周辺の整備状況などを示し、主任介護支援専門員を対象にした多機能系サービスの勉強会と勉強会実施後のアンケートも実施し、協議会において報告を行ったため。多機能系サービスの必要性については、一定のビジョンを示せたことから、看護小規模多機能型居宅介護の整備が必要とする統一した回答が得られたため。										
課題等		令和7年度、看護小規模多機能型居宅介護の公募を行うことになったが、前回同様に応募事業者がいらない状況をつくらないう周知方法に更なる工夫が必要である。										
令和7年度以降の取組や方針		応募がない状況にならないよう、周知方法について検討する。										

施策No.	4-9	施策	介護サービスの給付の適正化を推進します。											
取組No.	4-9-1	重点取組	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続													
①事業概要														
保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じて持続可能な介護保険制度の構築に向け、認定調査の委託化や審査会の効率化など、要介護認定の適正化と事務の効率化を推進することで、介護サービスの給付適正化を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
審査会部会長会及び調査員定例会での共有 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標（値）	部会長会 2 回 調査員定例会 6 回		部会長会 2 回 調査員定例会 6 回		部会長会 2 回 調査員定例会 6 回						
			④実績（値）	部会長会 2 回 調査員定例会 5 回										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
調査票点検の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標（値）	全件実施		全件実施		全件実施						
			④実績（値）	全件実施										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
認定調査の一部委託からの全面委託化に向けた準備・検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討		検討		検討						
			④実績（値）	検討										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
認定審査会のペーパーレス化の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討		検討		検討						
			④実績（値）	検討										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持										
「評価」の理由		調査員定例会については、目標値より 1 回少ない状況であったが、定例会で周知予定であった調査判断における変更点の共有をメールで周知し補完した。調査票の点検については、委託化により一定の精度により実施できている。認定調査委託については、令和 6 年度が事務受託法人への委託化の初年度であったことから令和 7 年度の状況も踏まえつつ、今後も直営調査員の確保は難しいことから、全面委託化に向けて検討を行う。認定審査会のペーパーレス化は、導入検討のシステムのセミナーなどへの参加により情報収集を実施したため。												
課題等		次年度以降についても、検討事項としている取組みについて、調査・検討を行う必要がある。												
令和 7 年度以降の取組や方針		現状維持を保ちながら適正化に向けて、検討事項を中心に調査・検討を行う。												

取組No.	4-9-2	重点取組	ケアプラン等の点検の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続													
①事業概要														
保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、ケアプラン等の点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6	R 7	R 8								
ケアプラン点検の実施		実施回数	③目標(値)	2回	2回	2回								
担当課：高齢障がい課			④実績(値)	1回										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
ケアプラン点検研修の開催		開催数	③目標(値)	1回	1回	1回								
担当課：高齢障がい課			④実績(値)	2回										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持										
「評価」の理由		保険者機能の一環としての適切なサービス確保と点検等を実施することで、給付適正化を推進する予定だったが、ケアプラン点検は、職員体制が整わず1回のみの実施となった。ケアマネジメントの質の向上のための研修は2回実施したことで、基本的な考え方や自立支援型ケアマネジメントの考え方を学べる機会を作れたため。												
課題等		ケアプラン点検を実施するための職員の体制が不十分である。												
令和7年度以降の取組や方針		給付適正化を推進するため、ケアプラン点検の委託を円滑に実施するための準備等を行う。												

取組No.	4-9-3	重点取組	医療情報との突合・縦覧点検の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充													
①事業概要														
保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、医療情報との突合・縦覧点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6	R 7	R 8								
医療情報との突合点検の実施 担当課：高齢障がい課		点検件数	③目標(値)	10件以上	10件以上	10件以上								
			④実績(値)	48件										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
縦覧点検の実施 担当課：高齢障がい課		点検帳票数	③目標(値)	2 帳票	2 帳票	2 帳票								
			④実績(値)	2 帳票										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		医療情報との突合点検については、国保連において実施している。 縦覧点検については、国が示す帳票のうち、単独請求明細書におけるサービス実施状況一覧表と、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表について、給付実績を活用して取り組んだため。												
課題等		医療情報との突合点検について、国保連確認分以外に保険者確認分があるが、取り組むことができていない。												
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、国保連と連携して医療情報との突合・縦覧点検を進めていく。												

施策No.	4-10	施策	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。										
取組No.	4-10-1	重点取組	介護施設・事業所の指導検査の実施										
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続												
①事業概要													
介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の指導検査を実施することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7	R 8							
適正な指導検査を実施するため都への職員研修派遣 担当課：高齢障がい課		派遣	③目標（値）	派遣体制の整備	1人	-							
			④実績（値）	0人									
			⑤進捗状況評価	D：全く進捗していない									
指導検査の実施 担当課：高齢障がい課		件数	③目標（値）	4件	5件	7件以上							
			④実績（値）	1件									
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない									
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				C：あまり進捗していない									
「評価」の理由	人員体制が整わず、指導検査を実施できる職員が1名のみとなり、指導実績は1件のみとなったため。												
課題等	人員体制が整えられていない。												
令和7年度以降の取組や方針	適正な指導検査を実施するため、研修派遣を実現するための整備を進める。												

取組No.	4-10-2	重点取組	施設・事業所の感染症対策の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充													
①事業概要														
介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の感染症対策を推進することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6	R 7	R 8								
事業者支援のための感染症対策の情報提供等の支援 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	実施	実施	実施								
			④実績(値)	実施										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
「評価」の理由		新型コロナウイルス感染症が５類に移行後も、保健所で開催された研修に参加し、コロナ禍での取組み等を周知共有したため。												
課題等		コロナ禍での経験が活かし、東京都（保健所）と市が連携し介護施設等に適正な支援が可能となるよう、新たな感染症が発生した場合に備える必要がある。												
令和７年度以降の取組や方針		必要に応じて連携を行う。												

取組No.	4-10-3	重点取組	(再掲) 介護人材確保対策の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、新たな助成制度や支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
(再掲) 研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）							
			④実績(値)	5人（初任者研修） 6人（実務者研修）											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
(再掲) 新たな助成・支援対策の検討及び実施 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討		検討		検討							
			④実績(値)	検討											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		実務者研修は目標値に達したが、直近3年の申請件数を元に目標値を設定した初任者研修は、受講人数が、事業所の人材確保の状況等により変動することから、目標値に達する申請者がいなかった。令和6年度は、研修受講費のメニューの見直しと新たな助成を検討し、令和7年度予算において、介護支援専門員研修の受講費助成を実施することとしたため。													
課題等		現行の研修受講助成に加え、新たな助成制度の周知とスムーズに制度利用ができるように準備を行う必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		現状の制度に加え、新たな助成の周知等漏れがないよう実施する。													

施策No.	4-11	施策	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。												
取組No.	4-11-1	重点取組	地域生活支援拠点の設置												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	新規														
①事業概要															
障がいのある方の多くが親と同居している状況や、当事者の高齢化、親亡き後を見据えたグループホームの整備要望を踏まえるとともに、介護者の急病等を中心とした緊急時の体制を整備するなど、地域生活支援拠点を設置することで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
緊急時の対応を含めた地域生活支援拠点機能の整備推進 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	推進会議の設置		推進会議での検討		推進会議での検討							
			④実績（値）	未設置											
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない											
「評価」の理由		地域生活支援拠点の機能について自立支援協議会で報告を行ったが、地域生活支援拠点を推進するための推進会議は設置できていないため。													
課題等		緊急時の対応に必要なショートステイ等の不足。													
令和7年度以降の取組や方針		地域において生活する障がい者及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等が、地域において安心して自立した日常生活等を営むことができるよう、市内の資源やネットワークを活用し、地域生活支援拠点を推進するための推進会議の設置に取り組む。地域生活支援拠点の機能については、引き続き、自立支援協議会で報告する。													

取組No.	4-11-2	重点取組	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	継続														
①事業概要															
障がいのある方の多くが親と同居していることや、当事者の高齢化により、福祉サービスを利用できず、親が家族介助者として障がいのある方の介助・支援を行っている状況があることを踏まえるとともに、ショートステイや同行援護者の育成などニーズ調査等も踏まえたサービスの充実に向けた検討を行うことで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
ニーズ調査を踏まえたサービスの充実に向けた検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	試行		試行		試行							
			④実績（値）	試行											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		あいとぴあセンターの浴室を活用して、入浴介助を行う事業を試行的に実施したため。													
課題等		訪問入浴のスタッフに協力いただき、入浴介助を実施したが、身体と知的で介助内容が異なるなど、様々な障がいに対応した入浴介助について検討していく必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		令和6年度とは違う方法での入浴介助を検討し試行する。													

年度	令和6(2024)
基本目標	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策No.	5-1	施策	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。

取組No.	5-1-1	重点取組	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進												
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	継続														

①事業概要

重層的支援会議及び支援会議により、複雑化・複合化した課題のある人や世帯に合った支援プランを作成し各支援機関が共同して支援を行います。（福祉政策課）
各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題のある世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7	R 8
（再掲）重層的支援会議及び支援会議の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課	会議の開催	③目標(値)		6回以上	6回以上	6回以上
		④実績(値)		8回		
		⑤進捗状況評価		A：進捗している		
（再掲）持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課	相談支援包括化推進員の人数	③目標(値)		4人	5人以上	5人以上
		④実績(値)		4人		
		⑤進捗状況評価		A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している		
「評価」の理由	目標値を2回上回る会議を開催のうえ、医療機関や学校、その他幅広い分野の支援機関と連携し、対象者及びその世帯に支援を行った。市職員1名及び社会福祉協議会のCSW3名が、目標値である4人の相談支援包括化推進員を担い、支援会議の開催等それぞれの役割に応じた支援を行った。特に支援会議の開催を通じ、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするための課題を整理したため。					
課題等	支援会議の開催には至ったものの、本人同意を要する重層的支援会議の実施には至っていない。また、調整役である、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするため、複数の福祉分野でのケースワーク経験がある者が担い、かつ複数人体制で対応する必要がある。					
令和7年度以降の取組や方針	本人同意を得ることで、より具体的に適切な支援につなげることができるため、引き続き、対象者及びその世帯との関係構築に努める。相談支援包括化推進員については、調整役を複数人体制とするとともに、適切な人材及び配置を検討する。					

取組No.	5-1-2	重点取組	市民福祉推進委員会の在り方の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
地域共生社会推進基本計画を踏まえた新たな市民福祉推進委員会の在り方を検討します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
在り方の検討 担当課：福祉政策課		—	③目標（値）	調査・検討		在り方の検討		在り方の検討						
			④実績（値）	調査・検討										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		介護保険事業計画の進捗管理の方法についての整理を行い、高齢小委員会において粕江市福祉基本条例施行規則第25条第3項の規定に基づく関係者への意見聴取として介護保険推進市民協議会会長を招致することとした。												
課題等		地域共生社会推進基本計画において、介護保険事業計画の進捗管理を介護保険推進市民協議会が担う記載がない。												
令和7年度以降の取組や方針		第10期介護保険事業計画の策定に併せた地域共生社会推進基本計画の改定の際には、介護保険事業計画の進捗管理は、介護保険推進市民協議会が担うことを盛り込む。												

取組No.	5-1-3	重点取組	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
社会変化によって生じる課題により新たに生まれる課題に対する会議体の設置要望に対して会議体を整理します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
会議体の整理 担当課：福祉政策課		整理の実施	③目標（値）	調査・検討		会議体の整理		会議体の整理						
			④実績（値）	調査・検討										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を位置付ける協議の場の設置に向けて、先行し実施している国分寺市の会議体を視察し、庁内関係部署との調整を行った。												
課題等		「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の協議の場を既存の会議体の枠で行うのか、新規の会議体で行うのかについて、令和7年度に関係者との打合せを始めるにあたり、結論が出ていない。												
令和7年度以降の取組や方針		庁内関係部署や民間関係者と「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の立ち上げのための協議の場の方向性を決定するとともに、課題を整理していく。												

施策No.	5-2	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。												
取組No.	5-2-1	重点取組	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充														
①事業概要															
あんしん狛江、福祉相談課を中心に市内の関係機関が「チーム」としての支援を行っていますが、「チーム」での支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要であるため、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託することを検討します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標（値）	現状の課題の整理		現状の課題の整理		ロードマップの作成							
			④実績（値）	現状の課題の整理											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、令和7年度から成年後見あんしん生活事業として、社協への委託事業化ができたため。													
課題等		「チーム」での支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針		中核機関を委託するにあたっての現状の課題を整理し、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託するための、ロードマップを作成する。													

取組No.	5-2-2	重点取組	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充														
①事業概要															
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップについては、被後見人等の情報を集約して、適切に対応していく機関が必要であるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標（値）	現状の課題の整理		現状の課題の整理		ロードマップの作成							
			④実績（値）	現状の課題の整理											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップ体制の構築の検討 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標（値）	現状の課題の整理		現状の課題の整理		ロードマップの作成							
			④実績（値）	現状の課題の整理											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、令和7年度から成年後見あんしん生活事業として、社協への委託事業化ができた。一方で、権利擁護支援の必要性を判断した事例については、その後も継続して地域包括支援センターやケアマネジャー等が関わることが多いため、既存の対応の中でモニタリングを行った。													
課題等		成年後見人等へ定期的なモニタリング・バックアップを行う体制が整っていない。													
令和7年度以降の取組や方針		中核機関を委託するにあたっての継続してモニタリングを行う体制の構築ができていない等現状の課題を整理し、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託するための、ロードマップを作成する。													

施策No.	5-3	施策	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。										
取組No.	5-3-1	重点取組	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援										
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること		構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続												
①事業概要													
市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会による権利擁護支援が円滑に行われるよう多機関協働ネットワークを形成していくとともに、日常生活自立支援事業と連携して一体的に行うことが求められるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8					
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標（値）	現状の課題の整理		現状の課題の整理		ロードマップの作成					
			④実績（値）	現状の課題の整理									
			⑤進捗状況評価	A：進捗している									
狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の実施 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標（値）	2回以上		2回以上		2回以上					
			④実績（値）	1回									
			⑤進捗状況評価	B：現状維持									
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している									
「評価」の理由		成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、令和7年度から成年後見あんしん生活事業として、社協へ委託し日常生活自立支援事業と連携して受任調整を行う体制作りを進めた。また、狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会は、目標には届かなかったものの、例年どおり、1回開催することができたため。											
課題等		成年後見制度の受任調整以外の部分も社協へ委託し、多機関協働ネットワークを形成し、日常生活自立支援事業と連携する体制作りを進める必要がある。											
令和7年度以降の取組や方針		中核機関を委託する際の課題を整理し、狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会で議論を行ったうえで、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託することを検討する。											

取組No.	5-3-2	重点取組	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
地域での相談・支援を円滑につなぐ連携強化、中核機関と各相談支援機関との連携強化、各相談支援機関等の連携の仕組みづくりを進めます。（福祉政策課・福祉相談課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8						
(再掲) 社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況		③目標(値)	現状の課題の整理		現状の課題の整理		ロードマップの作成						
			④実績(値)	現状の課題の整理										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 担当課：福祉政策課・福祉相談課	体制の構築		③目標(値)	障がい者虐待に対するネットワーク構築		児童虐待に対するネットワーク構築		ネットワーク体制の維持及び拡大						
			④実績(値)	障がい者虐待に対するネットワークの構築の完成										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由	成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、令和7年度から成年後見あんしん生活事業として、社協への委託事業化ができた。また、基幹相談支援センターを令和6年11月に設置し、障がい者虐待を中心として権利擁護支援を実施することができた。また、事例によって様々な事業所やあんしん狛江と連携し、虐待ネットワーク構築の推進を図ることができたため。													
課題等	8050問題など、権利擁護の課題が複雑・困難化しており、今後、更なる支援者のネットワークの緊密化及びコーディネートを中心に行う機関が必要である。													
令和7年度以降の取組や方針	児童・高齢・障がい等のネットワークがより緊密化し、他分野・他職種の連携が、より発展するよう取り組む。													

取組No.	5-3-3	重点取組	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続													
①事業概要														
重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の地域連携ネットワークの取組の連携を図り様式の統一等によって、より効果的・効率的な体制づくりを推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
（再掲）あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課		ケースに応じた参加	③目標（値）	適宜		適宜		適宜						
			④実績（値）	2回										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に必要に応じて参加し、権利擁護支援の検討を含めた議論を行い、支援につなげることができたため。												
課題等		あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業を含めた既存会議体と連携を行うことが必要である。												
令和7年度以降の取組や方針		あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を行う。												

施策No.	5-4	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。

取組No.	5-4-1	重点取組	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進											
担当課	福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続													
①事業概要														
高齢者虐待のネットワーク構築に続き、障がい者、児童虐待等の権利侵害を防止するためには、権利擁護支援が必要な方の生活状況を的確に把握し、本人の生活状況に応じた地域において権利擁護支援関係者が連携して支える体制を構築します。（福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8						
支援・検討会議と既存会議の連携体制の構築		体制の構築	③目標(値)	障がい者虐待に対するネットワーク構築		児童虐待に対するネットワーク構築		ネットワーク体制の維持及び拡大						
			④実績(値)	障がい者虐待に対するネットワーク構築										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		令和6年度の障がい者虐待通報が20件有り、基幹相談支援センターを中心に、既存の支援者チームと連携し、問題解決のための支援を適宜実施した。事例を通し、虐待におけるネットワーク構築を進捗することができたため。												
課題等		8050問題や経済的困窮などが背景にある事例も多々あり、問題が複雑・困難化している。これらに対応するためには、より幅広い他職種連携が必須となり、更なるネットワークの構築の推進が必要である。												
令和7年度以降の取組や方針		他職種連携を強化し、より複雑・困難化した問題に対し、支援者がチームとなって取り組むことができる仕組みを構築する。												

取組No.	5-4-2	重点取組	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進												
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高	●	障	●
区分	継続														
①事業概要															
虐待等の権利侵害を防止するためには、障がい福祉サービス事業者等との情報共有が必要であるため、幅広い事業者が集い、情報交換を行う場を設けます。（福祉政策課・福祉相談課）															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課		開催回数	③目標（値）	2回以上		2回以上		2回以上							
			④実績（値）	3回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		市内権利擁護業務担当者勉強会を、目標以上の3回実施でき、新たに行政書士や市民後見人が参加し、前年度より多くの職種の関係者が参加したため。													
課題等		権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		市内の権利擁護に関わる様々な職種の参加を促し、ネットワーク作りを図るとともに、勉強会を通して個々のスキルアップを行っていく。													

施策No.	5-5	施策	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。											
取組No.	5-5-1	重点取組	医療と介護の連携事業の継続実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現のため、厚生労働省が定めた8項目を中心に在宅医療介護連携推進事業を展開します。また、医療・介護の関係者による連携を図り、協力体制を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
多職種連携研修会の開催 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標（値）	研修会の継続実施		研修会の継続実施		研修会の継続実施						
			④実績（値）	研修会の継続実施										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		医療・介護の関係者による連携及び協力体制を推進するため、「災害時における関係者間の連携体制の構築」を題目として、基調講演及びグループワークを取り入れた多職種連携研修会を開催したため。												
課題等		多職種間における連携・協力体制を強化するため、研修内容の充実を図る必要がある。												
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、医療・介護の関係者による連携及び協力体制を推進するため、多職種連携研修会を開催する。												

施策No.	5-6	施策	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの連携を推進します。										
取組No.	5-6-1	重点取組	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施										
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること・障がい福祉サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	●
区分	拡充												
①事業概要													
障がいのある方の高齢化による障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を支援する仕組みづくりに向け、主任介護専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等を実施することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7		R 8						
主任介護支援専門員で構成する連絡会での研修を実施 担当課：高齢障がい課		実施回数	③目標（値）	1 回以上	1 回以上		1 回以上						
			④実績（値）	2 回									
			⑤進捗状況評価	A：進捗している									
「評価」の理由		主任介護支援専門員連絡会において、9月と2月に障がいサービスについての勉強会等を実施した。その結果、65歳到達時、障がいサービスから介護サービスに移行する方を支援するための制度理解や障がいサービスとの連携に理解が深まった。その中で主任介護支援専門員連絡会において、サービス移行に伴うツール（フローチャート）の作成も行ったため。											
課題等		ツールを活用し、更なる連携推進を図るため、運用後の課題等があれば主任介護支援専門員連絡会において検討する必要がある。											
令和7年度以降の取組や方針		ツール運用後の状況を把握し、更なる連携推進を図る。											

取組No.	5-6-2	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出										
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関する こと・障がい福祉サービスの提供に関する こと	構成計画	地		後		高	●	障	●
区分	拡充												
①事業概要													
障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6	R 7		R 8						
障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討	実施		実施						
			④実績(値)	未検討									
			⑤進捗状況評価	D：全く進捗していない									
「評価」の理由		主任介護支援専門員を中心にサービス移行の際の課題・問題点の抽出から、他法である障がいサービスの理解を深めてもらうための研修等を実施できたが、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を設けるまでは実施できなかったため。											
課題等		主任介護支援専門員連絡会において、制度理解のための勉強会とサービス移行の際に活用可能なツールを作成したことで、サービス移行がスムーズに行われているのかを確認しながら、次のステップとして交流機会を検討していく必要がある。											
令和7年度以降の取組や方針		令和8年度の実施に向けて、障がいサービスと介護保険サービスの連携推進に向けて交流機会を検討する。											

施策No.	5-7	施策	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。										
取組No.	5-7-1	重点取組	各種連絡会の開催										
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続												
①事業概要													
介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報提供や事業者間の情報交換のための体制整備に向け、各種連絡会を開催することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化する。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6	R 7	R 8							
各サービス事業者との交流機会の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討	検討	実施							
			④実績（値）	検討									
			⑤進捗状況評価	B：現状維持									
「評価」の理由		介護支援専門員連絡会は、2か月に1回、事業者の自主運営により実施できている。訪問介護事業者連絡会は、3か月に1回、定期的に開催していたが、コロナ禍以降の開催が下火になっている。通所介護事業者連絡会は、事業者の自主運営により実施できているため。											
課題等		訪問介護事業者連絡会は、開催回数が少なくなっているが、事業目的である事業者間の連携はできており、開催回数にとらわれず、事業者間の連携を高めるためのあり方について検討が必要である。											
令和7年度以降の取組や方針		事業者の自主運営により連絡会を開催していく。											

取組No.	5-7-2	重点取組	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う事業者に関する情報の提供のための体制整備、介護給付・サービス事業間の情報交換のための体制整備に向け、介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有化を図ることで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8							
ケア倶楽部を通じた情報発信の一元化に向けた検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討		検討		実施							
			④実績(値)	検討											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
「評価」の理由		令和5年4月から開設した介護関係者サイト「ケア倶楽部」については、介護事業所に対する国、都、市からの情報発信を一つのサイトに集約することで情報検索がしやすくなり、事業所等の事務負担を軽減しているため。													
課題等		現在必要に応じ情報発信等の運用を行っているが、運用開始から2年が経過したものの、サイトの発信とメール発信で共有している現状がある。													
令和7年度以降の取組や方針		実情を踏まえ運用の整理等を検討する。													

取組No.	5-7-3	重点取組	国等の介護情報基盤整備に伴う対応										
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続												
①事業概要													
適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、指定更新等の届出の運用方法について、電子申請に完全移行するための検討を行うなど、国等の介護情報基盤整備に伴う対応することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6	R 7	R 8							
電子申請届出システムによる届出の統一化 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	併用実施	併用実施	電子へ移行							
			④実績(値)	併用実施									
			⑤進捗状況評価	B：現状維持									
「評価」の理由		指定更新等の届出の運用については、現在、紙ベースと電子と併用で運用を行っており、令和8年度からの電子申請へ統一するための準備期間としているため。											
課題等		令和8年度からの電子申請への統一に向けて準備等行う必要がある。											
令和7年度以降の取組や方針		令和8年度からの電子申請への統一を目指し、準備、調整を行う。											

取組No.	5-7-4	重点取組	介護事故情報の共有											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続													
①事業概要														
適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、各事業者より提出される事故報告や市で把握している情報を共有し、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8						
事故報告情報の共有 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討		検討		実施						
			④実績（値）	検討										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		令和５年度中に市に報告された事故について分析し、その内容を発信できるよう準備を行ったため。												
課題等		介護事業者等への事故報告情報のまとめと共有内容の検討が必要である。												
令和７年度以降の取組や方針		事故報告をＨＰ等で公開し共有できるよう資料データ作成等の準備												

施策No.	5-8	施策	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。												
取組No.	5-8-1	重点取組	事業所間等の連携体制の整備												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、事業者間等の連携体制を整備することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
更なる連携体制整備の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	アウトリーチを中心とした課題の整理		課題の整理を踏まえた連携体制の検討		検討結果を踏まえた対応							
			④実績（値）	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		事業所連絡会子ども部会への参加や市内のグループホーム事業所の顔合わせ会に参加し、各事業所の取組や課題等について情報収集したため。													
課題等		グループホームの職員で急きょ欠勤となった場合の代替人員の確保について、事業所間で連携できると助かるという意見もあったが、具体的な手法の検討が難しい。													
令和7年度以降の取組や方針		引き続き、地域資源や事業所における課題の把握に努める。													

取組No.	5-8-2	重点取組	学校や医療との連携の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	継続														
①事業概要															
事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、学校や医療との連携を推進することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
（再掲）重層的支援会議及び支援会議の開催 担当課：福祉政策課		会議の開催	③目標（値）	6回以上		6回以上		6回以上							
			④実績（値）	8回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		目標値を2回上回る会議を開催のうえ、医療機関や学校、その他幅広い分野の支援機関と連携し、対象者及びその世帯に支援を行った。市職員1名及び社会福祉協議会のCSW3名が、目標値である4人の相談支援包括化推進員を担い、支援会議の開催等それぞれの役割に応じた支援を行った。特に支援会議の開催を通じ、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするための課題を整理したため。													
課題等		支援会議の開催には至ったものの、本人同意を要する重層的支援会議の実施には至っていない。また、調整役である、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするため、複数の福祉分野でのケースワーク経験がある者が担い、かつ複数人体制で対応する必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		本人同意を得ることで、より具体的で適切な支援につなげることができるため、引き続き、対象者及びその世帯との関係構築に努める。相談支援包括化推進員については、調整役を複数人体制とするとともに、適切な人材及び配置を検討する。													

取組No.	5-8-3	重点取組	医療的ケア児の支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進や地域における医療的ケア児の通園・通学等の支援に向け、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進し、医療的ケア児の支援を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 6		R 7		R 8							
医療的ケア児支援会議の開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	2回		2回		2回							
			④実績(値)	2回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
医療的ケア児コーディネーターの配置 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	配置の継続及び後任の育成		配置の継続及び後任の育成		配置の継続及び後任の育成							
			④実績(値)	配置											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		医療的ケア児支援会議では、保育所で受け入れている医療的なケアが必要な児童の日常の保育の様子や課題等について園長や職員から報告を受けたため。													
課題等		地域の医療機関との連携。 医療的ケア児コーディネーターの後任の育成について、具体的な人材を確保できていない状況である。													
令和7年度以降の取組や方針		事例を共有し、医療的ケア児の受入れを推進する。													

取組No.	5-8-4	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 6		R 7		R 8							
（再掲）障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討		検討		実施							
			④実績（値）	未検討											
			⑤進捗状況評価	D：全く進捗していない											
「評価」の理由		主任介護支援専門員を中心にサービス移行の際の課題・問題点の抽出から、他法である障がいサービスの理解を深めてもらうための研修等を実施できたが、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を設けるまでは実施できなかったため。													
課題等		主任介護支援専門員連絡会において、制度理解のための勉強会とサービス移行の際に活用可能なツールを作成したことで、サービス移行がスムーズに行われているのかを確認しながら、次のステップとして交流機会を検討していく必要がある。													
令和7年度以降の取組や方針		令和8年度の実施に向けて、障がいサービスと介護保険サービスの連携推進に向けて交流機会を検討する。													

6

推進会議からの意見及び意見に対する担当課からの回答

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	(D) - 1 主な重点取組に対する 泊江市地域共生社会推進会議における評価	(D) - 2 主な重点取組に対する 泊江市地域共生社会推進会議における意見	(D) - 3 主な重点取組に対する 泊江市地域共生社会推進会議からの意見 に対する担当課からの回答
1-1-3	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討	統一的な記録方式の導入及び導入先の拡大	A：進捗している	A：進捗している	①予算措置を行ったことが「A：進捗している」の理由になっているが、具体的な検討はこれからのようなので、「B：現状維持」が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 予算措置を行うとともに、具体的な研修の実施に向けて調整を行い、5月・6月及び10月・11月に行う研修内容及び今後の展開についても調整を行っているため、「A：進捗している」と評価した。
1-2-1	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実	CSWによる社会資源の発掘及び活用	A：進捗している	A：進捗している	①評価の理由にある「アウトリーチの実施」までだと「B：現状維持」で、発掘に至っているのなら「A：進捗している」で良いと思われる。 ②定性的な目標に対する評価の理由にも定性的な評価の理由に加えて、定量的な記載があると、わかりやすいのではないかな。	①（福祉政策課） 目標（値）に設定している事業の実施を行っていることから「A：進捗している」と評価した。 ②（福祉政策課） 令和7年度実施計画の目標（値）の設定及び令和7年度実施計画の「評価」を行うにあたっては、定性的な目標であっても可能な限り定量的な実績を入れることで、より分かりやすい評価とする。
1-2-2	ピアサポーターを活かした支援の検討	ピアサポーターを活かした支援	A：進捗している	A：進捗している	①評価の理由の内容が重点取組の達成に向けて進捗しているようには思えないので「B：現状維持」が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 【「評価」の理由】のとおり、目標（値）に設定している調査・研究を行ったことから「A：進捗している」と評価した。
1-3-1	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進	支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施	B：現状維持	C：あまり進捗していない	①実績値が0であるため「C：あまり進捗していない」が妥当ではないか。	①②（福祉政策課） 【進捗状況評価】を「C：あまり進捗していない」に修正
1-3-2	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	アドバイザースタッフ会議を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①取組目標が適宜であることから、進捗していると判断できないため「B：現状維持」が妥当ではないか。 ②適宜という目標値であった場合、1件あったことを進捗として評価してよいかわからない。	①②（福祉政策課） 目標値が適宜であっても、アドバイザースタッフ会議を活用した権利擁護支援・意思決定支援を実施し、意思決定支援の部分でノウハウを蓄積できたので、「A：進捗している」と評価した。

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	(D) - 1 主な重点取組に対する泊江市地域共生社会推進会議における評価	(D) - 2 主な重点取組に対する泊江市地域共生社会推進会議における意見	(D) - 3 主な重点取組に対する泊江市地域共生社会推進会議からの意見に対する担当課からの回答
1-4-1	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化	市内相談支援事業所向け研修の実施	B：現状維持	A：進捗している	①目標値は、回数ではなく調整としていたが、研修を1回実施することができたため「A：進捗している」で良いのではないかな。	①（福祉相談課） 【進捗状況評価】を「A：進捗している」に修正 例年実施している研修であるが、「関係機関・団体との調整」を行ったことから「A：進捗している」と評価した。
1-4-2	総合的・専門的な相談支援の実施	民間事業所と連携した支援会議	A：進捗している	A：進捗している	①支援会議は実施されたのか。 ②取組目標が適宜であることから、進捗していると判断できないため「B：現状維持」ではないかな。	①（福祉相談課） 44回実施している。 ②（福祉相談課） 基幹相談支援センターを設置し、多職種連携の体制を強化したことにより、権利擁護や困難事例などの支援会議に44回参加していること。様々な民間事業所との支援会議に参加することで連携・協働が強化されているため、「A：進捗している」と評価した。
2-1-1	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施	福祉のまちづくり協議委員会の開催	C：あまり進捗していない	C：あまり進捗していない	①開催された協議委員会では地域アセスメントの実施につながらなかった 「C：あまり進捗していない」となるのか。 ②「運営方法の整理により開催を見送った」のであれば、「評価不能」もしくは「B：現状維持」になるのではないかな。 ③会議の形態を見直したことによる会議	①②③（福祉政策課） 目標（値）に対する実績の評価であるので、設定していた福祉のまちづくり協議委員会について、令和7年度の開催に向けた調整を行ったが、令和6年度の開催回数は0回であったことから「C：あまり進捗していない」と評価した。
2-2-2	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進	統合型GISを活用した個別避難計画の策定及び改定	A：進捗している	B：現状維持	①実際に計画策定された方は何名いらっしゃったのか。 ②評価の理由には、環境を整えることができたところがあるが、本来は計画作成までができる「A：進捗している」となるのではないかな。作成に課題があれば「B：現状維持」が妥当ではないかな。	①福祉政策課 【進捗状況評価】を「B：現状維持」に修正 ②（福祉政策課） 個別避難計画を作成した方は390名だが、そのうち統合型GISを活用して作成した方は3名である。
2-2-3	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進	支援組織との避難支援体制の整備	A：進捗している	A：進捗している	①評価の理由は、目標に加えて訓練を実施したためをさすのか。	①（福祉政策課） 目標（値）に設定している事業の実施に加え、訓練を実施したことから「A：進捗している」と評価とした。

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	(D) - 1 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	(D) - 2 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	(D) - 3 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見に対する担当課からの回答
2-3-1	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援	情報共有と支援	A：進捗している	A：進捗している	①目標値の「調査・研究」に対して、評価の理由に進捗しているような様子がわからなかったため、「B：現状維持」が妥当ではないか。	①（福祉政策課） 狛江団地の建て替えに備え、こまほっとシルバー相談室における対象者への支援をサポートするため、多摩川住宅二号棟団地の建て替えに関わった方々と会議を行い、実際に起こった課題に関し、ヒヤリングを行った事に加え、狛江団地の建て替え時に福祉的な支援に携わることが想定される支援関係団体と会議を行い、狛江団地の建て替えに関する現状の共有及び今後の地域づくり等も含めた支援に関する検討を行ったため。「A：進捗している」と評価した。
		地域づくりの支援				
		建て替えに伴う相談から福祉的ニーズを把握し、適切な支援機関等へつなぐ				
		個別の福祉的ニーズから、地域課題を把握				
2-3-2	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援	（仮称）地域福祉サポーターの育成・活用	B：現状維持	B：現状維持	①他の項目では、計画＝実績は「A：進捗している」にしているが、ここは「B：現状維持」である理由について詳しい説明が必要である。	①（福祉政策課） 関係部署と共に継続的な会議を実施し、（仮称）地域福祉サポーターの機能、役割を検討したが、（仮称）地域福祉サポーターの明確な位置付けを行うまでに至らなかったため。「B：現状維持」と評価した。
2-4-2	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成	あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①「選任されるまでの支援を実施」とはどのような支援を実施したのか。	①（福祉政策課） 選任時には被後見人がどのような方であるのか、支援関係者がどのような方であるのか共有したうえで、どのような支援が必要か引継ぎをしている。
		（再掲）地域住民に対するセミナー等の開催				
2-5-1	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進	緊急通報装置事業の見直し	A：進捗している	A：進捗している	①試験導入の実績1件で「A：進捗している」という評価は妥当なのか。	①（高齢障がい課） 試験導入したこと自体が評価理由であり「A：進捗している」と評価した。
		新たな装置等の導入				
2-5-2	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施	地域住民等による「ながら見守り」の実施	B：現状維持	A：進捗している	①「ながら見守り」は調査が実施になっているので、「A：進捗している」でも良いのではないか。	①（高齢障がい課） 【進捗状況評価】を「A：進捗している」に修正
		GPS等を活用した早期発見の仕組みづくり				

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	(D) - 1 主な重点取組に対する泊江市地域共生社会推進会議における評価	(D) - 2 主な重点取組に対する泊江市地域共生社会推進会議における意見	(D) - 3 主な重点取組に対する泊江市地域共生社会推進会議からの意見に対する担当課からの回答
3-2-1	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進	A：進捗している	A：進捗している	①取組目標が適宜であることから、進捗していると判断できないため「B：現状維持」ではないか。 ②適宜という目標値であった場合、4件あったことを進捗として評価してよいかわからない。	①②（福祉政策課） CSW等による参加支援事業による支援が必要なケースが発生した際に「評価」の理由に記載したつながりを行ったことから「A：進捗している」と評価した。
3-5-2	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援	当事者向けスマホ教室の実施 新たな支援機器等の紹介・活用支援	B：現状維持	C：あまり進捗していない	①新たな支援機器等の紹介・活用支援は、未実施のため「D：全く進捗していない」とし、全体の評価を「C：あまり進捗していない」とすべきではないか。	①（高齢障がい課） 【進捗状況評価】を「D：全く進捗していない」に【事業（取組）内容全体の進捗状況評価】を「C：あまり進捗していない」に修正
4-1-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化	身元保証を代替する支援の実施 死後事務に関する支援の実施 日常生活支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①調査研究の具体的成果について記載がないため現状維持が妥当と判断し、「B：現状維持」とすべきではないか。 ②日常支援の実施で目標は実施で実績が調査研究で評価が「A：進捗している」は妥当性が乏しいのではないか。	①②（福祉政策課） 調査・研究の結果、身寄りのない方に対するサービスとして、新たに単身高齢者等支援事業を令和7年度から開始予定としたことから「A：進捗している」と評価した。
4-2-1	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知	相談窓口の情報発信	A：進捗している	A：進捗している	①周知方法としては従来どおりの内容であり現状維持が妥当と判断し、「B：現状維持」ではないか。	①（子ども家庭課） 周知方法としては従来どおりだが、市内小・中学校すべての児童・生徒に相談窓口の周知を図るとともにヤングケアラーに関する情報提供を行ったため「A：進捗している」と評価した。
4-2-3	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保	集いの場の確保または対象者を集いの場につなぐ	A：進捗している	A：進捗している	①取組目標が適宜であることから、進捗していると判断できないため、B評価が適当ではないか。 ②適宜という目標値であった場合、3件あったことを進捗として評価してよいかが分かりづらい。	①②（福祉政策課） 集いの場を確保または対象者を集いの場につなぐ必要なケースが発生した際に【「評価」の理由】に記載したつながりを行ったことから「A：進捗している」と評価した。
4-3-2	（再掲）身寄りのない市民等への支援体制の強化	（再掲）身元保証を代替する支援の実施 （再掲）死後事務に関する支援の実施 （再掲）日常生活支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①調査研究の具体的成果について記載がないため現状維持が妥当と判断し、「B：現状維持」とすべきではないか。 ②日常支援の実施で目標は実施で実績が調査研究で評価が「A：進捗している」は妥当性が乏しいのではないか。	①②（福祉政策課） 調査・研究の結果、身寄りのない方に対するサービスとして、新たに単身高齢者等支援事業を令和7年度から開始予定としたことから「A：進捗している」と評価した。
4-5-1	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築	支援・検討会議の実施（試行も含む）	B：現状維持	C：あまり進捗していない	①未実施であることから「C：あまり進捗していない」が妥当ではないか。	①②（福祉政策課） 【進捗状況評価】を「C：あまり進捗していない」に修正

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	(D) - 1 主な重点取組に対する泊江市地域共生社会推進会議における評価	(D) - 2 主な重点取組に対する泊江市地域共生社会推進会議における意見	(D) - 3 主な重点取組に対する泊江市地域共生社会推進会議からの意見に対する担当課からの回答
4-7-2	アクティブシニア支援事業の検討及び実施	シルバーディスコ事業の実施	A：進捗している	A：進捗している	①アクティブシニア事業の実施まで至っていない状況だが検討は行ったため。「B：現状維持」が妥当ではないか。	①（高齢障がい課）元気高齢者及びプレシニアを対象とした「シルバーディスコ事業」を開催し、新たにアクティブシニア事業として介護予防・フレイル予防にも有効なディスコダンス教室の実施の検討も行ったため。「A：進捗している」と評価した。
		アクティブシニア事業の検討				
4-7-3	保健事業と介護予防の一体化事業の実施	「保健事業」と「介護予防事業」の一体的実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値よりも実績値の値が低い場合も進捗していると判断して良いのかわからない。B評価が妥当ではないか。	①（健康推進課）【目標（値）】に対しての【実績（値）】の進捗率が89%であることから、「A：進捗している」と評価した。
		健康セミナー				
4-10-1	介護施設・事業所の指導検査の実施	適正な指導検査を実施するため都への職員研修派遣	D：全く進捗していない	C：あまり進捗していない	①指導検査を実施したため、「B：現状維持」としても良いのではないかと。②職員研修派遣について、目標と実績とも「派遣体制の整備」だが、「D：全く進捗していない」となぜなるのか。	①（高齢障がい課）【進捗状況評価】を「C：全く進捗していない」に【事業（取組）内容全体の進捗状況評価】を「C：あまり進捗していない」に修正 ②（高齢障がい課）派遣体制の整備が整わなかったことから「D：全く進捗していない」と評価した。
		指導検査の実施				
5-1-2	市民福祉推進委員会の在り方の検討	在り方の検討	A：進捗している	A：進捗している	①委員会の運営方法について工夫は見られるものの在り方の検討とまでは言えず現状維持が妥当と判断し「B：現状維持」とすべきではないか。	①（福祉政策課）【目標（値）】に設定している調査・検討を行ったことから「A：進捗している」と評価した。
5-1-3	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討	会議体の整理	A：進捗している	A：進捗している	①会議体の整理・再編に向けた課題や方針まで示されておらず現状維持が妥当と判断し「B：現状維持」とすべきではないか。	①（福祉政策課）【目標（値）】に設定している調査・検討を行ったことから「A：進捗している」と評価した。

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	(D) - 1 主な重点取組に対する粕江市地域共生社会推進会議における評価	(D) - 2 主な重点取組に対する粕江市地域共生社会推進会議における意見	(D) - 3 主な重点取組に対する粕江市地域共生社会推進会議からの意見に対する担当課からの回答
5-3-3	（再掲）あんしん粕江の職員が重層的支援会議等に参加	（再掲）あんしん粕江の職員が重層的支援会議等に参加	A：進捗している	A：進捗している	①取組目標が適宜であることから、進捗していると判断できないため「B：現状維持」が妥当ではないか。 ②適宜という目標値であった場合、どのように評価してよいかわからない。	①②（福祉政策課） 【成果(活動)指標】を「ケースに応じた参加」とし、【目標(値)】を「適宜」としており、必要性があると判断した支援会議に2回参加し、権利擁護支援の検討を含めた議論を行い、支援につなげることができたため、「A：進捗している」評価した。
5-6-2	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討	C：あまり進捗していない	D：全く進捗していない	①事業所の交流機会を創出するための検討ができていないため。「D：全く進捗していない」とすべきではないか。	①（高齢障がい課） 【進捗状況評価】を「D：全く進捗していない」に修正
5-7-1	各種連絡会の開催	各サービス事業者との交流機会の検討	B：現状維持	B：現状維持	①各サービス事業所との交流機会の検討はされているのか。	①（高齢障がい課） 単発での交流機会はこれまでもあったが、定例的な交流機会の検討までは至っていない。
5-8-4	（再掲）障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出	（再掲）障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討	C：あまり進捗していない	D：全く進捗していない	①事業所の交流機会を創出するための検討ができていないため「D：全く進捗していない」とすべきではないか。	①（高齢障がい課） 【進捗状況評価】を「D：全く進捗していない」に修正

刊行物番号 R 7－22

**狛江市第1次地域共生社会推進基本計画
実施計画**

狛江市地域共生社会推進会議
令和6年度評価結果
令和7（2025）年9月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町1丁目1番5号
電話 03（3430）1111

頒布価格：180 円

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画に関する
市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会による進捗状況評価
令和6年度 報告書

令和7年9月
狛江市

目次

1	はじめに.....	- 1 -
2	評価について.....	- 1 -
(1)	評価方法.....	- 1 -
(2)	評価の視点.....	- 1 -
(3)	委員会等における実施計画の評価結果に対する評価及び意見等.....	- 2 -
ア	市民福祉推進委員会.....	- 2 -
イ	高齢小委員会.....	- 6 -
ウ	障がい小委員会.....	- 8 -
エ	権利擁護小委員会.....	- 14 -

1 はじめに

市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会（以下「委員会等」という。）において、狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画（令和6年9月）（以下「実施計画」という。）の実施結果を、狛江市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）で評価した結果について評価するとともに、委員会等から出た意見をとりまとめたため、報告します。

2 評価について

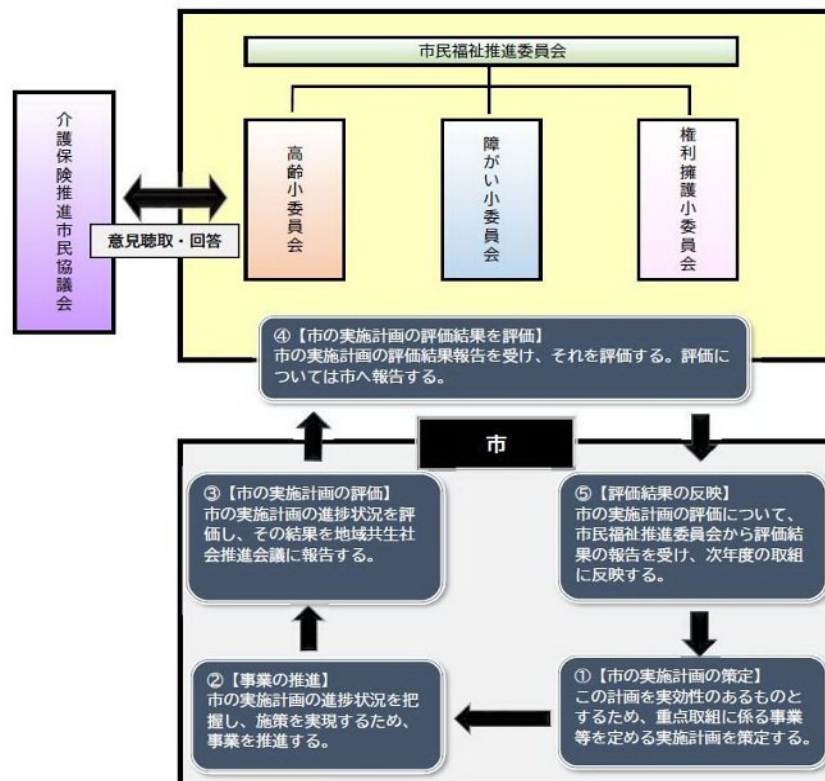
（1）評価方法

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（以下「基本計画」という。）及び実施計画を実効性のあるものとし、計画期間内に施策を実現するため、推進会議において、実施計画に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行うとともに、評価結果として委員会等に報告された「狛江市地域共生社会推進会議 令和6年度評価結果（案）」について、【評価体制図】の体制で評価をしました。

（2）評価の視点

実施計画の年次目標に記載されている各項目における令和6年度の実施状況を確認したうえで、事業全体を俯瞰した観点から総合的な評価を行いました。評価の結果は、以下のとおりとなります。

【評価体制図】



(3) 委員会等における実施計画の評価結果に対する評価及び意見等

市民福祉推進委員会等において、市が行った実施計画の評価結果を各（ア）のとおり評価しました。なお、②③と評価したものについての意見等は各（イ）のとおりです。

ア 市民福祉推進委員会

（ア）市の実施計画の評価結果に対する評価

①推進会議の評価のとおりとする。	2-2-1、2-2-2、2-2-3、4-4-1、5-1-1、5-1-3
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはア（イ）のとおり。）	1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-2-1、1-2-2、2-1-1、2-1-2、2-3-1、2-3-2、2-3-3、2-3-4、2-3-5、3-2-1、4-1-1、4-2-2、4-2-3、4-3-1
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはア（イ）のとおり。）	4-2-1、5-1-2

（イ）市の実施計画の評価結果に対する意見等

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
1	1-1-1	「福祉のつなぐシート」を共有化する民間事業者の拡大、また庁内の関係部署、教育機関、民生・児童委員などにも共有化することを期待したい。
2		より良いシステム構築に期待したい。福祉に関係する事業者は相談内容に応じた特定のつなぎ先に思い当たることも多いと考えられる。福祉のつなぐシートのさらなる利活用にあたっては、商店や飲食店等、市民の身近な場所でありつつ、直接的には福祉分野との接点の少ない事業者での導入拡大が期待される。
3		市内PTA連合会にも周知して協力依頼を出してはどうか。「福祉のつなぐシート」があれば行政につなげたのではないかと思うケースが過去にもあった。
4	1-1-2	相談支援包括化推進員のうち3名をCSWが担っているが、ここ数年、毎年のようにCSWの配置替えが行われている。相談支援包括化推進員としての資質能力の向上と定着という点においても、中長期的な視点に立ったCSWの安定的な配置に期待したい。
5	1-1-3	民間事業者との情報共有、記録方式の将来的な導入先の拡大を見越し、早期の段階から民間事業者も対象とした研修の開催を期待する。

No.	取組No.	泊江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
6	1-2-1	アウトリーチの充実のためには、連携する社会資源が課題を抱える方を支援につなぐことができるよう「福祉のつなぐシート」を活用してもらうなど、施策間の連携についても期待される。
7	1-2-2	ピアサポーターの役割を担うことのできる当事者（元当事者）の輪を広げることができるよう、ピアサポート団体等とも連携し、ピアサポーターを支え増やすための取り組みも同時並行的に必要となる。また、当事者の居場所活動の定期開催を当面の取り組みとしつつも、そこでの活動が、当事者研究等の知見にも依拠しながら困難を抱えた方の生きづらさをやわらげる実践にも発展することに期待したい。
8	2-1-1	整理された新しい運営方法でのより効果的な実施に期待したい。多分野にまたがる地域課題の効率的な整理のためには、高齢・障がい・子ども等に関連する他の委員会等で既に抽出されている地域課題も参照することが求められる。同時に、福祉のまちづくり委員会の取り組みが、市民の主体的な活動を主眼として始まったことを踏まえ、福祉のまちづくり協議委員会が福祉のまちづくり委員会の取り組みの方向性を一方的に規定・制約するものとならないよう留意が必要である。
9	2-1-2	福祉のまちづくり委員会と福祉のまちづくり協議委員会それぞれの役割を明確化することで、福祉のまちづくり委員会に関する取り組みを評価するための取組内容もまた明確になると考えられる。福祉のまちづくり委員会が、委員である市民の主体的・自発的な取り組みを尊重するのであれば、研修会の実施についても、ノルマ的に開催されるものではなく、各委員会での必要性に応じて開催されるものが評価されるべきであろう。
10	2-3-1	高齢化率が高い泊江団地の建て替えに関しては、福祉的な支援のみならず、転居に伴う準備において福祉サービス外の支援が必要とされることが想定される。支援関係団体間の会議においては、当該エリアの福祉のまちづくり委員会等地域住民の参加を得たり、シニアの生活支援ネットワーク等を通じて介護保険外のサービスに取り組む事業所への働きかけを行ったりすることも効果的ではないか。また、建て替えに伴う転居により孤立する住民が生じないよう、建て替え時期が近い棟に居住する制度サービスにつながっていない住民に対しても、不安等のヒアリングを実施すること等が検討されうるのではないか。
11	2-3-2	令和7年・8年も目標（値）が「調査・研究」となっているが、具体的なシステム構築を目指すのであれば、進展のある目標（値）の設定が望ましいと思われる。ただし、新たなシステムの担い手を発掘することは決して簡単ではないため、福祉カレッジや福祉のまちづくり委員会等これまでの取り組みとその成果の再評価・必要に応じた再編も視野に入れながら取り組まれるべきものであると考える。
12	2-3-3	市の補助金・委託等による市民の居場所づくり支援は評価される。同時に、「多様な居場所」の支援という観点において、市民活動支援センター等とも連携しながら、実験的な試みを含めて多様なアクターによる居場所づくりの取り組みが推進されるよう、啓発活動や活動場所の整備等も進められるべきであろう。

N o .	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
13	2-3-4	担当課においては、市内外の多世代交流に取り組む団体等のネットワークづくりにも関与しており、事業概要と照らし合わせその点も評価されるべきであると考えます。
14	2-3-5	市内にある専門学校として慈恵第三看護専門学校の存在は大きく、隣接する東京慈恵会医科大学とともに、学生・教職員との連携がより一層求められている。ボランティアの養成やマッチングという点においては市民活動支援センターに求められる役割は大きく、担当課としても同センターとの連携が深まることに期待したい。
15	3-2-1	1対1の伴走支援から、小集団や個別での就労体験、そして、居場所的な役割を含む中間的就労へとつながっていく道筋と選択肢を明確化することが求められている。また、個人や、支援者との1対1の関係の中で取り組むことができる作業等、対人関係に課題があっても就労の体験ができた有償ボランティアとして金銭を得ることができる機会を参加支援事業として増やしていくことも必要である。
16	4-1-1	居住支援協議会には今後より一層大きな役割が期待されると考える。成果指標及び目標値・実績値においては、割合だけでなく件数についても記載されると経年での変化が評価しやすくなるのではないだろうか。
17		解決率の目標値50%に達しているため、評価のとおりで結構だが、「評価の理由」を「多くの相談者を解決できた」としているので、「解決率」だけではなく、「相談件数」と「解決件数」も記載していただきたい。
18	4-1-2	2026年度の社会福祉法の改正で、身寄りのない単身高齢者等の終身サポート事業が新たな日常生活自立支援事業として法制化されることが検討されており（厚生労働省）、狛江市においても体制整備を期待したい。
19	4-2-1	窓口を周知することが目的ではなく子どもたちがアクセスしやすい窓口を作ることを検討してほしい。
20		目標にある「市HPへによる情報発信」について、実績値にもどこにも実施したかどうかの記載がないので、実施しているのであれば記載したほうが良いのではないかと。
21		令和7年度以降の取組に記載のあるヤングケアラー実態調査において、相談につながりやすい相談窓口のあり方についても質問がなされるべきであり、その結果を踏まえ、必要に応じて目標値を変化させるべきであろう。
22		前年度と同様の取組であれば、「B:現状維持」が妥当である。実態調査を見据え、目標（値）の設定を見直した方がよい。

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
23	4-2-2	障がい者の年代は、40～50代で約4割近いことが示されており、この世代の親によるケアは期待できなくなっており、アウトリーチによる支援の拡充が求められている。
24		ケアラー支援はこれからの地域福祉における重要な課題のひとつであり、本取組の事業内容評価が福祉のつなぐシート登録システムの再掲であることには賛同しがたい。「家族介護」はこれまで高齢の親の介護を前提として語られ、市内の家族介護者の会も主にそうした介護者の語らいの場となっているが、本事業の要点は「ケアラー」の存在をより広く捉えている点にある。重層的支援体制整備事業と連動したケアラー支援においては、前掲のヤングケアラー、親の介護と育児に同時に取り組むダブルケアラー、ひきこもりの家族や障がいを抱える家族をケアする人など、高齢・障がい・子ども若者の分野を超えて関係者が連携しつつケアラー支援について意見交換する場の整備や、多様なケアラーを対象に語らいの場を整備しその啓発をおこなうなどの新しい取組内容とその評価が必要ではないだろうか。
25		「市内小・中学校すべての児童・生徒に相談窓口の周知を図るとともにヤングケアラーに関する情報提供を行った」とあるが、市内PTA連合会にも周知して協力をお願いしてはどうか。
26	4-2-3	ケアラーのニーズに合わせた当事者の集いの場の確保にあたっては、親の介護と育児に同時に取り組むダブルケアの集い、ヤングケアラーと元ヤングケアラーの集い、きょうだいに障がいがある人の集いなど、近隣自治体とも連携しながら、市内ではニーズを充足できない集いの場の情報収集や整備に向けての取り組みが必要である。また、ケアラーのグリーフサポートについても、取り組みに向けて調査研究がおこなわれるべきであると考えます。
27	4-3-1	解決率の目標値50%に達しているため、評価については構わないが、「評価の理由」を「多くの相談者を解決できた」としているの、「解決率」だけでなく、「相談件数」と「解決件数」も記載していただきたい。
28	4-4-3	ホームヘルパー、次いでケアマネジャーの高齢化、人材不足は危機的な状況にあり、市としても現場の実態を把握した上で、有効な人材確保策を講じるべきである。
29	5-1-2	「評価の理由」に記載している内容が「市民福祉推進委員会の在り方」について調査・検討した内容と判断することが難しい。

イ 高齢小委員会

(ア) 市の実施計画の評価結果に対する評価

①推進会議の評価のとおりとする。	2-5-2、2-6-1、2-6-6、3-4-1、3-4-3、4-6-1、4-6-2、4-6-3、4-7-2、4-7-3、4-8-1、4-9-1、4-9-2、4-9-3、4-10-1、4-10-2、4-10-3、5-6-1、5-6-2、5-7-1、5-7-3、5-7-4
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはイ（イ）のとおり。）	2-2-1、2-2-2、2-5-1、2-6-2、2-6-3、2-6-4、3-4-2、4-4-3、4-7-1、5-5-1
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはイ（イ）のとおり。）	2-6-5

(イ) 市の実施計画の評価結果に対する意見等

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
1	2-2-1	具体的件数が示されていないので「A：進捗している」との評価なのかわからない、目標値は具体的件数を示すことが必要ではないか。
2	2-2-2	具体的な目標値が示されていないので、「A：進捗している」との評価が判断できないのではないかと。目標値を具体的なものとして示すことが必要ではないか。
3		統合型GISを活用して作成した方は3名は少なすぎるのではないかと。
4	2-5-1	固定電話を持たない方も増えているため、緊急通報の手段を増やしLTE機器の導入を加えることは有用である。
5	2-6-2	令和6年度の実績を踏まえ、令和7年度以降は目標値を数字で示したほうが良いのではないかと。
6	2-6-3	令和6年度の実績を踏まえ、令和7年度以降は目標値を、特にキッズサポーターは特に具体的な数字で示したほうが良いのではないかと。
7		キッズサポーター養成講座を継続できたことを評価し、「A：進捗している」でも良いのではないかと。
8	2-6-4	どの程度実施されたか回数で示すことが必要ではないかと。
9		新設と並行し、既存のチームオレンジによる居場所づくりにおいて、継続できるような取組みが望まれる。

N o .	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
10	2-6-5	目標である「検討」を実施し結論を得ているので「B：現状維持」の評価ではなく「A：進捗している」の評価でよいと思われる。
11		看護小規模多機能型居宅介護は誘致できなかったが、グループホームは開設できたので「A：進捗している」との評価でも良いのではないかな。
12		令和7年度の周知方法の工夫を具体的に記載すべきである。これまでも同じことを繰り返しているように思われる。
13	3-4-2	回数や参加者を明確に記載するほうが実績が評価しやすいと思われる。
14	4-4-3	実務者研修の計画人数がそもそも少ないと思われる。
15	4-7-1	令和7年度以降は目標値、回数や参加者を数字で示したほうがいいのではないかな。
16	5-5-1	令和6年度の回数や参加者を明確に記載し、それを踏まえて令和7年度も数値化し比較していくほうが実績が評価しやすい、参加者アンケートがあれば、その結果である満足度などを示してはどうか。

ウ 障がい小委員会

(ア) 市の実施計画の評価結果に対する評価

①推進会議の評価のとおりとする。	—
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはウ（イ）のとおり。）	1-4-1、1-4-2、2-7-1、2-7-2、2-7-3、2-7-4、3-1-1、3-1-2、3-5-1、3-5-2、4-11-1、5-6-1、5-8-1、5-8-2、5-8-3、5-8-4
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはウ（イ）のとおり。）	4-11-2、5-6-2

(イ) 市の実施計画の評価結果に対する意見等

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
1	1-4-1	市内相談支援事業所向けの研修を実施されましたが、相談支援事業所以外の参加者もありましたので、次年度以降も地域の相談支援体制強化の為に参加者を限定せずに実施しても良いのではないかと。
2	1-4-2	実績値に関して、参加回数で良いのか検討の余地があるように思われる。中核的な相談支援機関として、支援会議を主催した回数を実績値とする方法もあるのではないかと。また、回数は、件数と延べ回数を並記することが良いのではないだろうか。
3		目標数値自体が「適宜」となっているため、目標値が明確ではないものの、月換算3.6回（おおむね毎週）の開催となっており、進捗と判断することに異論はないと思われる。
4		地域共生社会推進会議の助言でもある様に、目標が適宜というのは分かりづらい。このような場合は目標の欄に斜線を引き、実績だけでも良いのではないかと。
5		目標（値）が令和8年度まで「適宜」となっている。初年度である令和6年度は「適宜」としても令和7年度、令和8年度は適切な目標値を示すことが必要と考える。
6		具体的な取り組み数は明示されていない点が気になる。基幹相談支援センターの通常業務であるため「進捗している」と評価するには、一定程度の評価軸が必要であると考えた。開催もあるが、同じケースでの継続的な会議であるかどうかや関係機関の参加数なども評価軸としてあって良いと考える。
7		基幹相談支援センターを設置し、支援体制が前進したため、「B：現状維持」とは言い切れず、「A：進捗している」は妥当である。

N o .	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
8	2-7-1	障がい者を「困っている人」「配慮が必要な人」という視点から見ただけでなく、当事者が地域でどのような生活を送っているのか、適切な援助を受けつつも「あたりまえ」に地域で暮らしていることを知り、地域で共に生きる一人として当事者と参加者が出会うことのできる当事者講演となることを期待する。
9		狛江市市民活動支援センター（こまえくぼ1234）を通じて、点字、手話、車いすなどの体験を小中学校に出向いているが、限られた学校のみである。学校の協力が重要である。また、狛江市市民活動支援センター、当事者を交えて検討してはどうか。
10	2-7-2	障がい者週間のみに取組みを集中するのではなく、また、市役所内での取組みにとどまるのではなく、通年で分散的に理解啓発活動を実施すると同時に、多様な市民が目にしやすく参加しやすい機会での理解啓発活動の実施に期待したい。
11		令和7年度以降の取組や課題で示されているとおり、障がい施策は参加者が固定化する傾向にあることは担当課の認識のとおりであるため、令和7年度以降の事業展開の際には特に留意をしていただきたい。
12		課題等にも記載があるが、やはり参加者13人は少ない。実施回数を増やしたり周知の方法に工夫したりの取組が必要だと思われる。
13		研修の実施はされたが、参加者があまりに少ない。市民に向けて一層の広報をお願いするとともに市庁舎の全ての部署から最低1名は参加するなど貴重な機会を有効に活用し、率先垂範していただきたい。
14		ユニバーサルマナー講座について、市職員はこれまでも受けていたが、市民向けのものは令和6年度から実施しているのか。障がい者に関心を持っていない人を引き付けるために、駅前広場など、目立つところでPRをしてはどうか。
15	2-7-3	成果指標について、「市内の障がい福祉サービス事業所を1つも知らない」と答える人の割合を下げようとするよりも、「1つ以上知っている」（あるいは2つ以上、3つ以上知っているなど）人の割合を増やそうとするほうが、当事者理解の推進という点で前向きではないだろうか。また、ほこみちでの上手いもの市の開催の試みは評価できるが、たとえば期間限定で事業所等が製品を交代で販売できるポップアップストアの展開や、障がい福祉サービス事業所のみ販売会にとどまらず、事業所等が市内の様々なまつりやイベントで出店しやすくなるよう、地域活性課等との連携も必要ではないだろうか。
16		自主製品の販売に限らず、ふるさと納税の返礼品としての取り扱いや受託作業等の斡旋も実施されているので評価に加えても良いのではないかと考える。又、取り組みを継続していく事が目標達成の近道となるので今後も期待している。
17		天候の影響を受けにくい場所の検討に加え、テントやマスキングテープでの固定など、検討してはどうか。また、事業所の利用者も一緒に話し合える場を作ってはどうか。

N o .	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
18	2-7-4	比較的合理的配慮に理解のある福祉系の事業所はもとより、市内一般企業にこそ個別通知するべきではないか。
19		全戸配布の市の広報誌での広報や福祉領域以外の業種の事業所にこそ個別通知を行う必要があるのではないかと。
20		障がい者差別解消と合理的配慮の概念は、一般企業・家庭においてより一層浸透していかなくてはならない。より一層の取組の工夫が求められる。
21		数値化されていない目標は、達成率を図ることができない。 障がい者に関する事業所だけでなく、市内にある全ての事業所に合理的配慮が義務化されていることから、商業施設や商店街などにも周知の必要がある。
22	3-1-1	ランニングコストについて調査し、比較した資料を委員会に報告していただきたい。
23		聴覚障がい者向けの支援機器については、当事者団体からの意見や先行自治体の例を参考にして、市内公共施設に導入を進めていただきたい。目標値を箇所数にしてはどうか。
24	3-1-2	「心のバリアフリー」の普及啓発については、研修や講習も必要だが、障がいの有無を超えた日常的な出合いやかかわり合いの機会の創出がとても重要だと考える。市民活動団体等と連携した、障がいの当事者も当事者でない人も参加できるイベントの開催や、多世代多機能型交流拠点等での障がい当事者との日常的な出合いや交流の機会の創出にも注力していただきたい。
25		研修の実施はされたが、参加者があまりに少ない。市民に向けて一層の広報をお願いするとともに市庁舎の全ての部署から最低1名は参加するなど貴重な機会を有効に活用し、率先垂範していただきたい。
26		研修の実施は評価できるが、当事者に講演してもらうなど、より一層ご本人の生活が垣間見れる形式を取り入れるべきだと考える。
27		子ども向けにはアニメーションの活用も良いのかもしれないが、作られた作品よりもドキュメンタリーの方が伝わりやすいのではないかと。
28	3-5-1	点字封筒導入の意義は大きいですが、障がい者を巡る情報機器とその活用方法の進展は日進月歩である。視覚障がい者等が活用する自動読上機能に適切に対応した電子広報等の実施、コミュニケーションを支援するさまざまなアプリ等の調査研究と発信など、特に若い世代の当事者へのヒアリング等にも取り組みつつ、情報機器を適切に活用した情報保障に取り組んでいく必要がある。
29		年次目標の達成については評価原案どおりで問題ないとする。一方で視覚障がい者向けの支援は点字に限定されるものではない、特に点字の識字率はそれほど高くない現状からすると、点字以外の方法に重点を移した方がよいのではないかとと思われる。
30		例えば知的障がいの方の情報のバリアは他の障がいの方に比べ厚い。障がい種別それぞれに応じた取組が必要である。
31		狛江市役所から来た郵便物であることが分かれば良いので、「狛江市役所」など、どの課でも共通に使える封筒にすると良いのではないかと。

N o .	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
32	3-5-2	当事者向けスマホ講座は、障がい別に継続開催していただきたい。新たな支援機器等の紹介や活用の支援のためには、まず情報収集・調査研究が必要になる。若い世代の当事者にヒアリングすることも大事であろうし、東京都障害者IT地域支援センター等でまとめられている情報も参考になる。目標値である「展示会等の実施」の前段階として、調査研究の時期が必要ではないだろうか。
33		成果指標がやったかやらないかの二択であるため、毎年度評価が二極化してしまう点はやや考慮が必要かと思われる。新たな機器は登場するかしないかにも左右されるので、必ずしも展示会開催にこだわらず、性能研究等も実績としてカウントしてもよいのではないと思われる。
34		未実施項目がある場合、残りが一定の進捗をしていても評価は「C：あまり進捗していない」または「D：まったく進捗していない」にするべきではないか。
35		支援機器の紹介は未実施であるが、視覚障がい者向けのスマートフォン教室は、遠くまで習いに行かれない視覚障がい者には大変有効であったため、「A：進捗している」の評価は妥当である。 令和7年度の目標値は聴覚障がい者向けとなっているが、令和6年度に受講できなかった視覚障がい者を2年待たせるのは望ましくないので、予算もあるだろうが両障がい者向けの教室を実施していただきたい。
36	4-11-1	地域生活支援拠点の大事な機能の一つである緊急時の対応について遅れがみられている。緊急時の対応は待った無しである為、早急の対応が必要。
37		ショートステイやトライアルが可能な施設整備のための市単独補助制度を検討し、事業者を募る必要がある。
38		市内の事業所が地域生活支援拠点の開設について過度に期待し過ぎていたように思う。狛江という地域をより良くするために、事業所や法人がどのように貢献できるのかという視点で、話し合える協議会が設置できるように期待したい。
39	4-11-2	あいとぴあセンターの浴室を活用した入浴介助の試行実施と今後のさらなる検討の意義は大きい。ニーズ調査を踏まえて他にどのようなサービスの充実を当事者や家族は求めている、それらについても並行して試行実施していくのか、このまま3年間入浴介助についての試行が続けられるのか、明示されることが望ましいのではないか。
40		あいとぴあセンター地下浴室の利用を本格化させるためには、混雑で入りにくい駐車場からの導線改良、浴室自体の改修、さらに低未利用状態となっている控室とその隣の物置化している遊休施設を踏まえた総合的な視点からの改修検討が必要である。
41		「C：あまり進捗していない」評価が妥当ではないか。地域自立支援協議会では入浴以外にも地域課題が複数挙げられている為、そちらに対しての手立ても同時並行的に進めるべきである。
42		調査の内容・進捗について積極的に自立支援協議会などで報告してほしい。
43	5-6-1	介護保険事業者が障がい福祉サービスについて学習する機会を持つことは非常に良い取組みである。主任ケアマネだけでなくケアマネ全般まで一定程度の理解向上が進むような取組が望まれる。
44		障がい・介護両専門員がお互いの制度等を研修しあうことは有効である。しかし、65歳を過ぎると障がいサービスから介護サービスへの移行ありきのような印象を受ける。本人がニーズに合わせて選択できるようにすべきである。

N o.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
45	5-6-2	障がい福祉サービスと介護保険サービスの連携を図るにあたって、障がいサービスから介護保険サービスへの円滑な移行という視点は欠かせないが、同時に、障がい福祉サービスには、セルフプランやCIL運動など当事者主体の制度利用、重度訪問介護等のパーソナルアシスタンスとしての側面等、介護保険サービスやそれを取りまとめる介護支援専門員には制度設計上持ちにくい視点があるという両者の差異についても学び合うことが大切なのではないかと感じている。そうした点に着目したうえでの交流機会の検討もなされると良いのではないだろうか。
46		この手の異業種連携は成果が見えてくるまでに時間が掛かるという傾向にあるため、なかなか評価が上がりにくいことは否めない。もし核となる人物への接触などを実績として行っているのならばCに変更ということでも良いのではないかと思われる。
47		交流機会の概念や内容にもよるが、地域自立支援協議会には主任介護支援専門員連絡会から委員が派遣されており、毎回地域課題について検討を行っているため、「B：現状維持」または「C：あまり進捗していない」との評価でも良いのではないか。
48		つなぐシート活用事例を用いた研修を企画し、両サービス事業者が参加するような工夫をお願いしたい。
49		取組みができていないことには同意する。むしろ狛江市が「共生型サービス」にどのような期待を寄せているのか、この地域に介護と障がい福祉が協働するどのような姿が必要なのかのビジョンの提示が必要であると考えている。
50	5-8-1	課題とされたグループホームでの代替人材の事業所間連携について引き続き議論し、実施に向けた検討につなげていただきたい。
51	5-8-2	本施策の重点取組は「学校や医療との連携の推進」であるが、本評価のみでは学校や医療機関とどのような連携がなされたのか理解しづらく、よりその点に焦点化した記載方法に改めたほうが良いのではないだろうか。
52		支援会議の実施は評価できるが、重層的支援会議の実施については早急に手立てが必要。
53		重層的支援会議の運用については、早急に改善していく必要がある。担当者の体制を複数にすることはもちろんだが、スピード感のある会議開催のためにどのような工夫が必要かも併せて検討する必要があると考えている。
54	5-8-3	医療的ケア児であっても、地域の中で適切なサービスを受けることができ、育ちと学びの機会が保障されるよう、コーディネーターに期待される役割は大きい。医療的ケア児の数自体は決して多くないかもしれないが、医療的ケア児と医療的ケア児コーディネーターの存在はより周知されていくべきであり、そのことが医療的ケア児の受け入れの推進につながっていくのではないだろうか。
55		コーディネーターの人材確保についての取り組みと同時に育成についての仕組みづくりについても取り組むべきである。
56		当該保育園児の発達に合わせたシームレスな支援のための準備に入る必要がある。
57		人口の少ない狛江では仕方がないことだが、医療的ケア児の母数が少ないこともあり、どうしてもコーディネーターの属人的な業務になってしまいやすい。コーディネーターの複数配置を検討してもらいたい。

N o .	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
58	5-8-4	5-6-2のように人の交流機会は多少出来て来たものの事業所間の交流機会は確かに持てていない。行政が仲介役となって早めの実施を期待しています。
59		（再掲）つなぐシート活用事例を用いた研修を企画し、両サービス事業者が参加するような工夫をお願いしたい。
60		（再掲）取り組みができていないことには同意する。むしろ狛江市が「共生型サービス」にどのような期待を寄せているのか、この地域に介護と障害福祉が協働するどのような姿が必要なのかのビジョンの提示が必要であるとする。

エ 権利擁護小委員会

(ア) 市の実施計画の評価結果に対する評価

①推進会議の評価のとおりとする。	1-3-3、2-4-1、4-5-2、5-3-2
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはエ（イ）のとおり。）	1-3-1、1-3-2、2-4-2、2-4-3、3-3-1、4-1-2、4-4-2、4-5-1、5-2-1、5-2-2、5-3-3、5-4-1、5-4-2
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはエ（イ）のとおり。）	5-3-1

(イ) 市の実施計画の評価結果に対する意見等

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
1	1-3-1	中核機関ではないが社協（あんしん狛江）の地域福祉権利擁護事業の相談ケースを運営委員会で各専門職の助言を受けられる仕組みをもっており、そこでの支援実績があるため。今後、中核機関の役割を担うようになった際は、現在の取組みを発展的に継続させることが望まれる。
2		あんしん狛江において多職種による検討が行われているのではないかな。
3		権利擁護支援における支援・検討会議は、重層的支援体制整備事業の支援会議だけでなく、あんしん狛江運営委員会でも多職種による検討がなされているため、評価対象としても良いのではないかな。ただし、中核機関の体制整備は喫緊の課題である。
4		事業内容は「意思決定支援の理解促進のために支援者のサポートを行うこと」であり、重層事業の支援会議での理解促進もあり、進んでいるのではないかな。
5	1-3-2	東社協のアドバイザリースタッフ制度を活用との説明があったが、国で養成しているアドバイザー制度（専門職）とは異なるように認識している。最新の情報や状況を踏まえたアドバイスを受けられる体制が必須であり、狛江市であれば、現在関わっている専門職の状況からも、市レベルで可能ではないかな。

N o .	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
6	2-4-2	もっと多くの担い手の開拓・育成が必要である。
7		この項目が、セミナーの開催について評価しているのか、「選任されるまでの支援」を評価しているのか、わかりづらい。
8		法人後見人は、多摩南部成年後見センターとの連携だけでなく、新たな法人後見人の参入・開拓・育成の視点も重要。
9	2-4-3	市民後見人の活躍支援については、まだ検討が必要な状況ではないか。多摩南部成年後見センターとあんしん狛江の役割をもう少し整理し、権利擁護支援に関わる市民の育成、活躍支援に取り組む必要があると考える。
10		大変良い取り組みだと思います。目標値が1人以上となっているが、もっと多くの方に参加していただけるよう周知や開催方法などを検討していただき、後見人、特に市民後見人が孤立しない体制づくりを行っていただきたい。
11	3-3-1	身寄りのない方、を広い概念で捉える仕組みが必要。ガイドラインに反映させてほしい。重層的支援会議等に参加するだけではなく、権利擁護支援の仕組みとどのようにリンクさせるかを引き続き検討してほしい。
12		単身高齢者等支援事業の対象は、身寄りのない方の他、利用が必要な方も加えられないか検討願いたい。
13	4-1-2	「日常生活支援の実施」についての具体的な内容がわからないので、評価が難しいと感じる。身寄りのない方の捉え方は、前述したとおり、単に血縁がない、関わる親族がない、だけではないことに留意していただきたい。
14		単身高齢者等支援事業の対象は、身寄りのない方の他、利用が必要な方も加えられないか検討願いたい。
15		事業対象者について、単身ではない高齢者夫婦などで制度利用が最適というケースはないか等検討していただきたい。
16	4-4-2	(再掲) 市民後見人の活躍支援については、まだ検討が必要な状況ではないか。多摩南部成年後見センターとあんしん狛江の役割をもう少し整理し、権利擁護支援に関わる市民の育成、活躍支援に取り組む必要があると考える。
17	4-5-1	1-3-1での取り組みも見られるが、地権事業の新規利用者に限定されているため、評価は同様。中核機関を担っていなくても、地権や成年後見制度の利用が必要な方についての支援検討会議を実施することは十分可能であると考え、具体的な取組みを進めるべきである。
18		あんしん狛江運営委員会において、一部は「権利擁護の相談支援」「権利擁護の相談支援チームの形成支援」「権利擁護支援チームの自立支援」について検討がなされているため、評価対象として良いのではないかと考える。ただし、重層的支援体制整備事業との連携や、中核機関の体制整備は必須である。

N o .	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する委員会等からの意見
19	5-2-1	チームの形成支援は、属人的になりがちであり、行政、社協ともに人事異動があるなかで、どれだけシステムチックに対応できるかは大変重要である。率直に申し上げると、チームの形成支援力には課題があると思われ、専門職の活用を含めて、見直しを行う必要があると考える。
20		「令和7年度以降の取組や方針」に、「ロードマップを作成する」旨が記載されているため、令和7年度の目標（値）にも追記して良いのではないかと。
21	5-2-2	計画的に実施されている状況ではないと考える。ロードマップにどのような内容が載るのかも不明。個別の事案に対する取組みをベースとした、実行可能な事業委託を検討してほしい。
22		「令和7年度以降の取組や方針」に、「ロードマップを作成する」旨が記載されているため、令和7年度の目標（値）にも追記して良いのではないかと。
23	5-3-1	「B：現状維持」とする。ネットワーク協議会については、目標2回以上を達成できていない。また、この協議会は、開催すればいい、というものではなく、日常レベルでの個別の事例に生じる課題を地域課題と捉え直して、具体的に取り組みを進めていくものであり、中長期的目標を設定して運営されることが望まれる。
24	5-3-3	実態をぜひ、見える化して、専門職にも広く公表してほしい。
25	5-4-1	情報がまったくわからないので、見える化してほしい。
26	5-4-2	この項目は、虐待等の権利侵害、とあるが、それに特化した勉強会があったのか、「評価」の理由をみてもわからない。

刊行物番号 R7-23

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画に関する
市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会
及び権利擁護小委員会による進捗状況評価
令和6年度 報告書

令和7（2025）年9月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町1丁目1番5号
電話 03（3430）1111

頒布価格：30円

狛江市第1次再犯防止推進計画

取組状況確認表

市民福祉推進委員会及び“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会による
進捗状況評価 令和6年度報告書

令和7年9月

狛江市

目次

1	はじめに.....	- 1 -
2	評価について.....	- 1 -
	(1) 評価方法.....	- 1 -
	(2) 推進会議における評価.....	- 1 -
3	狛江市地域共生社会推進会議評価結果.....	- 1 -
4	施策の体系.....	- 5 -
5	関連事業と担当課.....	- 6 -
6	狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表（推進会議評価及び委員会等の評価の評価）.....	- 9 -

1 はじめに

市民福祉推進委員会及び“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会（以下「委員会等」という。）において、狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表（令和6年9月）（以下「確認表」という。）の取組結果を、狛江市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）で評価した結果について評価するとともに、委員会等から出た意見をとりまとめたため、報告します。

2 評価について

（1）評価方法

狛江市第1次再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）及び確認表を実効性のあるものとし、計画期間内に施策を実現するため、推進会議において、確認表に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行うとともに、評価結果として委員会等に下記「3 狛江市地域共生社会推進会議評価結果」等のとおり報告されたものについて、【評価体制図】の体制で評価をしました。

（2）推進会議における評価

確認表の年次目標に記載されている各項目における令和6年度の取組状況を確認したうえで、事業全体を俯瞰した観点から総合的な評価を行いました。評価の結果は、以下のとおりとなります。

3 狛江市地域共生社会推進会議評価結果

基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	4	1-1-1、1-1-2、1-2-1、1-2-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	0	
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない	0	
合 計		4	

基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	5	2-1-1、2-1-2、2-2-1、2-2-2、2-2-3
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	0	
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない	0	
合 計		5	

基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	5	3-1-1、3-2-1、3-3-2、3-4-1、3-4-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	3	3-1-2、3-1-3、3-3-1
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない	0	
合 計		8	

基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	5	4-1-1、4-1-2、4-2-2、4-3-1、4-5-1
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	5	4-1-3、4-2-1、4-2-3、4-3-2、4-4-1
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない	0	
合 計		10	

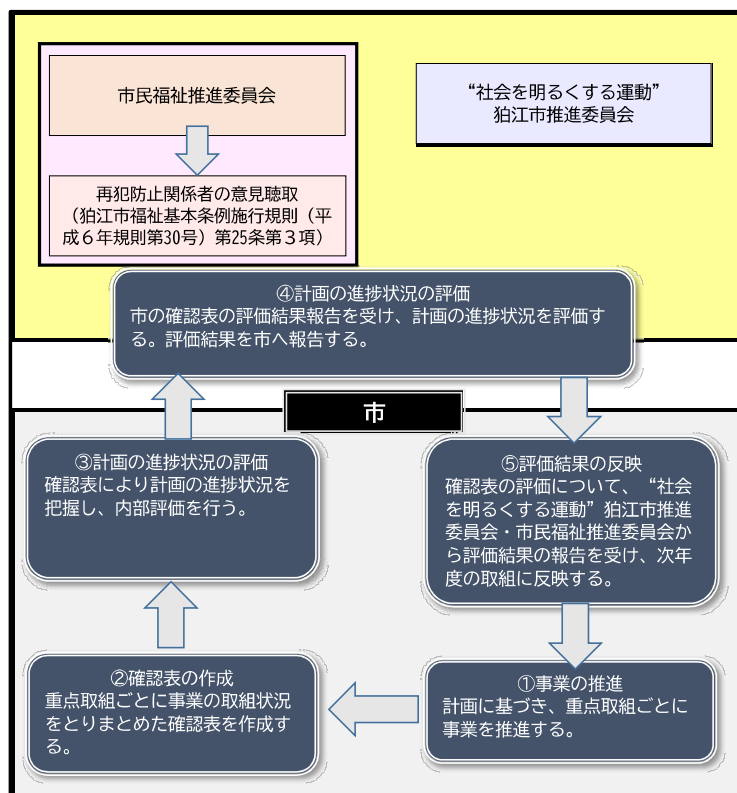
基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	5	5-1-1、5-1-2、5-2-2、5-3-1、5-3-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	1	5-2-1
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない	0	
合 計		6	

合 計

評価	評価基準	評価結果（件数）	割合
A	進捗している（目標（値）に対し80%以上達成）	24	72.7%
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	9	27.3%
C	あまり進捗していない（目標（値）に対し50%未満達成）	0	0.0%
D	全く進捗していない	0	0.0%
合 計		33	

【評価体制図】



4 施策の体系

年度				
令和6（2024）				

基本理念 全ての市民が、生涯にわたる地域社会の实现を目指し、支え合つて、	基本目標1	施策No	施策	関連頁
		1-1	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	9～10
	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-2	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	11～12
	基本目標2	施策No	施策	関連頁
		2-1	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	14～15
	「つながり」を実感できる地域づくり	2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。	16～18
	基本目標3	施策No	施策	関連頁
		3-1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。	20～22
		3-2	出所者等が地域社会の一員としてかかわれる環境整備を推進します。	23
		3-3	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。	24～25
		3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	26～27
	基本目標4	施策No	施策	関連頁
		4-1	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	30～32
		4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。	33～35
		4-3	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。	36～37
		4-4	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	38
	基本目標5	施策No	施策	関連頁
		5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	42～43
		5-2	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。	44～45
		5-3	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。	46～47

5 関連事業と担当課

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり推進課	学校教育課	指導室	頁
1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1-1	効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進	●					9
	1-1-2	相談窓口の機能役割の明確化	●					10
	1-2-1	在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築	●					11
	1-2-2	市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化	●					12
2：「つながり」を実感できる地域づくり	2-1-1	更生保護団体の周知の推進	●					14
	2-1-2	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施	●					15
	2-2-1	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援	●					16
	2-2-2	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進	●					17
	2-2-3	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力	●					18

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり推進課	学校教育課	指導室	頁
3：社会参加を進めるシステムづくり	3-1-1	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援	●					20
	3-1-2	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進		●				21
	3-1-3	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進		●				22
	3-2-1	出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進	●					23
	3-3-1	義務教育を修了していない出所者等の修学支援	●			●		24
	3-3-2	関係機関との連携による修学支援	●			●		25
	3-4-1	児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進					●	26
	3-4-2	児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進					●	27
4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1-1	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進	●					30
	4-1-2	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討	●					31
	4-1-3	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進	●					32
	4-2-1	一時的な宿泊場所の紹介の推進		●				33
	4-2-2	居住支援協議会による相談支援機能の強化	●		●			34
	4-2-3	出所者等への見守り等の支援体制の強化	●					35
	4-3-1	支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進	●					36
	4-3-2	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進	●					37
	4-4-1	依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進	●					38
	4-5-1	家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進	●					39

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり推進課	学校教育課	指導室	頁
5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1-1	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施	●				●	42
	5-1-2	近隣矯正施設見学会等の推進	●					43
	5-2-1	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進	●					44
	5-2-2	市職員、市内支援関係者等による連携の推進	●					45
	5-3-1	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進	●		●			46
	5-3-2	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進	●					47

6 狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表（推進会議評価及び委員会等の評価の評価）

基本目標1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築		
1-1	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。		担当課
重点取組	1-1-1	効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進	
	1-1-2	相談窓口の機能役割の明確化	
	R6		R7
	R8		
1-1-1	効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進		福祉政策課
事業概要	市のホームページや再犯防止推進計画周知用チラシを作成することにより、在所者及び出所者等へ市等の相談窓口を分かりやすく伝えます。		
取組	多様な周知方法の設定及び相談窓口の周知先の拡大		
取組目標	ホームページ及びチラシの作成	周知先の開拓及び配架	周知先の開拓及び配架
取組状況評価	A 進捗している		
取組状況	・市ホームページに、新たに更生保護のページを作成し、相談窓口等の情報を掲載した。 ・相談窓口や更生保護団体等について掲載した再犯防止推進チラシを2,000枚作成し、福祉政策課窓口及び社会福祉協議会の窓口に配架した。		
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している		
委員会等評価	A 進捗している		

1－1	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。			担当課
重点取組	1－1－1	効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進		福祉政策課
	1－1－2	相談窓口の機能役割の明確化		
	R 6		R 7	R 8
1－1－2	相談窓口の機能役割の明確化			福祉政策課
事業概要	在所者、出所者等及び再犯防止関係団体（以下「再犯防止関係団体等」という。）が相談時にすぐにつながるよう、相談窓口の明確化を図るとともに、関係者へ周知を図ります。			
取組	相談窓口を明確化するとともに、相談窓口を再犯防止関係団体等へ周知			
取組目標	窓口役割機能の明確化		再犯防止関係団体等への周知	再犯防止関係団体等への周知
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・各所管課と調整し、ケースごとにおける各種相談窓口を整理した。 ・整理した窓口について、1－1－1で作成したチラシに掲載した。			
地域共生社会 推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

1－2	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	1－2－1	在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築		福祉政策課
	1－2－2	市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化		
	R 6		R 7	R 8
1－2－1	在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築			福祉政策課
事業概要	狛江市へ帰住希望の方に対する生活環境調整（注１）に対応できる連携体制の構築を図ります。 （注１） 更生保護法第82条の規定により保護観察所の長が行う入所者等の矯正施設退所後の住居、就業先その他生活環境の調整をいう。			
取組	狛江市へ帰住希望の方に対する生活環境調整に対応できる連携体制の構築			
取組目標	連携体制の構築		連携体制の強化	連携体制の強化
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・「権利擁護支援から考える出所者等の支援」というテーマで、権利擁護勉強会を開催した。 ・上記勉強会を開催することで、関係機関や関係者と顔の見える関係を構築した。			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

1－2	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	1－2－1	在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築		福祉政策課
	1－2－2	市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化		
	R 6		R 7	R 8
1－2－2	市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化			福祉政策課
事業概要	東京都主催の再犯防止に関する市区町村向け研修会等を活用し、市職員等へ研修の受講により相談支援機能を強化します。			
取組	市職員等の再犯防止に関する研修会への参加			
取組目標	適宜	適宜	適宜	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・国や都が主催する再犯防止に関する研修会に参加した。 ・再犯防止担当以外にも参加を募り、職員が再犯防止に関する理解を深める機会となった。			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

基本目標１に対する地域共生社会推進会議意見	
—	基本目標１に対する意見はありません。
基本目標１に対する委員会等意見	
１－１－１	チラシには、必要な相談窓口が網羅されており有用である。
１－２－２	直接担当する職員以外にも研修等の参加が呼びかけられている点は望ましい。

基本目標2	「つながり」を実感できる地域づくり		
2-1	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。		担当課
重点取組	2-1-1	更生保護団体の周知の推進	
	2-1-2	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施	
	R 6		R 7
	R 7		R 8
2-1-1	更生保護団体の周知の推進		福祉政策課
事業概要	保護司会等を含む更生保護団体について、ホームページの適宜更新やチラシの作成及び配架により市民の認知度向上に努めます。		
取組	市民の更生保護団体の認知度向上		
取組目標	・更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成	・更生保護団体等の周知ホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架	・更生保護団体等の周知ホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架
取組状況評価	A 進捗している		
取組状況	・市のホームページに、新たに更生保護のページを作成し、更生保護団体の紹介等の情報を掲載した。 ・相談窓口や更生保護団体等について掲載した再犯防止推進チラシを2,000枚作成し、福祉政策課窓口及び社会福祉協議会の窓口に配架した。		
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している		
委員会等評価	A 進捗している		

2-1	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。			担当課
重点取組	2-1-1	更生保護団体の周知の推進		福祉政策課
	2-1-2	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施		
	R 6		R 7	R 8
2-1-2	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施			福祉政策課
事業概要	犯罪及び非行防止や更生に対して市民一人ひとりが理解を深め、犯罪が起こらないまちづくりを進めるため、関連機関と連携して「社会を明るくする運動」を実施するとともに、SNS等を活用した周知・啓発を図ります。			
取組	「社会を明るくする運動」で狛江駅頭広報活動及び推進大会・コンサートを実施し、これらのイベントをSNS等を使った事業の周知			
取組目標	イベントの実施及び市ホームページへの掲載	イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知	イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・ “社会を明るくする運動” のイベントとして、駅頭広報活動、推進大会とコンサートを実施した。 ・ 市ホームページにて事前周知を行うとともに、開催後は活動内容について写真を交えて掲載した。			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。			担当課
重点取組	2-2-1	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援		福祉政策課
	2-2-2	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進		
	2-2-3	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力		
	R 6		R 7	R 8
2-2-1	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援			福祉政策課
事業概要	愛光女子学園との包括協定に基づき、市民と愛光女子学園の在院者との交流を実施します。			
取組	市民と在院者との交流事業の実施			
取組目標	実施	実施	実施	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・愛光女子学園の在院者がこまえ正吉苑式番館で開催されたさくらカフェに参加し社会貢献活動を行い交流が図られた。			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。			担当課
重点取組	2-2-1	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援		福祉政策課
	2-2-2	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進		
	2-2-3	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力		
	R 6		R 7	R 8
2-2-2	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進			福祉政策課
事業概要	市民の更生支援に対する理解を深めるため、更生支援に関する広報や啓発の機会を設けます。			
取組	アウトリーチ等による更生支援に関する周知活動の推進			
取組目標	周知活動の調整		周知活動の推進	周知活動の推進
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・愛光女子学園より依頼のあった啓発動画を市内デジタルサイネージで放映した。 ・“社会を明るくする運動” 粕江市推進委員会へ愛光女子学園が加入し活動へ参加した。			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。			担当課
重点取組	2-2-1	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援		福祉政策課
	2-2-2	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進		
	2-2-3	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力		
	R 6		R 7	R 8
2-2-3	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力			福祉政策課
事業概要	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する周知活動を支援します。			
取組	愛光女子学園が実施する周知活動の支援			
取組目標	周知活動の支援		周知活動の支援	周知活動の支援
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・愛光女子学園が上和泉地域センターまつりにスムーズに参加できるよう所管課との調整を行った。 ・愛光女子学園の募集参観の事前広報協力を行った。			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

基本目標２に対する地域共生社会推進会議意見	
－	基本目標２に対する意見はありません。
基本目標２に対する委員会等意見	
２－１－１	市のホームページは過不足無い構成となっている。
２－１－１	特に愛光女子学園に対する市民への啓発、地域との交流事業を推進していることを評価したい。今後も継続されることを期待したい。
２－２－１	愛光女子学園在院者との交流は、参加者のみならず関係者にとっても重要な機会と考えられる。
２－２－２	女子少年院以外との協力も推進できるとなおよい考える。

基本目標3	社会参加を進めるシステムづくり		
3-1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。		担当課
重点取組	3-1-1	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援	福祉政策課
	3-1-2	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進	福祉相談課
	3-1-3	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進	
	R 6		R 7
			R 8
3-1-1	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援		福祉政策課
事業概要	法務省が作成している協力雇用主に関するパンフレット等を活用し、協力雇用主等の制度に関する周知を支援します。		
取組	協力雇用主制度等に関する周知の実施		
取組目標	チラシの配架・ホームページの作成	チラシの配架・ホームページの更新	チラシの配架・ホームページの更新
取組状況評価	A 進捗している		
取組状況	・法務省と厚生労働省が作成している協力雇用主のパンフレットを窓口に配架した。 ・市のホームページに新たに更生保護のページを作成し、協力雇用主等の情報を掲載した。		
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している		
委員会等評価	A 進捗している		

3-1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	3-1-1	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援		福祉政策課
	3-1-2	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進		福祉相談課
	3-1-3	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進		
	R 6		R 7	R 8
3-1-2	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進			福祉相談課
事業概要	在所者の支援関係者と就労支援員が連携し、在所者の状況に応じた就労支援を行います。			
取組	在所者の状況に応じた就労支援の推進			
取組目標	在所者の状況に応じた就労支援の推進		在所者の状況に応じた就労支援の推進	在所者の状況に応じた就労支援の推進
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	市内に帰住予定の在所者や支援関係者等からの出所後の相談・問合せ事案はなかったため、支援実績はないが、事案があった際には連携を密に行い支援を実施できる体制を整えている。			
地域共生社会推進会議評価	B 現状維持			
委員会等評価	B 現状維持			

3-1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	3-1-1	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援		福祉政策課
	3-1-2	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進		福祉相談課
	3-1-3	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進		
	R 6		R 7	R 8
3-1-3	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進			福祉相談課
事業概要	本人の利用申込に基づき、ハローワークへ支援要請を行います。ハローワークの巡回相談を市の窓口で実施します。			
取組	ハローワークへの支援要請の実施及びハローワークの巡回相談の実施			
取組目標	支援要請及び巡回相談の実施		支援要請及び巡回相談の実施	支援要請及び巡回相談の実施
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	出所者等から支援要請がなかったため、支援実績はないが、生活保護受給者等の支援において、ハローワークと日常的に連携をしており、市窓口にて巡回相談を実施していることから、事案があった際には就労情報の提供支援を実施できる体制を整えている。			
地域共生社会推進会議評価	B 現状維持			
委員会等評価	B 現状維持			

3-2	出所者等が地域社会の一員として関われる環境整備を推進します。			担当課
重点取組	3-2-1	出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
3-2-1	出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進			福祉政策課
事業概要	地域の誰もが気軽に集うことができる居場所を提供することで、孤独・孤立を防ぎます。			
取組	居場所の周知やイベントの開催による孤独・孤立対策の実施			
取組目標	・居場所の周知・交流イベントの開催	・居場所の周知・交流イベントの開催	・居場所の周知・交流イベントの開催	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・多世代多機能型交流拠点である「ふらっとなんぶ」の周知を実施した。 ・「ふらっとなんぶ」では、すべての方を対象に広く交流の場を設けた。			
地域共生社会 推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

3-3	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	3-3-1	義務教育を修了していない出所者等の修学支援		福祉政策課 学校教育課
	3-3-2	関係機関との連携による修学支援		福祉政策課 学校教育課
	R 6		R 7	R 8
3-3-1	義務教育を修了していない出所者等の修学支援			福祉政策課 学校教育課
事業概要	教育機関のみならず、保護司や福祉関係機関等（以下「教育機関等」という。）が連携して包括的にサポートします。			
取組	修学支援体制の構築			
事業概要	少年院出院者等からの問い合わせに対し、修学支援関係情報を提供します。			
取組	修学支援体制の構築			
取組目標	教育機関等の修学支援に関する課題の特定	教育機関等の修学支援に関する仕組みづくり	教育機関等による修学支援	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・保護司と学校が常日頃から連携し、課題があったときに対応できるような顔の見える関係の構築が必要であるという課題を認識した。 ・都内夜間中学への案内等は従前より可能となっている。 ・出所者からの修学の相談・問合せ事案はなかったため、支援実績はない。			
地域共生社会 推進会議評価	B 現状維持			
委員会等評価	B 現状維持			

3-3	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	3-3-1	義務教育を修了していない出所者等の修学支援		福祉政策課 学校教育課
	3-3-2	関係機関との連携による修学支援		福祉政策課 学校教育課
	R 6		R 7	R 8
3-3-2	関係機関との連携による修学支援			福祉政策課 学校教育課
事業概要	(再掲) 教育機関等が連携して包括的にサポートします。			
取組	(再掲) 修学支援体制の構築			
事業概要	公立中学校夜間学級の実施や問い合わせ方法を市民へ周知します。			
取組	夜間中学の実施や問い合わせ先の周知協力			
取組目標	(再掲) 教育機関等の修学支援に関する課題の特定	(再掲) 教育機関等の修学支援に関する仕組みづくり	(再掲) 教育機関等による修学支援	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・保護司と学校が常日頃から連携し、課題があったときに対応できるような顔の見える関係の構築が必要であるという課題を認識した。 ・出所者や関係機関からの修学の相談・問合せ事案はなかったため、関係機関につなぐ等の支援実績はない。			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。			担当課
重点取組	3-4-1	児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進		指導室
	3-4-2	児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進		指導室
	R 6		R 7	R 8
3-4-1	児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進			指導室
事業概要	各学校の生活指導主任、担当校長、警察、SSW、適応指導教室主任による生活指導主任会を開催し、児童・生徒の健全育成に係る情報交換、協議、研修等を実施します。			
取組	生活指導主任会出席者や民生児童委員及びPTAを加え、青少年健全育成連絡会の開催			
取組目標	生活指導主任会の開催	生活指導主任会の開催	生活指導主任会の開催	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・各学校の生活指導主任、担当校長、警察、SSW、適応指導教室主任による生活指導主任会を開催し、児童・生徒の健全育成に係る情報交換、協議、研修等を実施した。（年11回実施 ※年2回の青少年健全育成連絡会を兼ねる）			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。			担当課
重点取組	3-4-1	児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進		指導室
	3-4-2	児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進		指導室
	R 6		R 7	R 8
3-4-2	児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進			指導室
事業概要	生活指導主任会出席者に加え、民生児童委員、PTAを加え、青少年健全育成連絡会によって、児童・生徒の健全育成に係る講演や協議等を実施します。			
取組	生活指導主任会出席者や民生児童委員及びPTAを加え、青少年健全育成連絡会の開催			
取組目標	青少年健全育成連絡会の開催	青少年健全育成連絡会の開催	青少年健全育成連絡会の開催	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・生活指導主任会出席者に加え、民生児童委員、PTAを加え、青少年健全育成連絡会によって、児童・生徒の健全育成に係る講演や協議等を実施した。（年2回実施）			
地域共生社会 推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

基本目標３に対する地域共生社会推進会議意見	
３－１－２	支援実績がなく、「事案があった際には連携を密に行い支援を実施できる体制を整えている。」ことだけで「Ａ 進捗している」評価にはならない。「Ｂ 現状維持」評価が妥当ではないか。
３－１－３	ハローワークとの連携及び巡回相談は行っているものの、支援実績がないため「Ａ 進捗している」評価にはならないのではないか。「Ｂ 現状維持」評価が妥当ではないか。
基本目標３に対する委員会等意見	
３－１－２	出所者等の就労支援は、就労経験のなさや就労意欲の低さなどの理由により、容易ではない。今後、拘禁刑の導入により、施設内で就労に対する意欲を高めて出所する者が増えることに期待したい。
３－１－２	実績がなくとも、「取組」「取組目標」の進捗が確認できる。
３－１－３	出所者等の就労支援は、就労経験のなさや就労意欲の低さなどの理由により、容易ではない。今後、拘禁刑の導入により、施設内で就労に対する意欲を高めて出所する者が増えることに期待したい。
３－１－３	実績がなくとも、「取組」「取組目標」の進捗が確認できる。
３－３－２	認識された課題の内容や該当事案が無い状況からすると、進捗しているとまでは認められない。
３－３－２	「取組」にある「夜間中学の取組や問い合わせ先の周知協力」が取り組み状況に記載がない。取り組んでいないのだとすれば「Ｂ 現状維持」というよりは「Ｃ あまり進捗していない」が妥当。記載漏れであり今後修正があれば「Ａ 進捗している」ではないか。

基本目標3に対する委員会等意見	
3-3-2	環境が整っているものの、相談・問合せの事案がなく支援実績がないため。「A 進捗している」とは言い難い。

基本目標4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり		
4-1	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。		担当課
重点取組	4-1-1	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進	
	4-1-2	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討	
	4-1-3	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進	
	R 6		R 7
			R 8
4-1-1	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進		福祉政策課
事業概要	保護司の自宅以外の面接場所を確保するとともに、研修の際には、デジタル化を踏まえた協力を行います。		
取組	多様な面接場所の確保等の環境整備		
取組目標	実施	実施	実施
取組状況評価	A 進捗している		
取組状況	・地域センター等の会議室を提供できることを周知した。 ・面接場所として民間施設を利用することについて意向を確認した。		
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している		
委員会等評価	A 進捗している		

4－1	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	4－1－1	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進		福祉政策課
	4－1－2	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討		
	4－1－3	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進		
	R 6		R 7	R 8
4－1－2	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討			福祉政策課
事業概要	保護司活動の支障となる、認知度不足解消に向けホームページの適宜更新やチラシの作成及び配架により市民の認知度向上に努めます。			
取組	保護司会活動の認知度向上			
取組目標	・（再掲）更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成		・（再掲）更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・市のホームページに、新たに更生保護のページを作成し、更生保護団体の紹介等の情報を掲載した。 ・相談窓口や更生保護団体等について掲載した再犯防止推進チラシを2,000枚作成し、福祉政策課窓口及び社会福祉協議会の窓口に配架した。			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

4－1	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	4－1－1	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進		福祉政策課
	4－1－2	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討		
	4－1－3	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進		
	R 6		R 7	R 8
4－1－3	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進			福祉政策課
事業概要	保護司候補者の推薦に関する手続きを支援します。			
取組	円滑な推薦手続きの実施			
取組目標	推薦手続きの支援	推薦手続きの支援	推薦手続きの支援	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・今年度は、推薦手続きは発生しなかったが、手続きの流れや必要書類について法務省より資料を取得しまとめた。			
地域共生社会 推進会議評価	B 現状維持			
委員会等評価	B 現状維持			

4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	4-2-1	一時的な宿泊場所の紹介の推進		福祉相談課
	4-2-2	居住支援協議会による相談支援機能の強化		福祉政策課 まちづくり推進課
	4-2-3	出所者等への見守り等の支援体制の強化		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
4-2-1	一時的な宿泊場所の紹介の推進			福祉相談課
事業概要	生活資金が足りず住宅の確保が困難な出所者等に対して、一時的な宿泊場所の紹介を行います。			
取組	必要に応じた一時的な宿泊場所の紹介			
取組目標	一時的な宿泊場所の紹介	一時的な宿泊場所の紹介	一時的な宿泊場所の紹介	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	生活資金が足りず住宅の確保が困難な場合には、一時的な生活保護受給を踏まえ、一時的な宿泊場所の紹介を行い、生活の再建に向けた支援を行っている。			
地域共生社会 推進会議評価	B 現状維持			
委員会等評価	B 現状維持			

4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	4-2-1	一時的な宿泊場所の紹介の推進		福祉相談課
	4-2-2	居住支援協議会による相談支援機能の強化		福祉政策課 まちづくり推進課
	4-2-3	出所者等への見守り等の支援体制の強化		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
4-2-2	居住支援協議会による相談支援機能の強化			福祉政策課 まちづくり推進課
事業概要	相談者である出所者等を含む住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングを行います。			
取組	住まい探しの相談窓口の実施			
	相談者の解決率（前年度に受付した相談の解決率）			
取組目標	住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・毎月第1火曜日に「住まい探しの相談窓口」を実施した。住宅を借りる際の困りごととして、「出所者等であること」を挙げた方はいなかった。なお、相談者の解決率は実施計画の目標として掲げた50%と同率で達成できた。 ・協力不動産店を増やした。 ・居住支援法人との連携に向け、準備を進めた。			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	4-2-1	一時的な宿泊場所の紹介の推進		福祉相談課
	4-2-2	居住支援協議会による相談支援機能の強化		福祉政策課 まちづくり推進課
	4-2-3	出所者等への見守り等の支援体制の強化		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
4-2-3	出所者等への見守り等の支援体制の強化			福祉政策課
事業概要	出所者等であることから地域の中で孤独・孤立するなど生きづらさを抱えている人に気づき、必要な支援に結び付けられるよう、見守り体制の強化を図ります。			
取組	出所者等への必要な支援につなげるための見守り体制の充実			
取組目標	見守り等の支援体制の強化	見守り等の支援体制の強化	見守り等の支援体制の強化	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	出所者等かどうかは、本人の申し出がない限り把握できないので、出所者等に限らず広く門戸を開いた。ひきこもりや孤独・孤立対策の支援を実施するためのアウトリーチ支援として、ひきこもり当事者や、孤独孤立状態にある方等に対し、就労支援機関へのつなぎや、多世代多機能型交流拠点等への参加支援を行い、社会との接点づくりを図った。			
地域共生社会推進会議評価	B 現状維持			
委員会等評価	B 現状維持			

4-3	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	4-3-1	支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進		福祉政策課
	4-3-2	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
4-3-1	支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進			福祉政策課
事業概要	福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整及び特別調整（注1）（以下「生活環境調整等」という。）による保健医療・福祉サービスの事前準備を行います。 （注1）生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障がいをもつ入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手続きに基づき、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。			
取組	一人ひとりの状況に適した支援を行うための生活環境調整等及び伴走型支援の実施			
取組目標	生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備	生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備	生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	困りごとを把握した場合に、円滑に支援につながるできるよう、相談窓口の整理をしチラシを作成・配布した。			
地域共生社会 推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

4-3	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	4-3-1	支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進		福祉政策課
	4-3-2	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
4-3-2	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進			福祉政策課
事業概要	福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。			
取組	支援関係者等が必要に応じてケース会議等へ参加			
取組目標	適宜		適宜	適宜
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・ ケース会議に参加を求められる案件はなかったが、参加が求められた際は関係者がケース会議に出席する体制を構築するために、司法精神医学等の専門家や、東日本矯正医療センター及び権利擁護の支援関係者による勉強会を実施した。			
地域共生社会推進会議評価	B 現状維持			
委員会等評価	B 現状維持			

4-4	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	4-4-1	依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
4-4-1	依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進			福祉政策課
事業概要	依存症問題を抱える当事者や家族等に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。			
取組	関係者が必要に応じてケース会議等への参加			
取組目標	ケース会議等への参加		ケース会議等への参加	
取組状況評価	A 進捗している。			
取組状況	・ケース会議に参加を求められる案件はなかったが、参加が求められた際は関係者がケース会議に出席する体制を構築するために、司法精神医学等の専門家や、東日本矯正医療センター及び権利擁護の支援関係者による勉強会を実施した。			
地域共生社会推進会議評価	B 現状維持			
委員会等評価	B 現状維持			

4-5	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	4-5-1	家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
4-5-1	家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進			福祉政策課
事業概要	市職員や市内支援関係者等が、依存症問題を抱える当事者や家族等の相談に応じることができるよう依存症、障がい等に関する知識習得や理解促進に努めます。			
取組	依存症、障がい等に関する知識習得のための研修への参加			
取組目標	適宜		適宜	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・依存症や障がい等に関する研修会に積極的に参加し、関係課にも情報を共有・参加を促した。			
地域共生社会 推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

基本目標4に対する地域共生社会推進会議意見	
4-1-3	「手続きの流れや必要書類についてまとめる」ことは、計画では課題となっておらず、推薦していない以上「A 進捗している」評価にはならず、「B 現状維持」の評価が妥当ではないか。
4-2-1	実際に案件があったのであれば「A 進捗している」評価で良いと思うが、案件がなければ「B 現状維持」評価が妥当ではないか。
4-2-3	実際に案件があったのであれば「A 進捗している」評価で良いと思うが、案件がなければ「B 現状維持」評価が妥当ではないか。
4-3-2	ケース会議等への参加が目標であり、「出席する体制を構築した。」だけで「A 進捗している」評価にはならず、「B 現状維持」評価が妥当ではないか。
4-4-1	ケース会議等への参加が目標であり、「出席する体制を構築した。」だけで「A 進捗している」評価にはならず、「B 現状維持」評価が妥当ではないか。
基本目標4に対する委員会等意見	
4-1-3	常に活動が発生する取組ではないため評価することは難しい。
4-2-1	記載内容から実績の把握が難しく、進捗の評価が難しい。
4-2-1	実際に支援した案件があったのか、無かったのか、はっきりと明記しないと誤解が生じるのではないか。

基本目標4に対する委員会等意見	
4-2-2	協力店を増やす等の準備は重要と考える。
4-2-3	常に活動が発生する取組ではないため評価することは難しい。
4-2-3	出所者等かどうかの案件の確認が難しい場合は、案件が無くとも、取組目標である「体制の充実」がされているのであれば進捗しているのも良いのではないか。
4-3-2	会議参加が無い状況からすると、進捗しているとまでは認められない。
4-3-2	関係機関と事例検討を行うなど、支援内容の共有やアプローチの方法の確認等をしておくなど事例が無くとも会議は必要ではないかと考える。
4-3-2	案件が無くても、体制構築のために勉強会など実施しているのであれば、「A 進捗している」評価でいいのではないか。
4-4-1	会議参加が無い状況からすると、進捗しているとまでは認められない。
4-4-1	関係機関と事例検討を行うなど、支援内容の共有やアプローチの方法の確認等をしておくなど事例が無くとも会議は必要ではないかと考える。
4-4-1	案件が無くても、体制構築のために勉強会など実施しているのであれば、「A 進捗している」評価でいいのではないか。

基本目標 5	多機関で協働して支援に当たる体制の構築		
5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。		担当課
重点取組	5-1-1	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施	福祉政策課
	5-1-2		指導室
	5-1-2	近隣矯正施設見学会等の推進	福祉政策課
	R 6		R 7
	R 7		R 8
5-1-1	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施		福祉政策課
			指導室
事業概要	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する活動を支援します。 愛光女子学園と指導室及び学校が連携を図り、研修会、情報交換会、授業見学等による交流を推進します。		
取組	①愛光女子学園と連携した研修・広報活動の実施、②愛光女子学園と市内小中学校との交流		
取組目標	研修・広報活動及び交流の検討	研修・広報活動及び交流の実施	研修・広報活動及び交流の実施
取組状況評価	A 進捗している		
取組状況	・調布粕江地区保護司会の研修で愛光女子学園を訪問した。 ・粕江第一中学校において、愛光女子学園職員による出張授業を実施した。		
地域共生社会 推進会議評価	A 進捗している		
委員会等評価	A 進捗している		

5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。			担当課
重点取組	5-1-1	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施		福祉政策課
	5-1-2	近隣矯正施設見学会等の推進		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
5-1-2	近隣矯正施設見学会等の推進			福祉政策課
事業概要	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する活動を支援します。			
取組	愛光女子学園への見学会等の実施			
取組目標	見学会等の検討	実施	実施	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	市職員向け見学会の実施にあたり、保護司会の見学会に同行し、事前に視察を行うとともに、愛光女子学園との調整を実施した。			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

5-2	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	5-2-1	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進		福祉政策課
	5-2-2	市職員、市内支援関係者等による連携の推進		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
5-2-1	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進			福祉政策課
事業概要	(再掲) 福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。			
取組	(再掲) 関係者が必要に応じてケース会議等への参加			
取組目標	(再掲) ケース会議等への参加		(再掲) ケース会議等への参加	(再掲) ケース会議等への参加
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・ ケース会議に参加を求められる案件はなかったが、参加が求められた際は関係者がケース会議に出席する体制を構築するために、司法精神医学等の専門家や、東日本矯正医療センター及び権利擁護の支援関係者による勉強会を実施した。			
地域共生社会推進会議評価	B 現状維持			
委員会等評価	B 現状維持			

5-2	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。			担当課
重点取組	5-2-1	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進		福祉政策課
	5-2-2	市職員、市内支援関係者等による連携の推進		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
5-2-2	市職員、市内支援関係者等による連携の推進			福祉政策課
事業概要	重層的支援体制整備事業の取組を推進し、包括的相談支援事業による相談の受け止め、多機関協働事業による支援の実施等を行います。			
取組	市職員、市内支援関係者等による相談支援体制の強化			
取組目標	連携体制の構築		連携体制の強化	連携体制の強化
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・「権利擁護支援から考える出所者等の支援」をテーマに、権利擁護勉強会を開催し、関係機関や関係者と顔の見える関係を構築した。			
地域共生社会 推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

5-3	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。			担当課
重点取組	5-3-1	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進		福祉政策課
	5-3-2	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
5-3-1	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進			福祉政策課
				まちづくり推進課
事業概要	(再掲) 相談者である出所者等を含む住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングを行います。			
取組	(再掲) 住まい探しの相談窓口の実施・(再掲) 相談者の解決率(前年度に受付した相談の解決率)			
取組目標	(再掲) 住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	(再掲) 住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	(再掲) 住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	・毎月第1火曜日に「住まい探しの相談窓口」を実施した。住宅を借りる際の困りごととして、「出所者等であること」を挙げた方はいなかった。なお、相談者の解決率は実施計画の目標として掲げた50%と同率で達成できた。			
地域共生社会推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

5-3	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。			担当課
重点取組	5-3-1	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進		福祉政策課
	5-3-2	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進		福祉政策課
	R 6		R 7	R 8
5-3-2	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進			福祉政策課
事業概要	複雑化・複合化した事例について、市職員、市内支援関係者等間で重層的支援会議等を開催し、支援を行います。			
取組	複雑化・複合化した課題に対応した重層的支援会議等の開催			
取組目標	適宜		適宜	適宜
取組状況評価	A 進捗している			
取組状況	支援会議等を必要に応じて開催した。ただし、出所者等であることが課題となっているケースは現時点ではない。			
地域共生社会 推進会議評価	A 進捗している			
委員会等評価	A 進捗している			

基本目標５に対する地域共生社会推進会議意見	
５－２－１	実際に案件があったのであれば「Ａ 進捗している」評価で良いと思いますが、案件がなければ「Ｂ 現状維持」評価が妥当ではないか。
基本目標５に対する委員会等意見	
５－２－１	会議参加が無い状況からすると、進捗しているとまでは認められない。
５－２－１	関係機関と事例検討を行うなど、支援内容の共有やアプローチの方法の確認等をしておくなど事例が無くとも会議は必要ではないかと考える。
５－２－１	案件が無くても、体制構築のために勉強会など実施しているのであれば、「Ａ 進捗している」評価でいいのではないか。
５－２－１	案件が無いとＢ評価になってしまう事業については、「取組」や「取組目標」を見直す必要があるのではないか。
５－３－１	各種機会を通じた協力先との継続的な関係維持は重要と考える。
５－３－１	実際に案件があったのであれば「Ａ 進捗している」評価で良いと思うが、案件がなければ「Ｂ 現状維持」評価が妥当ではないか。
５－３－２	実際に案件があったのであれば「Ａ 進捗している」評価で良いと思うが、案件がなければ「Ｂ 現状維持」評価が妥当ではないか。

刊行物番号 R 7－25

狛江市第1次再犯防止推進計画
取組状況確認表
市民福祉推進委員会及び“社会を明るくする運動”狛江市推進委員会による
進捗状況評価 令和6年度報告書
令和7（2025）年9月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町1丁目1番5号
電話 03（3430）1111

頒布価格：80円

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画

～あいとぴあレインボープラン～

実施計画

令和7年9月
狛江市

目次

1	計画の推進	1
2	基本目標	4
3	施策の体系	7
4	関連事業と担当課	9
5	狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画.....	13

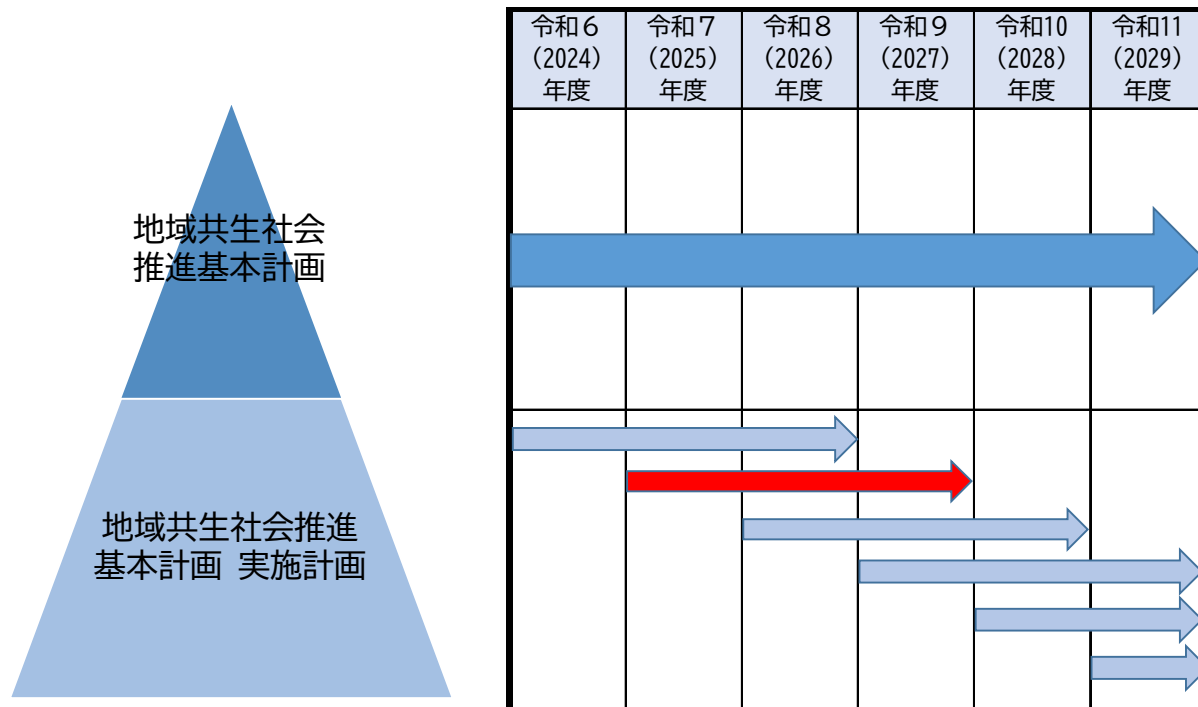
1

計画の推進

1 狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（以下「基本計画」という。）を実効性のあるものとするため、市では、計画期間内の施策の実現に向け、重点取組に該当する事業等を定めた狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画（以下「実施計画」という。）を策定しました。実施計画の計画期間は3年間とし、ローリング方式（※）により毎年度見直します。

※ローリング方式…毎年環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法をいいます。



2 評価体制

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画の進捗状況の評価

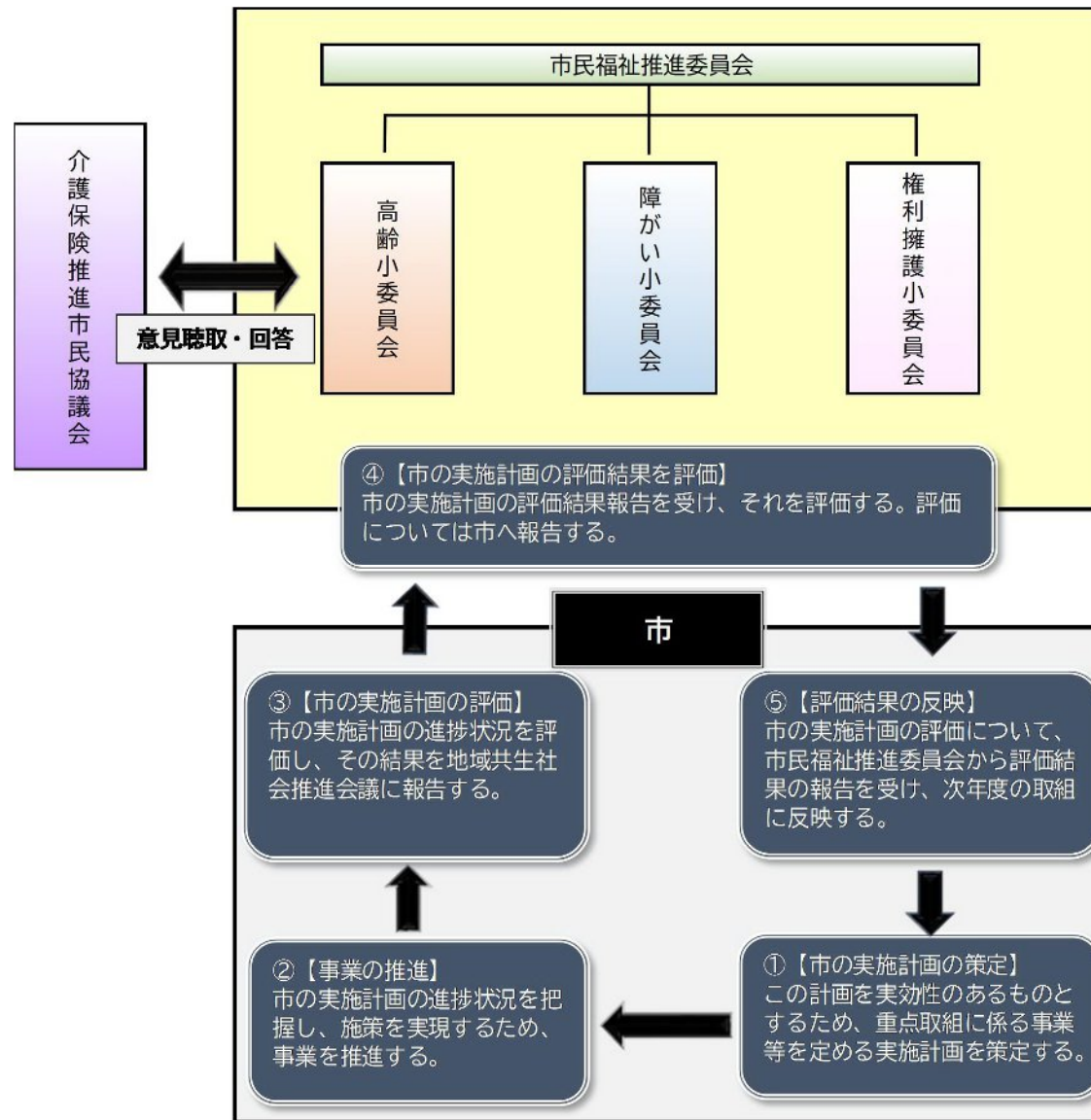
(1) 狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

基本計画及び実施計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱第1条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議において、実施計画に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行い、評価の結果、見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、事業に係る施策が実現できるよう、事業を進めていきます。また、評価結果は、狛江市市民福祉推進委員会に報告します。

(2) 狛江市市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

狛江市市民福祉推進委員会は、市の実施計画の評価結果を踏まえて、評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。なお、高齢者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については高齢小委員会が、障がい者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については障がい小委員会が、権利擁護分野の施策に係る実施計画の評価結果については権利擁護小委員会が、市の実施計画の評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。

【評価体制図】



2

基本目標

基本目標 1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築
基本目標 2	「つながり」を実感できる地域づくり
基本目標 3	社会参加を進めるシステムづくり
基本目標 4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
基本目標 5	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

基本目標 1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

支援を必要とする全ての人が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後も、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決するため、複数の相談支援機関等相互間のネットワークによる支援体制づくりをさらに進めます。例えば、複雑化・複合化した事例については、多機関で協働して課題を解きほ

ぐし、関係機関の役割分担を図り、各支援機関が連携のもとでの支援を行います。また、長期にわたりひきこもり状態にある人等、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより本人との関係性の構築に向けた支援を行います。さらに、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支援を進めていきます。

基本目標２ 「つながり」を実感できる地域づくり

超高齢化や単身世帯の増加が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、孤独・社会的孤立の問題が深刻化するおそれがあります。このような状況を踏まえ、市民同士の関係性を再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、市民誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような地域社会としていくことが求められています。

このような地域社会とするため、市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して、解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進めます。

社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた人が悩みを分かち合い、相談できる「誰一人取り残さない地域づくり」を進めるに当たっては、多世代・多機能型交流拠点を住民の身近な地域に設置し、社会的に孤立している方も含め誰もが気軽に立ち寄り、他者との交流を通じて誰もが悩みを共有し、支え合える環境を地域に創り出すとともに、地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域を創出します。地域づくりに当たっては、アフターコロナの視点からリアルとオンライン双方の強みを活かし、人と人とのつながりを強め、市民同士が「つながり」を実感できる地域づくりを目指します。

基本目標３ 社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（Ｂ型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、伴走型支援、アウトリーチ支援並びに支援会議及び重層的支援会議（以下「重層的支援会議等」という。）を通じて狭間のニーズを的確に把握し、CSW と連携し、狭間のニーズに対応できる地域資源の開発を行います。

また、狭間のニーズに応じて、就労体験や交流体験を提供し、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において、本人が参加できる機会を創出するとともに、ピアサポーター等の参加の仕組みづくり等を検討します。

さらに、当事者が参加しやすくなる、自らの役割を見出すことのできる環境づくりを行います。環境づくりに当たっては障がいのある人や外国

人等も含めたあらゆる人が参加しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの視点を重視していきます。

これらの取組を通じて、狭間のニーズのある市民が地域社会に参加できるシステムを構築していきます。

基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

全ての市民が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする市民やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を市民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者等（以下「市民等」という。）が把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。

基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図る等、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制の構築を支援します。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事案の調整役を担い、重層的支援会議等における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たします。

市では、平成26（2014）年度から市庁舎2階に福祉総合相談窓口を設置するとともに、福祉相談課を設置し、多機関で協働して支援に当たる体制を整備してきました。令和6（2024）年度からは地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、これらの相談支援体制を活用し、市の実情を踏まえた重層的支援会議等における協議の仕組みづくりを推進していきます。

包括的な支援体制の構築に当たっては、本計画に掲げた施策の推進に当たり、分野横断的な視点から施策の進捗状況を管理し、課題を把握し、新たな事務事業を提案できるような審議会等の在り方についても検討を進めます。

また、権利擁護支援、虐待防止、孤独・孤立対策の推進、ひきこもり支援等地域生活課題の解決に当たっては、多様な関係機関と連携を図ります。連携に当たっては、重層的支援体制整備事業と相互に連携した効果的な支援を推進します。様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等について多機関で地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような協議会の在り方についても検討を進めます。

3

施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。 基本理念	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築 基本目標1	包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		1-1	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。	●				13-14
		1-2	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。	●				15
		権利擁護支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		1-3	判断能力に支援が必要な方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。		●			16-17
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		1-4	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。				●	17-18
	「つながり」を実感できる地域づくり 基本目標2	包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-1	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。	●				19
		2-2	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。	●		●	●	20-21
		2-3	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。	●				22-24
		権利擁護支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-4	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。		●			25-26
		高齢者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-5	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。			●		27
		2-6	認知症の「共生」と「予防」を推進します。			●		28-30
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-7	障がい者理解を推進します。				★	31-32
	社会参加を進めるシステムづくり 基本目標3	包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-1	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。	●			●	33
		3-2	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。	●				34
		権利擁護支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-3	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。		●	●	●	34
		高齢者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-4	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。			●		35-36
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-5	障がい者の情報保障を推進します。				●	36-37

※地…地域福祉計画、高…高齢者計画、障…障がい者計画（★…障害者差別解消法に係る施策）、後…成年後見制度利用促進基本計画

基本理念

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本目標4

総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

包括的な支援に関すること			構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障		
4－1	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。	●				38-39	
4－2	ケアラーを支援する体制整備を推進します。	●		●	●	39-40	
4－3	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。	●		●	●	41-42	
4－4	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。	●		●	●	42-43	
権利擁護支援に関すること			構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障		
4－5	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。		●			44	
高齢者の支援に関すること			構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障		
4－6	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。			●		45-46	
4－7	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。				●	46-47	
介護保険サービスの提供に関すること			構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障		
4－8	地域密着型サービスの整備を推進します。				●	48	
4－9	介護サービスの給付の適正化を推進します。				●	49-50	
4－10	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。				●	51-52	
障がい者の支援に関すること			構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障		
4－11	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。				●	53	

基本目標5

多機関で協働して支援に当たる体制の構築

包括的な支援に関すること			構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障		
5－1	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。		●			54-55	
権利擁護支援に関すること			構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障		
5－2	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。			●		56-57	
5－3	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。			●		58-59	
5－4	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。			●	●	60	
高齢者の支援に関すること			構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障		
5－5	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。				●	61	
介護保険サービスの提供に関すること			構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障		
5－6	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。				●	61-62	
5－7	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。				●	62-64	
障がい者の支援に関すること			構成計画				関連頁
施策No	施策	地	後	高	障		
5－8	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。				●	64-66	

4

関連事業と担当課

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	保険年金課	健康推進課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1-1	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進	●								13
	1-1-2	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築	●	●							14
	1-1-3	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討	●	●							14
	1-2-1	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実	●								15
	1-2-2	ピアサポーターを活かした支援の検討	●								15
	1-3-1	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進	●								16
	1-3-2	権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの活用を検討	●								16
	1-3-3	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	●								17
	1-4-1	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化		●							17
2：「つながり」を実感できる地域づくり	1-4-2	総合的・専門的な相談支援の実施		●							18
	2-1-1	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施	●								19
	2-1-2	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進	●								19
	2-2-1	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進	●								20
	2-2-2	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進	●								20
	2-2-3	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進	●								21
	2-3-1	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援	●	●							22
	2-3-2	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援	●								23
	2-3-3	多様な居場所の設置・活動の支援	●					●			23
	2-3-4	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援	●								24
	2-3-5	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討	●								24

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	保険年金課	健康推進課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
2：「つながり」を実感できる地域づくり	2-4-1	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進	●								25
	2-4-2	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成	●								26
	2-4-3	市民後見人の活躍支援	●								26
	2-5-1	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進			●						27
	2-5-2	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施			●						27
	2-6-1	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進			●						28
	2-6-2	認知症に関する理解啓発活動の実施			●						28
	2-6-3	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成			●						29
	2-6-4	チームオレンジの活動支援・新設			●						29
	2-6-5	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保			●						30
	2-6-6	認知症予防事業の拡充			●						30
	2-7-1	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施			●						31
	2-7-2	障がい者週間等における理解啓発活動の実施			●						31
	2-7-3	障がい者福祉施設の自主製品の販売			●						32
	2-7-4	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発			●						32
3：社会参加を進めるシステムづくり	3-1-1	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進	●								33
	3-1-2	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進	●		●						33
	3-2-1	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進	●								34
	3-3-1	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進	●								34
	3-4-1	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実			●						35
	3-4-2	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援			●						35
	3-4-3	シルバー人材センターの運営支援			●						36
	3-5-1	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化			●						36
	3-5-2	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援			●						37

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	保険年金課	健康推進課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化	●							●	38
	4-1-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化	●								39
	4-2-1	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知							●		39
	4-2-2	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備	●								40
	4-2-3	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保	●								40
	4-3-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化（再掲）	●							●	41
	4-3-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化（再掲）	●								42
	4-4-1	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編	●								42
	4-4-2	市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成（再掲）	●								43
	4-4-3	介護人材確保対策の推進			●						43
	4-5-1	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築	●								44
	4-5-2	専門職団体との連携の推進	●								44
	4-6-1	社会状況の変化に合わせた事業の再構築			●						45
	4-6-2	個々のニーズに対応した生活支援体制整備			●						45
	4-6-3	高齢者のデジタルデバйд解消に向けた支援			●						46
	4-7-1	介護予防、フレイル予防の推進			●						46
	4-7-2	アクティブシニア支援事業の検討及び実施			●						47
	4-7-3	保健事業と介護予防の一体化事業の実施			●	●	●				47
	4-8-1	小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討			●						48
	4-9-1	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進			●						49
	4-9-2	ケアプラン等の点検の実施			●						50
	4-9-3	医療情報との突合・縦覧点検の実施			●						50
	4-10-1	介護施設・事業所の指導検査の実施			●						51

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	保険年金課	健康推進課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-10-2	施設・事業所の感染症対策の推進			●						51
	4-10-3	介護人材確保対策の推進（再掲）			●						52
	4-11-1	地域生活支援拠点の設置			●						53
	4-11-2	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討			●						53
5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1-1	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進	●	●							54
	5-1-2	市民福祉推進委員会の在り方の検討	●								55
	5-1-3	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討	●								55
	5-2-1	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築	●								56
	5-2-2	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築	●								57
	5-3-1	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援	●								58
	5-3-2	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進	●	●							59
	5-3-3	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進	●								59
	5-4-1	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進	●	●					●		60
	5-4-2	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進	●	●							60
	5-5-1	医療と介護の連携事業の継続実施			●						61
	5-6-1	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施			●						61
	5-6-2	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出			●						62
	5-7-1	各種連絡会の開催			●						62
	5-7-2	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有			●						63
	5-7-3	国等の介護情報基盤整備に伴う対応			●						63
	5-7-4	介護事故情報の共有			●						64
	5-8-1	事業所間等の連携体制の整備			●						64
	5-8-2	学校や医療との連携の推進	●								65
	5-8-3	医療的ケア児の支援			●						65
	5-8-4	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）			●						66

5

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画

年度	令和7(2025)
基本目標	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策No.	1-1	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。												
取組No.	1-1-1	重点取組	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	拡充														
①事業概要															
福祉のつなぐシート登録システムを活用してつなぎの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。 切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつなぐシート登録システムの利用者を庁内窓口のみならず、庁外の民間事業者にまで広く拡大します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課		市内登録事業者数（累積）	③目標(値)	25事業者以上			30事業者以上			35事業者以上					

取組No.	1-1-2	重点取組	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築													
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること				構成計画	地	●	後		高		障	
区分	継続															

①事業概要

多機関協働事業につながった複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯について、相談支援包括化推進員とともに重層的支援会議及び支援会議等により支援につなげます。（福祉政策課）
各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題を抱えた方、その世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課	会議の開催	③目標(値)	6 回以上	6 回以上	6 回以上
持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課	相談支援包括化推進員の人数	③目標(値)	5 人以上	5 人以上	5 人以上

取組No.	1-1-3	重点取組	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討												
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規														

①事業概要

統一的な記録方式を導入することにより、記録方式の標準化・共通化を行い、市及び各支援機関による支援の円滑化を推進します。（福祉政策課・福祉相談課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
統一的な記録方式の導入及び導入先の拡大 担当課：福祉政策課・福祉相談課	記録方式の導入	③目標(値)	記録方式の導入	記録方式の導入先の拡大	記録方式の導入先の拡大

施策No.	1-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。												
取組No.	1-2-1	重点取組	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること				構成計画	地	●	後		高		障
区分	拡充														
①事業概要															
コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）が伴走型支援が可能な社会資源の発掘及び連携し、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題、制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対するアウトリーチ等の充実を図ります。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
CSWによる社会資源の発掘及び連携を踏まえた取組の実施		実施回数	③目標(値)	出張相談会等を1回以上開催		出張相談会等を1回以上開催		出張相談会等を1回以上開催							
担当課：福祉政策課															

取組No.	1-2-2	重点取組	ピアサポーターを活かした支援の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
CSWがピアサポーターやピアサポート団体と連携し、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対する効果的な伴走支援を行います。（福祉政策課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
ピアサポーターを活かした支援 担当課：福祉政策課		支援の検討	③目標(値)	支援の試行実施		支援の実施		支援の拡大						

施策No.	1-3	施策	判断能力に支援が必要な方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。											
取組No.	1-3-1	重点取組	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援の理解促進のために、支援・検討会議を開催し、支援者のサポートを行います。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9				
支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施		実施回数	③目標(値)	1 回以上			1 回以上			1 回以上				
担当課：福祉政策課														
取組No.	1-3-2	重点取組	権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの活用の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	新規													
①事業概要														
権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職が行う、専門的助言の会議体であるアドバイザリースタッフ会議等を活用した意思決定支援を効果的に行います。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9				
アドバイザリースタッフ会議等を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施		ケースに応じた実施	③目標(値)	1 回以上			1 回以上			1 回以上				
担当課：福祉政策課														

取組No.	1-3-3	重点取組	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	継続														
①事業概要															
自己決定権を尊重した意思決定支援を推進するため、市内権利擁護業務担当者勉強会により後見人等のスキルアップを行います。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標(値)	2 回以上			2 回以上			2 回以上					

施策No.	1-4	施策	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。												
①事業概要															
取組No.	1-4-1	重点取組	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化												
担当課	福祉相談課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	新規														
①事業概要															
障害者総合支援法第77条の2に定める、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを令和6年11月に設置しました。基幹相談支援センターの主催により、市内の相談支援事業所等向けの研修を実施するとともに、相談支援事業所をはじめとした地域の関係機関と協働し、連携の緊密化を促進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
市内相談支援事業所等向け研修の実施 担当課：福祉相談課		実施回数	③目標(値)	2 回			2 回			2 回					

取組No.	1-4-2	重点取組	総合的・専門的な相談支援の実施													
担当課	福祉相談課		大施策	障がい者の支援に関すること				構成計画	地		後		高		障	●
区分	新規															
①事業概要																
市の総合的な相談窓口は、福祉相談課相談支援係及び基幹相談支援センターとなり、専門的かつ高度な技術・知識を必要とする相談については、基幹相談支援センターにおいて対応します。相談内容によっては、市内の主任相談支援専門員等の民間事業所と支援会議を実施することで、連携・協働を強化し、様々な問題に対応する相談支援を実施します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8			R 9							
民間事業所と連携した支援会議		ケースに応じた実施	③目標(値)	適宜		— (R 6・R 7実績踏まえ設定)			— (R 6・R 7実績踏まえ設定)							
担当課：福祉相談課																

年度	令和7(2025)													
基本目標	「つながり」を実感できる地域づくり													
施策No.	2-1	施策	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。											
取組No.	2-1-1	重点取組	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
福祉のまちづくり協議委員会にて地域生活課題の検討及び分析を行い、その結果を福祉のまちづくり委員会へ提供することで、福祉のまちづくり委員会の円滑な運営や地域生活課題の解決力の強化を図ります。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9							
福祉のまちづくり協議委員会の開催		開催回数	③目標(値)	2 回以上	2 回以上		2 回以上							
担当課：福祉政策課														
取組No.	2-1-2	重点取組	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
福祉のまちづくり委員が当該年度に取組む活動に応じた福祉に関する知識や地域資源に関する情報を習得することにより、課題解決に向けた取組を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9							
福祉のまちづくり委員向け研修の実施		実施回数	③目標(値)	1 回以上	1 回以上		1 回以上							
担当課：福祉政策課														

施策No.	2-2	施策	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。												
取組No.	2-2-1	重点取組	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
災害発生時に避難行動要支援者が安全に避難できるよう、福祉関係者等と連携して個別避難計画の作成を支援します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
福祉関係者等との連携		連携先の拡大	③目標(値)	相談支援事業所等		福祉事業者等		福祉事業者等							
担当課：福祉政策課															

取組No.	2-2-2	重点取組	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
統合型GISを活用した避難行動要支援者支援システムを用いて、平常時における個別避難計画の作成を効率化することで、個別避難計画の作成及び更新を支援します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
統合型GISを活用した個別避難計画の作成及び更新		作成者の拡大及び更新	③目標(値)	障害者手帳取得者等		既計画作成者等		既計画作成者等							
担当課：福祉政策課															

取組No.	2-2-3	重点取組	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進													
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること				構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充															
①事業概要																
統合型GISを活用した避難行動要支援者支援システムを用いて、支援組織とともに避難支援体制を整備し、災害時における避難行動要支援者支援の迅速化につなげるため、個別避難計画の作成及び更新を進めます。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9						
支援組織との避難支援体制の整備 担当課：福祉政策課		避難支援体制の整備	③目標(値)	安否確認訓練の実施			安否確認訓練の実施			安否確認訓練の実施						

施策No.	2-3	施策	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。

取組No.	2-3-1	重点取組	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
集合住宅の建て替えに伴い発生する課題について、支援関係団体と情報を共有し支援につなげます。また、CSWが社会資源と連携し、地域づくりの支援を行います。（福祉政策課） こまほっとシルバー相談室において、都営狹江団地や多摩川住宅の建て替えに伴う生活の困りごと等の相談を受け、適切な支援機関等へつなぐとともに、必要に応じて見守り活動を行います。（福祉相談課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9							
情報共有と支援 担当課：福祉政策課		会議の開催	③目標(値)	1 回以上	1 回以上		1 回以上							
地域づくりの支援 担当課：福祉政策課		支援方法の検討	③目標(値)	支援の実施	支援の実施		支援の実施							
建て替えに伴う相談から福祉的ニーズを把握し、適切な支援機関等へつなぐ 担当課：福祉相談課		つなぐニーズのある件数とつなぐことができた件数の割合	③目標(値)	相談支援及び記録の共有	相談支援及び記録の共有		相談支援及び記録の共有							
個別の福祉的ニーズから、地域課題を把握 担当課：福祉相談課		地域課題及びその解決策の明確化	③目標(値)	個別事例の把握	地域課題の把握 解決策の検討		地域課題の把握 解決策の検討							

取組No.	2-3-2	重点取組	(仮称) 地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規														
①事業概要															
(仮称) 地域福祉サポーター等の育成や活用に向け、社協が実施する、(仮称) 地域福祉サポーター等とCSWとの連携による新たな支え合いシステムの構築を支援します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業(取組) 内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
(仮称) 地域福祉サポーターの育成・活用		育成・活用	③目標(値)	調査・研究		試行実施		実施							
担当課：福祉政策課															

取組No.	2-3-3	重点取組	多様な居場所の設置・活動の支援												
担当課	福祉政策課・子ども若者政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	継続														
①事業概要															
地域での支え合いが必要な方への福祉サービスの普及及び拡大を図るため、地域福祉推進事業補助金により多様な居場所の設置・活動を支援します。(福祉政策課) 子ども・若者の居場所事業を実施することにより世代や立場を超えて、身近で様々な価値観に触れることができる機会を創出します。(子ども若者政策課)															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業(取組) 内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
地域福祉推進事業補助金による団体への支援		利用団体数	③目標(値)	1 団体以上		1 団体以上		1 団体以上							
担当課：福祉政策課															
子ども・若者の居場所事業の実施		年間利用者数	③目標(値)	4, 100人		4, 100人		4, 100人							
担当課：子ども若者政策課															
(新) 子どもの居場所づくり支援事業補助金の実施		利用団体数	③目標(値)	4 団体以上		4 団体以上		4 団体以上							
担当課：子ども若者政策課															

取組No.	2-3-4	重点取組	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
居場所等の活動をより活性化するため、市外の居場所事業者等も含めたネットワークを構築し、市内関係団体間との連携を支援します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9				
視察や見学、会議等の開催		開催回数	③目標(値)	1 回以上			1 回以上			1 回以上				
担当課：福祉政策課														

取組No.	2-3-5	重点取組	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規														
①事業概要															
近隣の学校等へのアウトリーチにより、多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」等で活動する団体等と学生とのマッチングを支援し、団体等との連携強化、地域の課題解決力の向上を目指すとともに、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
マッチング等支援の実施 担当課：福祉政策課		マッチング回数	③目標(値)	3回以上		3回以上		3回以上							

施策No.	2-4	施策	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。

取組No.	2-4-1	重点取組	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
地域住民が意思決定支援を含め、権利擁護支援に対する正しい理解の促進を図るため、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行います。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7			R 8			R 9					
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標（値）	2 回以上			2 回以上			2 回以上					
地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標（値）	1 回以上			1 回以上			1 回以上					

取組No.	2-4-2	重点取組	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成													
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること				構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充															
①事業概要																
市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9						
あんしん泊江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施		実施状況	③目標(値)	継続実施			継続実施			継続実施						
担当課：福祉政策課																
(再掲) 地域住民に対するセミナー等の開催		開催回数	③目標(値)	1 回以上			1 回以上			1 回以上						
担当課：福祉政策課																

取組No.	2-4-3	重点取組	市民後見人の活躍支援											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
市民後見人の方々に向けて市で開催する権利擁護業務担当者勉強会を積極的にPRし、参加いただくことで、能力の向上と各支援機関と顔と顔の見える関係づくりを目指します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
市民後見人の市内権利擁護業務担当者勉強会への参加 担当課：福祉政策課	参加人数	③目標(値)	1 人以上		1 人以上		1 人以上							

施策No.	2-5	施策	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。												
取組No.	2-5-1	重点取組	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
高齢者の増加に伴い、深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、既存機器の見直しや新たな機器の導入を検討する等、緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業を推進することで、地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
緊急通報装置事業の見直し 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	LTE機器の試験導入		LTE機器の試験導入 LTE機器の本格導入検討		LTE機器の本格導入 (R 8を踏まえた対応)							
新たな装置等の導入 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	新たな装置等の検討		新たな装置等の検討		新たな装置等の調整							

取組No.	2-5-2	重点取組	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
高齢者の増加に伴い深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、高齢者虐待防止・見守りネットワークに加え、GPSを活用した早期発見の仕組みづくりを行う等、地域住民や事業者等による「ながら見守り」を実施することで、地域における一人暮らし高齢者の見守りを強化します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
地域住民等による「ながら見守り」の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	「ながら見守り」の実施		「ながら見守り」の実施		「ながら見守り」の実施							
GPS等を活用した早期発見の仕組みづくり 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	GPS機器、仕組みづくりの検討		GPS機器、仕組みづくりの調整		GPS機器、仕組みづくりの試行							

施策No.	2-6	施策	認知症の「共生」と「予防」を推進します。													
取組No.	2-6-1	重点取組	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進													
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること				構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充															
①事業概要																
これまで行ってきた認知症支援等の取組を認知症基本法の基本理念を踏まえて整理、継続、不足する取組を追加する等、認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組を推進することで、認知症の「共生」と「予防」を推進します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7			R 8			R 9						
既存事業の整理・継続実施 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	都の計画と整合			課題整理			課題対応策検討						
不足する事業の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標（値）	基本理念②③の事業 継続実施			基本理念②③の事業 継続実施			基本理念②③の事業 継続実施						

取組No.	2-6-2	重点取組	認知症に関する理解啓発活動の実施													
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること				構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続															
①事業概要																
共生社会の実現に不可欠な認知症に関する正しい知識と認知症の方に関する正しい理解を深められるよう、機会を捉えた普及啓発や当事者からの発信機会の創出など、認知症に関する理解啓発活動を実施することで、認知症の「共生」を推進します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9						
機会を捉えた普及啓発 当事者からの発信機会 担当課：高齢障がい課		講演会等の 実施	③目標(値)	講演会等の開催			講演会等の開催			講演会等の開催						
認知症サポーター養成講座の開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	養成講座開催			養成講座開催			養成講座開催						

取組No.	2-6-3	重点取組	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症サポーター（キッズサポーター）養成講座を開催する等、地域等における認知症の方やその家族に対する支援を担う認知症サポーター（キッズサポーター）を養成することで、認知症の共生を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
（再掲）認知症サポーター養成講座の開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	養成講座開催		養成講座開催		養成講座開催							
キッズサポーター養成講座の拡大 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	養成講座拡大		養成講座拡大		養成講座拡大							

取組No.	2-6-4	重点取組	チームオレンジの活動支援・新設												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症の方やその家族の悩み・生活支援ニーズを支援者につなぐ核となる認知症サポーターステップアップ講座を開催する等、チームオレンジの活動を支援するとともに、新たなチームオレンジを設立することで、認知症の共生を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
認知症サポーターステップアップ講座の実施・再編 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	講座開催		講座開催		講座開催							
チームオレンジの新設 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	新設検討及び調整		新設検討及び調整		新設検討及び調整							

取組No.	2-6-5	重点取組	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
介護に直接携わる職員の認知症介護基礎研修義務化等、認知症への対応力向上に向けた取組を推進するとともに、認知症の方や要介護者が住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスを今後の在り方に基づき確保・整備する等、認知症の特性を踏まえた介護サービスを提供・確保することで、認知症の「共生」を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
地域密着型サービスの整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	看護小規模多機能型居宅介護（1箇所）の整備・推進		看護小規模多機能型居宅介護（1箇所）の整備・推進		次期介護保険事業計画に基づくサービスの整備・推進							

取組No.	2-6-6	重点取組	認知症予防事業の拡充												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
これまで実施してきた認知症予防事業を継続して実施するとともに、認知症予防に効果的なフレイル予防等の拡充実施や、早期発見・早期診断・対応に向けた認知症検診の実施に向けた検討を進める等、認知症予防事業の拡充を行うことで、認知症の予防を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
ヒアリングフレイル予防拡充実施と補聴器補助事業 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施							
認知症検診の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討		関係者との調整		試行実施							

施策No.	2-7	施策	障がい者理解を推進します。												
取組No.	2-7-1	重点取組	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	新規														
①事業概要															
市民活動支援センターと連携し、当事者を講師とした講習会や障がい体験を通して、障がい者がどういったことに困るのかといったことや、配慮事項を学ぶ理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
当事者が講師となる講演会・講座等の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	試行実施		本格実施		本格実施							
児童・生徒に対する出前授業等の実施 担当課：高齢障がい課		回数	③目標(値)	2回		6回		6回							
取組No.	2-7-2	重点取組	障がい者週間等における理解啓発活動の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	継続														
①事業概要															
障害者差別解消法に基づく共生社会の実現に向け、市内の事業所や市民団体の意見を聴きながら事業所の製品販売等、障がい者週間や共催事業等における理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
当事者理解を深める講座等の実施 担当課：高齢障がい課		講座等の実施	③目標(値)	実施		実施		実施							
障がい者週間等における事業所活動や製品の紹介 担当課：高齢障がい課		展示等の開催	③目標(値)	開催		開催		開催							

取組No.	2-7-3	重点取組	障がい者福祉施設の自主製品の販売												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	継続														
①事業概要															
障がいを理由とする差別の解消や共生社会の実現に向け、障がい者週間や上手いもの市等における販売等、障がい者福祉施設の自主製品の販売を行うことで、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
上手いもの市の開催 担当課：高齢障がい課		市内の障がい福祉サービス事業所を「1つも知らない」と答えた人の割合	③目標(値)	20%以下		20%以下		20%以下							
ほこみち事業を活用した販売等の新たな販売機会の検討 担当課：高齢障がい課		新たな取り組みの実施	③目標(値)	実施		実施		実施							

取組No.	2-7-4	重点取組	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	継続														
①事業概要															
障害者差別解消法の改正により、事業所等による合理的配慮の提供が義務化されたことを周知・啓発することで、社会全体での合理的配慮の必要性を広める等、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
企業・商店への周知・啓発 担当課：高齢障がい課		周知の実施	③目標(値)	実施		実施		実施							

年度	令和7(2025)															
基本目標	社会参加を進めるシステムづくり															
施策No.	3-1	施策	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。													
取組No.	3-1-1	重点取組	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進													
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること				構成計画	地	●	後		高		障	●
区分	拡充															
①事業概要																
聞こえが困難なこと等により、コミュニケーションに障がいのある市民に向けた遠隔手話通訳（QRコード利用）を導入し、ユニバーサルコミュニケーション支援を推進します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9						
遠隔手話通訳（QRコード利用）の導入及び活用 担当課：福祉政策課		機器の導入	③目標(値)	導入			活用			活用						
取組No.	3-1-2	重点取組	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進													
担当課	福祉政策課・高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること				構成計画	地	●	後		高		障	●
区分	新規															
①事業概要																
「心のバリアフリー」を学ぶ教材等を用いて「障がいの社会モデル」の理解、障がいのある人への不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を行わないことの徹底、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培い、心のバリアフリーの普及啓発を推進するために、児童・生徒に対する出前授業等を実施します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9						
心のバリアフリーの普及啓発（児童・生徒に対する出前授業等の実施） 担当課：福祉政策課		研修の実施	③目標(値)	実施			実施			実施						
ユニバーサルマナー講習会の開催 担当課：高齢障がい課		講習会の実施	③目標(値)	児童・生徒に対する出前授業等の実施への変更			—			—						

施策No.	3-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。											
取組No.	3-2-1	重点取組	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	拡充													
①事業概要														
伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じたニーズの把握結果から、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対し、社会とのつながりを作るための支援を実施します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9				
CSW等による参加支援事業の推進 担当課：福祉政策課		ケースに応じたつなぎの回数	③目標(値)	適宜			適宜			適宜				

施策No.	3-3	施策	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。												
取組No.	3-3-1	重点取組	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図るため、重層的支援会議等にあんしん狛江の職員が参加するとともに、身寄りのない本人等への権利擁護支援を実施するため、狛江市単身高齢者等支援事業の実施を目指します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	実施			継続実施			継続実施					
あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課		ケースに応じた参加	③目標(値)	適宜			適宜			適宜					

施策No.	3-4	施策	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。												
取組No.	3-4-1	重点取組	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
自治会、老人クラブ等、従来の活動の場の縮小に加え、コロナ禍で低下した地域活動への参加向上に向け、新たな元気高齢者（アクティブシニア）向け事業の実施や、地域で継続的に参加・活動できる環境の整備等、高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備や事業を充実させることで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
元気高齢者向け事業の実施 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の試行実施		シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の本格実施		シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の継続実施							
地域で継続的に参加・活動できる環境整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	シニアふれあい食堂の継続実施		シニアふれあい食堂の継続実施		シニアふれあい食堂の継続実施							

取組No.	3-4-2	重点取組	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
人生100年時代を迎え、高齢者がいつまでも元気で心豊かに過ごせる社会の実現に向け、シニア・プレシニアが、自らの希望に応じた就労やボランティア等の活動への参加を支援する等、高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりを支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
(仮称)シニア・プレシニアの社会参加活動応援イベントの実施 担当課：高齢障がい課		参加者数	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施							
シニアふれあい食堂の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	シニアふれあい食堂の継続実施		シニアふれあい食堂の継続実施		シニアふれあい食堂の継続実施							

取組No.	3-4-3	重点取組	シルバー人材センターの運営支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実に向け、シルバー人材センターへの補助や活動の周知を行う等、高齢者の就労的活動の中核を担うシルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
シルバー人材センター補助 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施						
広報等による活動の周知・啓発 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施						

施策No.	3-5	施策	障がい者の情報保障を推進します。												
取組No.	3-5-1	重点取組	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
障がいのある方の意思疎通、情報取得、利用のための手段の適切な確保・拡充に向け、点字封筒や当事者向けのスマホ教室を実施する等、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信を強化することで、障がい者の情報保障を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
視覚障がい者に向けた周知方法等の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	点字封筒の導入 (福祉保健部2課)		点字封筒の利用拡大 (福祉保健部)		点字封筒の全庁導入の検討							

取組No.	3-5-2	重点取組	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援													
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること				構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充															
①事業概要																
手話通訳・要約筆記者の派遣や磁気ループの活用等、障がいのある方への情報保障を支援する機器の提供や制度を継続して実施するとともに、当事者向けスマホ教室の実施や新たな支援機器等の紹介・活用支援を行うなど、視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活躍を支援することで、障がい者の情報保障を推進します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9								
当事者向けスマホ教室の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	聴覚障がい者向け		視覚障がい者向け		視覚・聴覚障がい者向け								
新たな支援機器等の紹介・活用支援 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	障害者週間等における 展示会等の実施		障害者週間等における 展示会等の実施		市役所窓口及び電話での 遠隔手話サービスの継続								

年度	令和7(2025)
基本目標	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策No.	4-1	施策	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。

取組No.	4-1-1	重点取組	居住支援協議会による相談支援機能の強化												
担当課	福祉政策課・まちづくり事業課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	拡充														

①事業概要

身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。
(福祉政策課・まちづくり事業課)

②施策に関する具体的な事業や取組

事業(取組)内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施 担当課：福祉政策課・まちづくり事業課	前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標(値)	55%	60%	65%

取組No.	4-1-2	重点取組	身寄りのない市民等への支援体制の強化									
担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規											

①事業概要

身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、狛江市単身高齢者等支援事業を社協とともに実施します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
身元保証を代替する支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標（値）	実施	継続実施	継続実施
死後事務に関する支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標（値）	実施	継続実施	継続実施
日常生活支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標（値）	拡充	継続実施	継続実施

施策No.	4-2	施策	ケアラーを支援する体制整備を推進します。									

取組No.	4-2-1	重点取組	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知									
担当課	子ども家庭課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規											

①事業概要

ヤングケアラーに関する情報を発信することで自身がケアラーである自覚を持つ機会を創出するとともに、ケアラーの認知度を高め、本人や周囲の大人が困りごとを相談できる窓口を周知し、ヤングケアラーの早期発見・把握につなげます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
相談窓口の情報発信 担当課：子ども家庭課	実施状況	③目標（値）	ヤングケアラー相談窓口の周知	ヤングケアラー相談窓口の周知	ヤングケアラー相談窓口の周知

取組No.	4-2-2	重点取組	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること		構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規													
①事業概要														
様々な事情や課題を抱えたケアラーの早期発見・早期支援を行うため、重層的支援体制整備事業（福祉のつながりシート登録システム）を活用し、つながりの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。 切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつながりシート登録システムの活用を庁内窓口のみならず、民間事業者にもまで広く拡大します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7		R 8		R 9						
（再掲）福祉のつながりシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課		市内登録事業者数（累積）	③目標（値）	25事業者以上		30事業者以上		35事業者以上						

取組No.	4-2-3	重点取組	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
孤立感や、孤独感を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えたケアラーの方々のニーズに合わせた当事者同士の集いの場を適宜確保し、対象者を集いの場につなぎます。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
集いの場の確保または対象者を集いの場につなぐ 担当課：福祉政策課		場の確保 または つながりの実施	③目標(値)	適宜		適宜		適宜							

施策No.	4-3	施策	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。

取組No.	4-3-1	重点取組	(再掲) 居住支援協議会による相談支援機能の強化												
担当課	福祉政策課・まちづくり事業課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている粕江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。 (福祉政策課・まちづくり事業課)															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
(再掲) 住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施 担当課：福祉政策課・まちづくり事業課		前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標(値)	55%		60%		65%							

取組No.	4-3-2	重点取組	(再掲) 身寄りのない市民等への支援体制の強化												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
(再掲) 身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、狛江市単身高齢者等支援事業を社協とともに実施します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業(取組)内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
(再掲) 身元保証を代替する支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	実施		継続実施		継続実施							
(再掲) 死後事務に関する支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	実施		継続実施		継続実施							
(再掲) 日常生活支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	拡充		継続実施		継続実施							

施策No.	4-4	施策	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます									

取組No.	4-4-1	重点取組	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
多様なニーズに合致した福祉カレッジのプログラムを導入し、多様な福祉人材の確保・育成を目指します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
多様なプログラムの導入 担当課：福祉政策課		満足度	③目標(値)	80%以上			80%以上			80%以上					

取組No.	4-4-2	重点取組	(再掲) 市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
(再掲) あんしん狛江、多摩南部 成年後見センターで候補者推薦、 後見人等として選任されるまでの 支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施							
(再掲) 地域住民に対するセミ ナー等の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標(値)	1 回以上		1 回以上		1 回以上							

取組No.	4-4-3	重点取組	介護人材確保対策の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	継続														
①事業概要															
厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、令和6年度に新たな助成制度について検討した結果、令和7年度から介護支援専門員法定研修受講費助成による支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）							
新たな助成・支援対策の検討及び 実施 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）		6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）		6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）							

施策No.	4-5	施策	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。

取組No.	4-5-1	重点取組	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続													
①事業概要														
権利擁護支援を総合的に担う中核機関の「権利擁護の相談支援」、「権利擁護支援チームの形成支援」、「権利擁護支援チームの自立支援」の3つの場面・機能を、社協が有機的に実施できるよう、市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて、具体的な検討・協議を行う場を設けます。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
支援・検討会議の実施（試行も含む） 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標(値)	1 回以上		1 回以上		1 回以上						

取組No.	4-5-2	重点取組	専門職団体との連携の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続													
①事業概要														
地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所等、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標(値)	2 回以上		2 回以上		2 回以上						
専門職団体との連絡会への出席 担当課：福祉政策課		出席回数	③目標(値)	5 回以上		5 回以上		5 回以上						

施策No.	4-6	施策	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

取組No.	4-6-1	重点取組	社会状況の変化に合わせた事業の再構築											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充													
①事業概要														
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、これまでの老人福祉事業や既存資源等の再構築を行うなど、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
老人福祉事業や既存資源等の再構築		—	③目標(値)	スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討		スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討		スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討						
担当課：高齢障がい課														

取組No.	4-6-2	重点取組	個々のニーズに対応した生活支援体制整備												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
単身や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備やインフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備など、個々のニーズに対応した生活支援体制を整備することで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	調整		調整		試行実施							
インフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	調整		調整		調整							

取組No.	4-6-3	重点取組	高齢者のデジタルデバインド解消に向けた支援											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充													
①事業概要														
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、高齢者で深刻化しているデジタルデバインドによる生活不安の解消に向け、スマホ相談を実施するなど、高齢者のデジタルデバインド解消に向けた支援を行うことで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
スマホ相談所の定期開催 （週2回）		相談件数	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施						
担当課：高齢障がい課														

施策No.	4-7	施策	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。									

取組No.	4-7-1	重点取組	介護予防、フレイル予防の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、コロナ禍等で深刻化した閉じこもりや心身機能の低下、うつ病の進行等の解消に向け、これまで行ってきた介護予防に加え、フレイル予防事業の拡充や地域における運動習慣の定着化に向けた環境を整備するなど、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
フレイル予防事業の拡充 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	ヒアリングフレイル予防の周知・啓発、事業拡充		ヒアリングフレイル予防の周知・啓発、継続実施		ヒアリングフレイル予防の周知・啓発、継続実施							
地域における運動習慣の定着化に向けた環境整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	高齢者運動推進員養成講座を継続実施		高齢者運動推進員養成講座を継続実施		高齢者運動推進員養成講座を継続実施							

取組No.	4-7-2	重点取組	アクティブシニア支援事業の検討及び実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること				構成計画	地		後		高	●	障
区分	新規														
①事業概要															
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、介護予防・フレイル予防のみならず、プレシニア及び元気高齢者の健康維持や生きがい活動にもつながる取組みを行うなど、アクティブシニア支援事業を検討、実施することで、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
シルバーディスコ事業の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施							
アクティブシニア事業の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	ディスコダンス教室の試行実施		ディスコダンス教室の本格実施		ディスコダンス教室の継続実施							

取組No.	4-7-3	重点取組	保健事業と介護予防の一体化事業の実施											
担当課	高齢障がい課・保険年金課・健康推進課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	新規													
①事業概要														
保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、KDBシステム等により健康課題の分析や対象者の把握を行い、対象者の健康課題につなげます。（高齢障がい課・保険年金課）														
心身の機能が低下している方に対して、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護状態となることを予防します。（健康推進課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
保健事業と介護予防事業の一体的実施 担当課：高齢障がい課・保険年金課		—	③目標(値)	実施		継続実施		継続実施						
健康セミナー 担当課：健康推進課		新規健康セミナー参加者割合	③目標(値)	35%		35%		35%						

施策No.	4-8	施策	地域密着型サービスの整備を推進します。

取組No.	4-8-1	重点取組	小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保に向け、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みに加え、各事業所の柔軟な対応により介護ニーズが支えられている市の現状等も踏まえ、令和6年度に現状の施設ニーズについて調査・分析を実施した結果、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることで、市の実情に合った地域密着型サービスの整備を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
将来ニーズ動向を踏まえた施設整備の必要性を検討		検討状況	③目標(値)	検討結果を踏まえた対応		検討結果を踏まえた対応		検討結果を踏まえた対応							
担当課：高齢障がい課															
現状の施設ニーズについて調査・分析の実施		令和6年度調査・分析完了	③目標(値)	—		—		—							
担当課：高齢障がい課															

施策No.	4-9	施策	介護サービスの給付の適正化を推進します。

取組No.	4-9-1	重点取組	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じて持続可能な介護保険制度の構築に向け、認定調査の委託化や審査会の効率化など、要介護認定の適正化と事務の効率化を推進することで、介護サービスの給付適正化を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
審査会部会長会及び調査員定例会での共有 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	部会長会2回 調査員定例会6回		部会長会2回 調査員定例会6回		部会長会2回 調査員定例会6回							
調査票点検の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	全件実施		全件実施		全件実施							
認定調査の一部委託からの全面委託化に向けた準備・検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討		検討		実施							
認定審査会のペーパーレス化の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討		検討		実施							

取組No.	4-9-2	重点取組	ケアプラン等の点検の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、ケアプラン等の点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
ケアプラン点検の実施 担当課：高齢障がい課		実施回数	③目標(値)	10回		10回		10回							
ケアプラン点検研修の開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	1 回		1 回		1 回							

取組No.	4-9-3	重点取組	医療情報との突合・縦覧点検の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、医療情報との突合・縦覧点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
医療情報との突合点検の実施 担当課：高齢障がい課		点検件数	③目標(値)	10件以上		10件以上		10件以上							
縦覧点検の実施 担当課：高齢障がい課		点検帳票数	③目標(値)	2 帳票		2 帳票		2 帳票							

施策No.	4-10	施策	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

取組No.	4-10-1	重点取組	介護施設・事業所の指導検査の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の指導検査を実施することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
適正な指導検査を実施するため都への職員研修派遣 担当課：高齢障がい課		派遣	③目標(値)	派遣のための体制準備		1 人		-							
指導検査の実施 担当課：高齢障がい課		件数	③目標(値)	3 件		5 件以上		5 件以上							

取組No.	4-10-2	重点取組	施設・事業所の感染症対策の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の感染症対策を推進することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
事業者支援のための感染症対策の情報提供等の支援 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	実施			実施			実施					

取組No.	4-10-3	重点取組	(再掲) 介護人材確保対策の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、令和6年度に新たな助成制度について検討した結果、令和7年度から介護支援専門員法定研修受講費助成による支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
(再掲) 研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）							
(再掲) 新たな助成・支援対策の検討及び実施 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）		6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）		6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）							

施策No.	4-11	施策	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

取組No.	4-11-1	重点取組	地域生活支援拠点の設置													
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること				構成計画	地		後		高		障	●
区分	新規															
①事業概要																
障がいのある方の多くが親と同居している状況や、当事者の高齢化、親亡き後を見据えたグループホームの整備要望を踏まえるとともに、介護者の急病等を中心とした緊急時の体制を整備するなど、地域生活支援拠点を設置することで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7			R 8			R 9						
緊急時の対応を含めた地域生活支援拠点機能の整備推進		—	③目標（値）	推進会議の設置			推進会議での検討			推進会議での検討						
担当課：高齢障がい課																

取組No.	4-11-2	重点取組	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	継続														
①事業概要															
障がいのある方の多くが親と同居していることや、当事者の高齢化により、福祉サービスを利用できず、親が家族介助者として障がいのある方の介助・支援を行っている状況があることを踏まえるとともに、ショートステイや同行援護者の育成などニーズ調査等も踏まえたサービスの充実に向けた検討を行うことで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7			R 8			R 9					
ニーズ調査を踏まえたサービスの充実に向けた検討		—	③目標（値）	試行			試行			試行					
担当課：高齢障がい課															

年度	令和7(2025)
基本目標	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策No.	5-1	施策	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。

取組No.	5-1-1	重点取組	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進												
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	継続														

①事業概要											
重層的支援会議等により、複雑化・複合化した課題のある人や世帯に合った支援プランを作成し各支援機関が共同して支援を行っていきます。（福祉政策課） 各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題のある世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）											

②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
（再掲）重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課	会議の開催	③目標(値)	6 回以上	6 回以上	6 回以上
（再掲）持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課	相談支援包括化推進員の人数	③目標(値)	5 人以上	5 人以上	5 人以上

取組No.	5-1-2	重点取組	市民福祉推進委員会の在り方の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
地域共生社会推進基本計画を踏まえた新たな市民福祉推進委員会の在り方を検討します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
在り方の検討 担当課：福祉政策課		—	③目標(値)	在り方の検討		地域共生社会推進基本計画 中間見直しへの反映		—						

取組No.	5-1-3	重点取組	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規														
①事業概要															
社会変化によって生じる課題により新たに生まれる課題に対する会議体の設置要望に対して会議体を整理します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
会議体の整理 担当課：福祉政策課		整理の実施	③目標(値)	精神障がいにも対応した地域 包括ケアシステム部会の設置		精神障がいにも対応した地域 包括ケアシステム部会の運営		精神障がいにも対応した地域 包括ケアシステム部会の運営							

施策No.	5-2	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。

取組No.	5-2-1	重点取組	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
あんしん粕江、福祉相談課を中心に市内の関係機関が「チーム」としての支援を行っていますが、「チーム」での支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要であるため、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託することを検討します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理		ロードマップの作成		ロードマップに基づき委託						

取組No.	5-2-2	重点取組	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充														
①事業概要															
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップについては、被後見人等の情報を集約して、適切に対応していく機関が必要であるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理		ロードマップの作成		ロードマップに基づき委託							
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップ体制の構築の検討 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理		ロードマップの作成		ロードマップに基づき委託							

施策No.	5-3	施策	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。

取組No.	5-3-1	重点取組	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	継続														
①事業概要															
市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会による権利擁護支援が円滑に行われるよう多機関協働ネットワークを形成していくとともに、日常生活自立支援事業と連携して一体的に行うことが求められるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
(再掲) 社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理		ロードマップの作成		ロードマップに基づき委託							
狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の実施 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標(値)	2 回以上		2 回以上		2 回以上							

取組No.	5-3-2	重点取組	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進												
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること				構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充														
①事業概要															
地域での相談・支援を円滑につなぐ連携強化、中核機関と各相談支援機関との連携強化、各相談支援機関等の連携の仕組みづくりを進めます。（福祉政策課・福祉相談課）															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理		ロードマップの作成		ロードマップに基づき委託							
包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 担当課：福祉政策課・福祉相談課		体制の構築	③目標(値)	児童虐待に対するネットワーク構築		ネットワーク体制の維持及び拡大		ネットワーク体制の維持及び拡大							

取組No.	5-3-3	重点取組	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること				構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続														
①事業概要															
重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の地域連携ネットワークの取組の連携を図り様式の統一等によって、より効果的・効率的な体制づくりを推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
（再掲）あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課		ケースに応じた参加	③目標(値)	適宜			適宜			適宜					

施策No.	5-4	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。

取組No.	5-4-1	重点取組	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進												
担当課	福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高	●	障	●
区分	継続														
①事業概要															
高齢者虐待のネットワーク構築に続き、障がい者、児童虐待等の権利侵害を防止するためには、権利擁護支援が必要な方の生活状況を的確に把握し、本人の生活状況に応じた地域において権利擁護支援関係者が連携して支える体制を構築します。（福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課）															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
支援・検討会議と既存会議の連携体制の構築 担当課：福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課		体制の構築	③目標(値)	児童虐待に対するネットワーク構築			ネットワーク体制の維持及び拡大			ネットワーク体制の維持及び拡大					

取組No.	5-4-2	重点取組	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進												
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高	●	障	●
区分	継続														
①事業概要															
虐待等の権利侵害を防止するためには、障がい福祉サービス事業者等との情報共有が必要であるため、幅広い事業者が集い、情報交換を行う場を設けます。 （福祉政策課・福祉相談課）															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催		開催回数	③目標(値)	2回以上		2回以上		2回以上							
担当課：福祉政策課・福祉相談課															

施策No.	5-5	施策	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。

取組No.	5-5-1	重点取組	医療と介護の連携事業の継続実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現のため、厚生労働省が定めた8項目を中心に在宅医療介護連携推進事業を展開します。また、医療・介護の関係者による連携を図り、協力体制を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
多職種連携研修会の開催 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	継続実施			継続実施			継続実施					

施策No.	5-6	施策	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの連携を推進します。

取組No.	5-6-1	重点取組	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること・障がい福祉サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
障がいのある方の高齢化による障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を支援する仕組みづくりに向け、主任介護専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等を実施することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
主任介護支援専門員で構成する連絡会での研修を実施 担当課：高齢障がい課		実施回数	③目標(値)	1 回以上			1 回以上			1 回以上					

取組No.	5-6-2	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること・障がい福祉サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討		—	③目標(値)	検討			実施			実施					
担当課：高齢障がい課															

施策No.	5-7	施策	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。									

取組No.	5-7-1	重点取組	各種連絡会の開催												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報提供や事業者間の情報交換のための体制整備に向け、各種連絡会を開催することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化する。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
各サービス事業者との交流機会の検討		—	③目標(値)	検討		実施		実施							
担当課：高齢障がい課															

取組No.	5-7-2	重点取組	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う事業者に関する情報の提供のための体制整備、介護給付・サービス事業間の情報交換のための体制整備に向け、介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有化を図ることで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
ケア倶楽部を通じた情報発信の一元化に向けた検討		—	③目標(値)	検討			実施			実施					
担当課：高齢障がい課															

取組No.	5-7-3	重点取組	国等の介護情報基盤整備に伴う対応												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、指定更新等の届出の運用方法について、電子申請に完全移行するための検討を行うなど、国等の介護情報基盤整備に伴う対応することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
電子申請届出システムによる届出の統一化		—	③目標(値)	併用実施			電子へ移行			電子へ移行					
担当課：高齢障がい課															

取組No.	5-7-4	重点取組	介護事故情報の共有											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、各事業者より提出される事故報告や市で把握している情報を共有し、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
事故報告情報の共有		—	③目標(値)	検討		実施		実施						
担当課：高齢障がい課														

施策No.	5-8	施策	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。									

取組No.	5-8-1	重点取組	事業所間等の連携体制の整備												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、事業者間等の連携体制を整備することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
更なる連携体制整備の検討		—	③目標(値)	課題の整理を踏まえた 連携体制の検討		検討結果を踏まえた対応		検討結果を踏まえた対応							
担当課：高齢障がい課															

取組No.	5-8-2	重点取組	学校や医療との連携の推進													
担当課	福祉政策課		大施策	障がい者の支援に関すること				構成計画	地		後		高		障	●
区分	継続															
①事業概要																
事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、学校や医療との連携を推進することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。																
②施策に関する具体的な事業や取組																
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9						
（再掲）重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課		会議の開催	③目標(値)	6 回以上			6 回以上			6 回以上						

取組No.	5-8-3	重点取組	医療的ケア児の支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進や地域における医療的ケア児の通園・通学等の支援に向け、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進し、医療的ケア児の支援を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
医療的ケア児支援会議の開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	2 回		2 回		2 回							
医療的ケア児コーディネーターの配置 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	配置の継続及び後任の育成		配置の継続及び後任の育成		配置の継続及び後任の育成							

取組No.	5-8-4	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7			R 8			R 9					
（再掲）障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討			実施			実施					

刊行物番号 R 7－24

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画

令和7（2025）年9月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町1丁目1番5号
電話 03（3430）1111

頒布価格：100 円

狛江市第1次再犯防止推進計画 取組状況確認表

令和7年9月
狛江市

目次

1	計画の推進.....	1
2	基本目標.....	3
3	施策の体系.....	6
4	関連事業と担当課.....	7
5	狛江市第1次再犯防止推進計画 取組状況確認表.....	11

1 狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表

狛江市第1次再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を実効性のあるものとするため、市では、施策の実現に向け、重視して取り組む重点取組ごとに事業の取組目標をとりまとめ、計画の進捗状況を確認する狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表（以下「確認表」という。）を策定しました。

2 評価体制

狛江市第1次再犯防止推進計画の進捗状況の評価

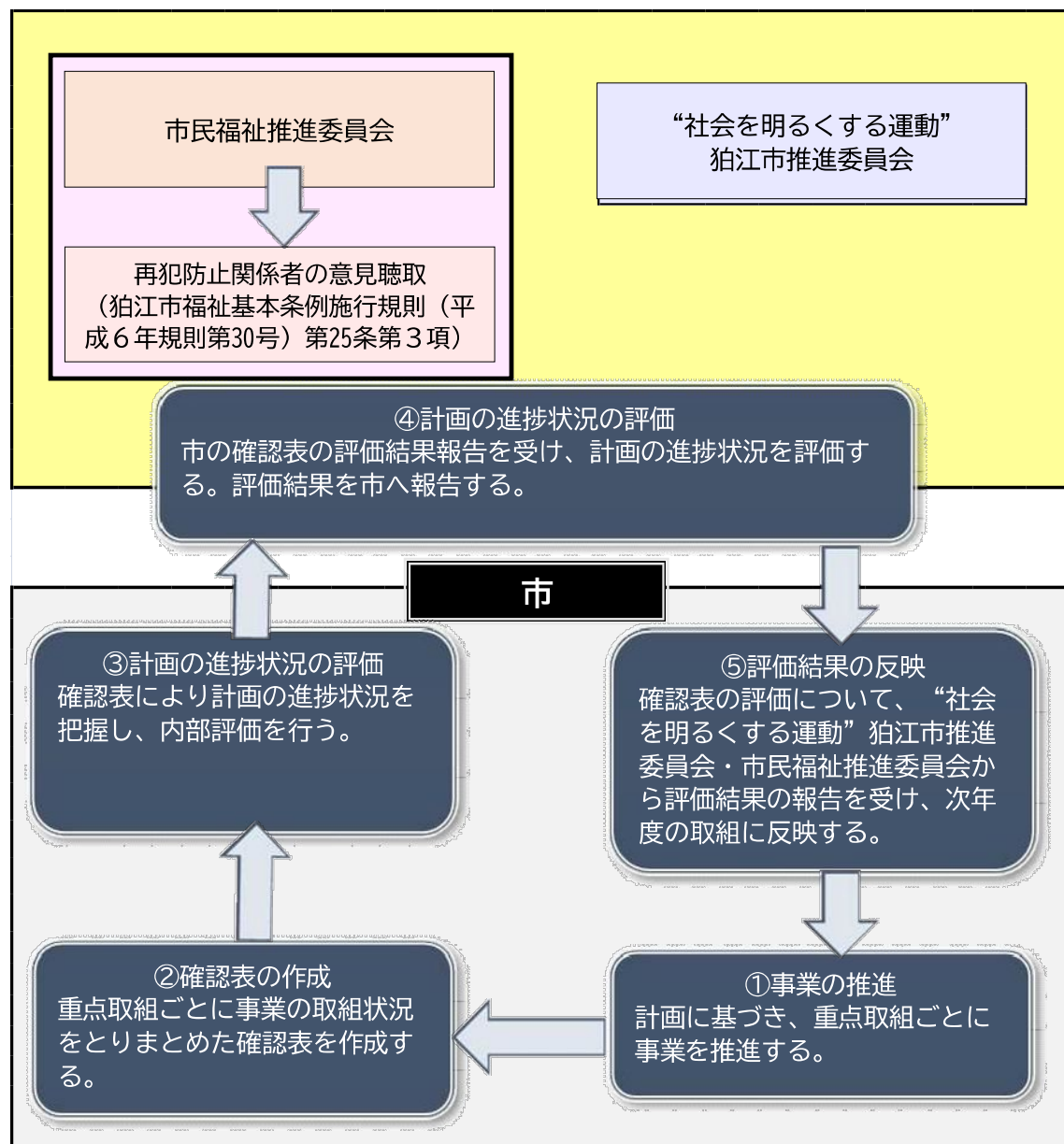
（1）狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

再犯防止推進計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱第1条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議において、確認表により、再犯防止推進計画の進捗状況を把握し、内部評価を行います。

評価の結果、見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、施策が実現できるよう事業を進めていきます。また、評価結果は“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び狛江市市民福祉推進委員会に報告します。

（2）“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び狛江市市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び狛江市市民福祉推進委員会は、確認表の内部評価結果を踏まえて、再犯防止推進計画の進捗状況を評価し、評価結果を市に報告します。



2

基本目標

基本目標 1

一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

基本目標 2

「つながり」を実感できる地域づくり

基本目標 3

社会参加を進めるシステムづくり

基本目標 4

総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

基本目標 5

多機関で協働して支援に当たる体制の構築

基本目標 1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

矯正施設に在所又は在院（以下「在所」という。）している方（以下「在所者」という。）及び出所者等で支援を必要とする全ての人が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決する複数の相談支援機関等相互間のネットワークによる支援体制づくりを進めます。

しかしながら、在所者及び出所者等の中には市、民間支援団体等の各種相談窓口を知らない方、知っていてもどの窓口に相談してよいか分からない方がいます。このような在所者及び出所者等に向けて分かりやすく各種相談窓口を周知する必要があります。

出所者等で社会的に孤立している方や孤独を感じている方、自ら支援を望まない方等自ら支援につながる人が難しい人の中には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより、本人との関係性を構築する支援を行います。さらに、出所者等で社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な方には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支援を進めていきます。

基本目標 2 「つながり」を実感できる地域づくり

国は、市、民間協力者と連携して、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く市民が出所者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進しています。また、出所者等の地域社会への復帰支援は、出所者等が孤立することなく、地域社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行う等の活動を行う保護司や出所者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS（Big Brothers and Sisters）会等の更生保護ボランティアや民間協力者の活動に支えられています。

しかしながら、市民意識調査結果によれば、これらの事業や更生保護団体の市民への周知度は高いとはいえず、出所者等の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっており、市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状にあります。このような現状を踏まえ、更生の意欲を有する在所者及び出所者等が、責任ある地域社会の構成員として受入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を分かりやすく効果的に広報する等して、広く市民の関心と理解が得られるよう施策を推進する必要があります。

このような地域づくりを進める中で出所者等の社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた出所者等が悩みを分かち合い、出所者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備していきます。

基本目標 3 社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（B型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、出所者等のニーズ・希望と地域の資源との間の丁寧なマッチング、出所者等のために、社会復帰及び地域での生活への定着支援、就労支援、修学支援等を行います。

また、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において出所者等が地域社会の一員として参加できる機会を創出しま

す。

非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を推進します。これらの取組を通じて、狭間のニーズのある出所者等が地域社会に参加できるシステムを構築していきます。

基本目標 4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

出所者等及びその家族が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする出所者等やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を出所者等を支える関係者・機関・団体（以下「支援関係者等」という。）が把握し、支援関係者等同士の連携等により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。総合的で切れ目のないシステム構築に当たっては、在所者の帰住予定地が市となっている場合には、在所中から矯正施設や刑事司法機関と市及び支援関係機関との間で福祉、医療等のサービスの円滑な提供に向けた調整を進めていきます。

また、保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいるため、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。

基本目標 5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

出所者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した地域社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、東京都、市、地域の保健・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、出所者等が地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備する必要があります。

環境の整備に当たっては、出所者等並びにその世帯に様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等があり、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、重層的支援体制整備事業の重層的支援会議及び支援会議における協議等を通じて、福祉関係機関・団体のみならず、矯正施設、刑事司法機関、更生保護機関・施設・団体等の多機関で協働して、地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような体制の整備を進めます。

社会復帰支援に当たっては、市に帰住予定の在所者については、出所に向けてあらかじめ矯正施設、刑事司法機関等と調整を進める等在所者が円滑に地域社会に立ち戻っていくことができる体制を構築します。

3

施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

基本理念 全ての市民が、生涯になたり個人として尊重され、支え合って、 誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。	基本目標1	施策No	施策	関連頁
		1-1	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	11
	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-2	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	12
	基本目標2	施策No	施策	関連頁
		2-1	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	13
	「つながり」を実感できる地域づくり	2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。	14
	基本目標3	施策No	施策	関連頁
		3-1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。	15
		3-2	出所者等が地域社会の一員としてかかわれる環境整備を推進します。	15
		3-3	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。	16
	社会参加を進めるシステムづくり	3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	17
	基本目標4	施策No	施策	関連頁
		4-1	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	18
		4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。	19
		4-3	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。	20
		4-4	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	21
	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-5	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。	21
	基本目標5	施策No	施策	関連頁
		5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	22
		5-2	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。	22
	多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-3	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。	23

4

関連事業と担当課

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり事業課	学校教育課	指導室	頁
1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1-1	効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進	●					11
	1-1-2	相談窓口の機能役割の明確化	●					11
	1-2-1	在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築	●					12
	1-2-2	市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化	●					12
2：「つながり」を実感できる地域づくり	2-1-1	更生保護団体の周知の推進	●					13
	2-1-2	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施	●					13
	2-2-1	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援	●					14
	2-2-2	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進	●					14
	2-2-3	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力	●					14

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり事業課	学校教育課	指導室	頁
3：社会参加を進めるシステムづくり	3-1-1	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援	●					15
	3-1-2	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進		●				15
	3-1-3	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進		●				15
	3-2-1	出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進	●					15
	3-3-1	義務教育を修了していない出所者等の修学支援	●			●		16
	3-3-2	関係機関との連携による修学支援	●			●		16
	3-4-1	児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進					●	17
	3-4-2	児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進					●	17

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり事業課	学校教育課	指導室	頁
4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1-1	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進	●					18
	4-1-2	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討	●					18
	4-1-3	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進	●					18
	4-2-1	一時的な宿泊場所の紹介の推進		●				19
	4-2-2	居住支援協議会による相談支援機能の強化	●		●			19
	4-2-3	出所者等への見守り等の支援体制の強化	●					19
	4-3-1	支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進	●					20
	4-3-2	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進	●					20
	4-4-1	依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進	●					21
	4-5-1	家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進	●					21

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり事業課	学校教育課	指導室	頁
5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1-1	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施	●				●	22
	5-1-2	近隣矯正施設見学会等の推進	●					22
	5-2-1	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進	●					22
	5-2-2	市職員、市内支援関係者等による連携の推進	●					22
	5-3-1	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進	●		●			23
	5-3-2	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進	●					23

5

狛江市第1次再犯防止推進計画 取組状況確認表

基本目標1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策No

1-1	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
1-1-1	市のホームページや再犯防止推進計画周知用チラシを作成することにより、在所者及び出所者等へ市等の相談窓口を分かりやすく伝えます。	福祉政策課	多様な周知方法の設定及び相談窓口の周知先の拡大	R 7	R 8	R 9
効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進				周知先の開拓及び配架	周知先の開拓及び配架	周知先の開拓及び配架
1-1-2	在所者、出所者等及び再犯防止関係団体（以下「再犯防止関係団体等」という。）が相談時にすぐにつながるよう、相談窓口の明確化を図るとともに、関係者へ周知を図ります。	福祉政策課	相談窓口を明確化するとともに、相談窓口を再犯防止関係団体等へ周知	R 7	R 8	R 9
相談窓口の機能役割の明確化				再犯防止関係団体等への周知	再犯防止関係団体等への周知	再犯防止関係団体等への周知

1-2	出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
1-2-1	狛江市へ帰住希望の方に対する生活環境調整（注1）に対応できる連携体制の構築を図ります。	福祉政策課	狛江市へ帰住希望の方に対する生活環境調整に対応できる連携体制の構築	R 7	R 8	R 9
在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築				連携体制の強化	連携体制の強化	連携体制の強化
1-2-2	東京都主催の再犯防止に関する市区町村向け研修会等を活用し、市職員等へ研修の受講により相談支援機能を強化します。	福祉政策課	市職員等の再犯防止に関する研修会への参加	R 7	R 8	R 9
市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化				適宜	適宜	適宜

（注1） 更生保護法第82条の規定により保護観察所の長が行う入所者等の矯正施設退所後の住居、就業先その他生活環境の調整をいう。

基本目標２：「つながり」を実感できる地域づくり

施策No

2-1	市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
2-1-1	保護司会等を含む更生保護団体について、ホームページの適宜更新やチラシの作成及び配架により市民の認知度向上に努めます。	福祉政策課	市民の更生保護団体の認知度向上	R 7	R 8	R 9
更生保護団体の周知の推進				・更生保護団体等の周知ホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架	・更生保護団体等の周知ホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架	・更生保護団体等の周知ホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架
2-1-2	犯罪及び非行防止や更生に対して市民一人ひとりが理解を深め、犯罪が起らないまちづくりを進めるため、関連機関と連携して「社会を明るくする運動」を実施するとともに、SNS等を活用した周知・啓発を図ります。	福祉政策課	「社会を明るくする運動」で粕江駅頭広報活動及び推進大会・コンサートを実施し、これらのイベントをSNS等を使った事業の周知	R 7	R 8	R 9
「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施				イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知	イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知	イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知

2-2	市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
2-2-1	愛光女子学園との包括協定に基づき、市民と愛光女子学園の在院者との交流を実施します。	福祉政策課	市民と在院者との交流事業の実施	R 7	R 8	R 9
市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援				実施	実施	実施
2-2-2	市民の更生支援に対する理解を深めるため、更生支援に関する広報や啓発の機会を設けます。	福祉政策課	アウトリーチ等による更生支援に関する周知活動の推進	R 7	R 8	R 9
市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進				周知活動の推進	周知活動の推進	周知活動の推進
2-2-3	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する周知活動を支援します。	福祉政策課	愛光女子学園が実施する周知活動の支援	R 7	R 8	R 9
市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力				周知活動の支援	周知活動の支援	周知活動の推進

基本目標３：社会参加を進めるシステムづくり						
施策No						
3－1	出所者等の就労支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
3－1－1	法務省が作成している協力雇用主に関するパンフレット等を活用し、協力雇用主等の制度に関する周知を支援します。	福祉政策課	協力雇用主制度等に関する周知の実施	R 7	R 8	R 9
市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口ネットワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援				チラシの配架・ホームページの更新	チラシの配架・ホームページの更新	チラシの配架・ホームページの更新
3－1－2	在所者の支援関係者と就労支援員が連携し、在所者の状況に応じた就労支援を行います。	福祉相談課	在所者の状況に応じた就労支援の推進	R 7	R 8	R 9
市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進				在所者の状況に応じた就労支援の推進	在所者の状況に応じた就労支援の推進	在所者の状況に応じた就労支援の推進
3－1－3	本人の利用申込に基づき、ハローワークへ支援要請を行います。 ハローワークの巡回相談を市の窓口で実施します。	福祉相談課	ハローワークへの支援要請の実施及びハローワークの巡回相談の実施	R 7	R 8	R 9
ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進				支援要請及び巡回相談の実施	支援要請及び巡回相談の実施	支援要請及び巡回相談の実施
3－2	出所者等が地域社会の一員として関われる環境整備を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
3－2－1	地域の誰かが気軽に集うことができる居場所を提供することで、孤独・孤立を防ぎます。	福祉政策課	居場所の周知やイベントの開催による孤独・孤立対策の実施	R 7	R 8	R 9
出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進				・居場所の周知 ・交流イベントの開催	・居場所の周知 ・交流イベントの開催	・居場所の周知 ・交流イベントの開催

3-3	出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
3-3-1				R 7	R 8	R 9
義務教育を修了していない出所者等の修学支援	教育機関のみならず、保護司や福祉関係機関等（以下「教育機関等」という。）が連携して包括的にサポートします。	福祉政策課	修学支援体制の構築	教育機関等の修学支援に関する仕組みづくり	教育機関等による修学支援	教育機関等による修学支援
	少年院出院者等からの問い合わせに対し、修学支援関係情報を提供します。	学校教育課				
3-3-2				R 7	R 8	R 9
関係機関との連携による修学支援	（再掲）教育機関等が連携して包括的にサポートします。	福祉政策課	（再掲）修学支援体制の構築	（再掲）教育機関等の修学支援に関する仕組みづくり	（再掲）教育機関等による修学支援	（再掲）教育機関等による修学支援
	公立中学校夜間学級の実施や問い合わせ方法を市民へ周知します。	学校教育課	夜間中学の実施や問い合わせ先の周知協力			

3-4	児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
3-4-1	各学校の生活指導主任、担当校長、警察、SSW、適応指導教室主任による生活指導主任会を開催し、児童・生徒の健全育成に係る情報交換、協議、研修等を実施します。	指導室	生活指導主任会における、児童・生徒の健全育成に係る情報交換、協議、研修等の実施	R 7	R 8	R 9
児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進				生活指導主任会の開催	生活指導主任会の開催	生活指導主任会の開催
3-4-2	生活指導主任会出席者に加え、民生児童委員、PTAを加え、青少年健全育成連絡会によって、児童・生徒の健全育成に係る講演や協議等を実施します。	指導室	生活指導主任会出席者や民生児童委員及びPTAを加え、青少年健全育成連絡会の開催	R 7	R 8	R 9
児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進				青少年健全育成連絡会の開催	青少年健全育成連絡会の開催	青少年健全育成連絡会の開催

基本目標４：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策No

4-1	新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
4-1-1	保護司の自宅以外の面接場所を確保するとともに、研修の際には、デジタル化を踏まえた協力をを行います。	福祉政策課	多様な面接場所の確保等の環境整備	R 7	R 8	R 9
保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進				民間施設の試行活用	民間施設の活用	民間施設の活用
4-1-2	保護司活動の支障となる、認知度不足解消に向けホームページの適宜更新やチラシの作成及び配架により市民の認知度向上に努めます。	福祉政策課	保護司会活動の認知度向上	R 7	R 8	R 9
保護司活動の支障となる要因の軽減の検討				・（再掲）更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成	・（再掲）更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成	・（再掲）更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成
4-1-3	保護司候補者の推薦に関する手続きを支援します。	福祉政策課	円滑な推薦手続きの実施	R 7	R 8	R 9
幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進				推薦手続きの支援	推薦手続きの支援	推薦手続きの支援

4-2	住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
4-2-1	生活資金が足りず住宅の確保が困難な出所者等に対して、一時的な宿泊場所の紹介を行います。	福祉相談課	必要に応じた一時的な宿泊場所の紹介	R 7	R 8	R 9
一時的な宿泊場所の紹介の推進				一時的な宿泊場所の紹介	一時的な宿泊場所の紹介	一時的な宿泊場所の紹介
4-2-2	相談者である出所者等を含む住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングを行います。	福祉政策課	住まい探しの相談窓口の実施	R 7	R 8	R 9
居住支援協議会による相談支援機能の強化				住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援
4-2-3	出所者等であることから地域の中で孤独・孤立するなど生きづらさを抱えている人に気づき、必要な支援に結び付けられるよう、見守り体制の強化を図ります。	福祉政策課	相談者の解決率（前年度に受付した相談の解決率）	R 7	R 8	R 9
出所者等への見守り等の支援体制の強化				見守り等の支援体制の強化	見守り等の支援体制の強化	見守り等の支援体制の強化

4-3	出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
4-3-1	福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整及び特別調整（注1）（以下「生活環境調整等」という。）による保健医療・福祉サービスの事前準備を行います。	福祉政策課	一人ひとりの状況に適した支援を行うための生活環境調整等及び伴走型支援の実施	R 7	R 8	R 9
支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進				生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備	生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備	生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備
4-3-2	福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。	福祉政策課	支援関係者等が必要に応じてケース会議等へ参加	R 7	R 8	R 9
出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進				適宜	適宜	適宜

（注1）生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障がいをもつ入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手続きに基づき、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。

4－4	依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。						
重点取組		事業概要	担当課	取組	取組目標		
4－4－1		依存症問題を抱える当事者や家族等に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。	福祉政策課	関係者が必要に応じてケース会議等への参加	R 7	R 8	R 9
依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進					ケース会議等への参加	ケース会議等への参加	ケース会議等への参加
4－5	出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。						
重点取組		事業概要	担当課	取組	取組目標		
4－5－1		市職員や市内支援関係者等が、依存症問題を抱える当事者や家族等の相談に応じることができるよう依存症、障がい等に関する知識習得や理解促進に努めます。	福祉政策課	依存症、障がい等に関する知識習得のための研修への参加	R 7	R 8	R 9
家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進					適宜	適宜	適宜

基本目標 5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策No

5-1	再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。						
重点取組		事業概要	担当課	取組	取組目標		
5-1-1		愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する活動を支援します。 愛光女子学園と指導室及び学校が連携を図り、研修会、情報交換会、授業見学等による交流を推進します。	福祉政策課	愛光女子学園と連携した研修・広報活動の実施	R 7	R 8	R 9
刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施			指導室	愛光女子学園と市内小中学校との交流	研修・広報活動及び交流の実施	研修・広報活動及び交流の実施	研修・広報活動及び交流の実施
5-1-2		愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する活動を支援します。	福祉政策課	愛光女子学園への見学会等の実施	R 7	R 8	R 9
近隣矯正施設見学会等の推進					実施	実施	実施
5-2	在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。						
重点取組		事業概要	担当課	取組	取組目標		
5-2-1		(再掲) 福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。	福祉政策課	(再掲) 関係者が必要に応じてケース会議等への参加	R 7	R 8	R 9
出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進					(再掲) ケース会議等への参加	(再掲) ケース会議等への参加	(再掲) ケース会議等への参加
5-2-2		重層的支援体制整備事業の取組を推進し、包括的相談支援事業による相談の受け止め、多機関協働事業による支援の実施等を行います。	福祉政策課	市職員、市内支援関係者等による相談支援体制の強化	R 7	R 8	R 9
市職員、市内支援関係者等による連携の推進					連携体制の構築	連携体制の強化	連携体制の強化

5-3	出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
5-3-1				R 7	R 8	R 9
関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進	(再掲) 相談者である出所者等を含む住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングを行います。	福祉政策課	(再掲) 住まい探しの相談窓口の実施	(再掲) 住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	(再掲) 住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	(再掲) 住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援
		まちづくり推進課	(再掲) 相談者の解決率(前年度に受付した相談の解決率)			
5-3-2				R 7	R 8	R 9
重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進	複雑化・複合化した事例について、市職員、市内支援関係者等間で重層的支援会議等を開催し、支援を行います。	福祉政策課	複雑化・複合化した課題に対応した重層的支援会議等の開催	適宜	適宜	適宜

刊行物番号 R 7－26

狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表

令和7（2025）年9月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町1丁目1番5号
電話 03（3430）1111

頒布価格：40 円

項目	旧問	新問	項目	今回	前回	前々回	参照調査
1 本人の基本情報	1	1	年齢	●	●	●	
	2	2	地域	●	●	●	
	3	3	婚姻状況	●	●		人々のつながりに関する基礎調査
	4	4	同居している人	●	●	●	人々のつながりに関する基礎調査 江戸川区ひきこもり調査
	5	5	同居人数	●	●		人々のつながりに関する基礎調査
	6	6	同居している人のうち収入を得ている人の人数	●	●		人々のつながりに関する基礎調査
	7	7	学歴	●	●		人々のつながりに関する基礎調査
	8	8	現在の仕事	●	●		再犯防止対策に関する世論調査 人々のつながりに関する基礎調査
	9	9	現在の住まい	●	●		人々のつながりに関する基礎調査
	10	10	世帯の年間収入	●	●		人々のつながりに関する基礎調査
	11	11	人とのコミュニケーションをする際の情報通信機器	●	●		人々のつながりに関する基礎調査
2 社会的孤立・孤独について	12	-	コミュニケーション頻度		●		人々のつながりに関する基礎調査
	12-1	12	同居していない家族や友人たちとのコミュニケーション頻度	●	●		
	12-2	13	同居している人たちとのコミュニケーション頻度	●	●		
	13	14	頼れる人	●	●		生活と支えあいに関する調査
	14	15	行政機関やNPO等の民間団体からの困りごとに対する支援の有無	●	●		人々のつながりに関する基礎調査
	14-2	15-1	支援の提供先	●	●		
	14-3	15-2	支援の内容	●	●		
	14-4	15-3	支援を受けない理由	●	●		
	15	16	まわりで困った人がいる場合の声掛けや手助けの状況	●	●		人々のつながりに関する基礎調査 生活と支えあいに関する調査
	16	17	現在取り組んでいる活動	●	●	●	人々のつながりに関する基礎調査 生活と支えあいに関する調査
	17	18	孤独であると感じる頻度	●			人々のつながりに関する基礎調査

市民一般調査

項目	旧問	新問	項目	今回	前回	前々回	参照調査
<C>感染症の影響について	18	-	新型コロナウイルス感染拡大に伴う人とのコミュニケーションの変化	削除	●		人々のつながりに関する基礎調査
	19	-	新型コロナウイルス感染拡大による日常生活の変化	削除	●		人々のつながりに関する基礎調査
3 外出（ひきこもり）の状況について	20	19	あなたやあなたの周りの方に「ひきこもり」の状態にある方の有無（家庭内に仕事や学校等に行かず、家族以外の人との交流をほとんどしない方の有無）	●	●	●	江戸川区ひきこもり調査
	21	20	その方とあなたの続柄	●	●		江戸川区ひきこもり調査
	22	21	「ひきこもり」の状態にある方の年齢	●	●	●	江戸川区ひきこもり調査
	23	22	その方の交流の状況	●	●		江戸川区ひきこもり調査
	24	23	その方の外出の状況	●	●		江戸川区ひきこもり調査
	25	24	その方が現在の状況になってどのぐらい経過したのか	●	●		江戸川区ひきこもり調査
	26	25	その方が現在の状況に至ったきっかけ	●	●		江戸川区ひきこもり調査
	27	26	再犯防止に協力する民間協力者について	●	●		再犯防止対策に関する調査
4 再犯防止について	28	27	居住地域は治安がよく安心・安全に暮らせる地域だと思うか	●	●		
	29	28	犯罪をした人の立ち直り協力の意向	●	●		再犯防止対策に関する調査
	29-2	28-1	協力したい理由	●	●		再犯防止対策に関する調査
	29-3	28-2	協力の内容	●	●		再犯防止対策に関する調査
	29-4	28-3	協力したくない理由	●	●		再犯防止対策に関する調査
	30	29	「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」の周知度	●	●		再犯防止対策に関する調査
	30-2	29-1	知った経緯	●	●		再犯防止対策に関する調査
	31	30	再犯防止政策について	●	●		再犯防止対策に関する調査
	32	31	再犯防止支援について	●	●		再犯防止対策に関する調査

市民一般調査

項目	旧問	新問	項目	今回	前回	前々回	参照調査
5 避難行動要支援者支援について	33	32	災害発生時の情報入手手段	●	●		仙台市防災に関する市民意識アンケート調査
	-	33	災害発生時に安否確認や避難支援をしてくれる人の有無	●			
	-	33-1	それは、誰か	●			
	34	34	ラジオ貸与の希望	●	●		
	35	35	避難を開始するきっかけ	●	●		仙台市防災に関する市民意識アンケート調査
	36	36	家族以外の避難行動要支援者のために協力できること	●	●		仙台市防災に関する市民意識アンケート調査
	36-2	36-1	協力できない理由	●	●		
6 単身高齢者等支援について	37	37	避難行動要支援者への対策として行政に期待すること	●	●		仙台市防災に関する市民意識アンケート調査
	-	38	万一の時に頼れる相手	●			
	-	39	生活していく上で必要な支援	●			
	-	40	支援の際の自己負担の上限	●			
7 重層的支援体制整備について	-	41	あんしん未来事業（単身高齢者等支援事業）の認知度	●			
	-	42	重層的支援体制整備事業で特に力を入れるべき取り組み	●			
	-	43	社会福祉サービス充実のための行政と地域住民の関係	●			
8 手話について	-	44	手話というコミュニケーションの認知度	●			
	-	45	手話が言語であることの認知度	●			
	-	46	手話の習得意向	●			
9 地域の支え合いについて	38	47	近所づきあいの有無	●	●	●	江戸川区ひきこもり調査
	39	48	地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的なささえあい、たすけあいの関係の必要性	●	●	●	
	40	49	居場所を作って、その居場所での活動にお世話役として参加してみたいと思うか。	●	●	●	
	41	50	地域活動・ボランティア活動等への取り組み意向	●	●		
	41-2	51	地域活動・ボランティア活動等で取り組みたいこと＜自由記述＞	●	●	●	

■調査1：市民一般調査

1 本人の基本情報

問1 令和7年11月1日現在のあなたの年齢をお答えください。(○は1つ)

1. 10歳代	2. 20歳代	3. 30歳代	4. 40歳代
5. 50歳代	6. 60歳代	7. 70歳代	8. 80歳以上

問2 あなたがお住まいの地域はどちらですか。(○は1つ)

1. 和泉本町	2. 中和泉	3. 西和泉	4. 元和泉
5. 東和泉	6. 猪方	7. 駒井町	8. 岩戸南
9. 岩戸北	10. 東野川	11. 西野川	12. その他()

問3 あなたの現在の婚姻状況をお答えください。(○は1つ)

1. 未婚	2. 配偶者あり(事実婚含む)	3. 死別	4. 離別

問4 現在あなたと同居している人はどなたですか。(○はいくつでも)

1. 配偶者(事実婚含む)	2. 子ども	3. 子どもの配偶者
4. 実父	5. 実母	6. 配偶者の父・母
7. 孫	8. 祖父・祖母	9. 兄弟・姉妹
10. 曾祖父・母、ひ孫、おじ・おば、おい・めいなどの親族		
11. その他の人(ホームステイをしている人) など		
12. 恋人・友人⇒問5、問7へ 13. 同居している人はいない⇒問7へ		

【問4で「1」～「12」(同居している人がいる)と回答した方へ】

問5 あなたと同居している人は合計で何人ですか。あなた以外の人数をお答えください。
(○は1つ)

1. 1人	2. 2人	3. 3人	4. 4人	5. 5人以上

【問4で「1」～「11」(同居している親族がいる)と回答した方へ】

問6 あなたと同居している人のうち、収入を得ている人は合計で何人ですか。あなた以外の人数をお答えください。(○は1つ)

1. 1人	2. 2人	3. 3人
4. 4人	5. 5人以上	6. 収入を得ている同居人はいない
7. わからない		

【再び、全員の方へ】

問7 あなたが最後に卒業した学校又は現在、在学している学校をお答えください。(○は1つ)

1. 小学校・中学校	2. 高等学校(旧制中学校含む)	3. 専門学校	4. 短大・高専
5. 大学	6. 大学院	7. その他	

問8 あなたの現在の仕事をお答えください。(○は1つ)

1. 正規の職員・従業員	2. 派遣社員
3. パート・アルバイト(学生アルバイトを除く)	4. 契約社員・嘱託
5. 会社などの役員	6. 自営業主
7. 家族従業者・内職	8. 学生・生徒
9. 仕事をしていない(仕事を探している)	10. 仕事をしていない(仕事を探していない)
11. その他()	

問9 あなたのお住まいは、次のどれですか。(○は1つ)

1. 持ち家(一戸建て)	2. 持ち家(マンションなどの共同住宅)
3. 民営の賃貸住宅	4. 都道府県・市営の賃貸住宅
5. 都市再生機構(UR)・公社などの賃貸住宅	6. 給与住宅(社宅・公務員住宅など)
7. 会社・学校等の寮・寄宿舍	8. わからない
9. その他()	

問10 あなたの世帯の2024(令和6)年における年間収入(税・社会保険料込み)をお答えください。自営業の場合には営業利益(税込み)をお答えください。(○は1つ)

1. 100万円未満	2. 100～199万円
3. 200～299万円	4. 300～399万円
5. 400～499万円	6. 500～699万円
7. 700～999万円	8. 1000～1499万円
9. 1500万円以上	10. わからない

問11 あなたがコミュニケーションをとる際にお使いの情報通信機器をお答えください。(○はいくつでも)

1. 固定電話・FAX	2. 携帯電話・スマートフォン
3. タブレット型端末	4. パソコン
5. その他の通信機器(インターネットに接続できるゲーム機等)	
6. 人とのコミュニケーションには「情報通信機器」を使っていない	

2 社会とのつながり・社会的孤立について

社会的孤立は次の4つリスクがあるとされています。

そのため、本調査で市民の社会的孤立の状況を把握し、このようなリスクを回避し、必要な支援を行っていきます。

①自分自身からの疎外（自己認知不全）

⇒不安さえ感じられない（大丈夫です、と答える若者）

⇒当事者主体が成立しない

⇒自己認知には他者が必要

②生きる意欲や働く意欲の低下

⇒人は何のために働くのか・・・お金、食べるため（外発的動機）

⇒人は誰のために働くのか・・・愛する人のため（他者志向的動機）＜重要＞

③社会的サポートとつながらない

⇒どれだけ良い制度を創ってもつながらないと無いと同じ

④対処の遅延で問題深刻化・意欲一層低下⇒社会保障費の増大

厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業「社会的孤立の実態・要因等に関する調査分析等研究事業報告書（2021（令和3）年4月みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）」P19より

問 12 あなたと同居していない家族や友人たちとのコミュニケーション頻度について、①～⑤ごとにそれぞれお答えください。（①～⑤それぞれ〇は1つ）

	1. 週4～5回以上	2. 週2～3回程度	3. 週1回程度	4. 2週間に1回程度	5. 月1回程度	6. 月1回未満	7. 全くない
①直接会って話す	1	2	3	4	5	6	7
②電話（ビデオ通話を含む）	1	2	3	4	5	6	7
③郵便やFAX	1	2	3	4	5	6	7
④SNS（LINEによるチャットなど）	1	2	3	4	5	6	7
⑤電子メールやショートメール	1	2	3	4	5	6	7

問 13 あなたと同居している人とのコミュニケーション頻度について、①～⑤ごとにそれぞれお答えください。(①～⑤それぞれ○は1つ)

	1. 週 4～5 回以上	2. 週 2～3 回程度	3. 週 1回程度	4. 2 週間に 1回程度	5. 月 1回程度	6. 月 1回未満	7. 全 くない
①直接会って話す	1	2	3	4	5	6	7
②電話（ビデオ通話を含む）	1	2	3	4	5	6	7
③郵便やFAX	1	2	3	4	5	6	7
④ SNS（LINEによるチャットなど）	1	2	3	4	5	6	7
⑤電子メールやショートメール	1	2	3	4	5	6	7

問 14 あなたは次に挙げる①～⑩の事柄で頼れる人はいますか。(①～⑩それぞれ○は1つ)

また、「1. いる」と答えた方にお聞きします。それはだれですか。(○はいくつでも)

事柄	頼れる人はいますか (○は1つ)	それはだれですか (○はいくつでも)					
		1. 家族・親族	2. 友人・知人	3. 近所の人	4. 職場の人	5. 福祉の人 民生委員・ 福祉の人	6. その他の人
①子どもの世話や看病	1. いる ☒ 2. いない 3. このことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
②(子ども以外の) 介護や看病	1. いる ☒ 2. いない 3. このことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
③重要な事柄の相談	1. いる ☒ 2. いない 3. このことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
④愚痴を聞いてくれる こと	1. いる ☒ 2. いない 3. このことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑤喜びや悲しみを分かち 合うこと	1. いる ☒ 2. いない 3. このことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑥いざというときの お金の援助	1. いる ☒ 2. いない 3. このことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑦日ごろのちょっとした ことの手助け	1. いる ☒ 2. いない 3. このことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑧家を借りるときの 保証人を頼むこと	1. いる ☒ 2. いない 3. このことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑨福祉施設や病院等に 入所・入院する際に 身元保証人を頼むこと	1. いる ☒ 2. いない 3. このことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑩成年後見人等を 頼むこと(*)	1. いる ☒ 2. いない 3. このことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6

*様々な理由で判断能力が十分ではない方々は財産管理や福祉サービス等の利用契約など1人で行うことが難しいことがあります。また、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

1. 受けている⇒問 15-1 へ 2. 受けていない⇒問 15-3 へ 3. わからない⇒問 16 へ

1. 行政機関（国や自治体）	2. 社会福祉協議会
3. NPO等の民間団体・ボランティア団体	4. 自治会・町内会
5. その他（ ）	

１．経済的な支援（給付や貸付等） ３．人的な支援（世話や介護） ５．その他（ ）	２．現物提供等の支援（食料品・日用品の提供） ４．相談支援（助言や情報提供等）

1. 支援が必要でないため	2. 支援が必要だが、我慢できる程度であるため
3. 支援の受け方がわからないため	4. 支援を受けるための手続きが面倒であるため
5. 支援を受けるのが恥ずかしいと感じるため	6. 支援を受けると相手に負担をかけるため
7. 支援を申し込んだが断られたため (支援対象外の場合を含む)	8. その他 ()

	1. 子どもの世話や看病	2. (子ども以外の) 介護や看病	3. 重要な事柄の相談	4. 愚痴を聞くこと	5. 喜びや悲しみを分かちあうこと	6. いざというときのお金の援助	7. 日ごろのちょっとした手助け	8. 1～7のことはしない
①家族・親族	1	2	3	4	5	6	7	8
②友人・知人	1	2	3	4	5	6	7	8
③近所の人	1	2	3	4	5	6	7	8
④職場の人	1	2	3	4	5	6	7	8

問 17 あなたは次に挙げる①～⑧の会やグループに参加していますか。(①～⑧それぞれ○は1つ)

	1. 1年以上前から参加している	2. この1年以内に新たに参加するようになった	3. 参加したいができない	4. 参加する予定はない
①町会・自治会	1	2	3	4
②ボランティアやNPO	1	2	3	4
③宗教団体(檀家や氏子を含む)	1	2	3	4
④PTA や保護者会	1	2	3	4
⑤趣味の会やスポーツクラブ	1	2	3	4
⑥職場内の会やグループ	1	2	3	4
⑦同じ学校出身者の会やグループ	1	2	3	4
⑧地域のサロンや居場所	1	2	3	4

問 18 さみしい気持ち(孤独感)を日ごろ、感じますか。(○は1つ)

1. とても感じる	2. やや感じる	3. あまり感じない	4. 感じない

3 外出（ひきこもり）の状況について

ひきこもり状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えており、社会的に孤立し、生きづらさを感じている方も多くいらっしゃいます。

市では、このような方々をしっかりと受け止め、安心して過ごせる場所があり、自らの役割を感じられる機会が得られるような地域社会を創ってまいりたいと考えております。

そのため、本調査でひきこもり状態にある方やそのご家族、周囲の方のお声を受け止め、皆さまのお声を踏まえて、より相談しやすい体制を構築し、必要な支援、施策を進めてまいります。

本アンケートにおけるひきこもり状態にある方とは

概ね 15 歳から 65 歳未満で、次に該当するような方

①仕事や学校にいかず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせずに 6 か月以上続けて、自宅にひきこもっている状態の方

②上記のような社会的参加ができない状態であるが、時々買い物などで外出することがある方

例)・普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける

・普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する

※ただし、いずれも重度の障がいや疾病等で外出できない方を除きます

問 19 あなたやあなたの周りの方に「ひきこもり」の状態にある方（仕事や学校等に行かず、家族以外の人との交流をほとんどしない方）はいますか。（○は 1 つ）

1. いる⇒問 20 へ

2. いない⇒問 26 へ

3. わからない⇒問 26 へ

【問 19 で「1. いる」と回答した方へ】

ひきこもり状態やその可能性のある方を把握している方にお聞きます。

- ・該当者が 2 人以上いる場合は、年齢の一番低い方についてお答えください。
- ・その方の状況や世帯について把握している範囲でお答えください。
- ・明確に分からない場合は、推察又は無記入で結構です。

問 20 その方とあなたの関係を教えてください。（○は 1 つ）

1. （回答者）本人

2. 家族

3. 親族

4. 学校、職場などの知人

5. 近所の人

6. SNS などでも知り合った人

7. その他（ ）

問 21 その方の年齢を教えてください。（○は 1 つ）

1. 20 歳未満

2. 20 歳代

3. 30 歳代

4. 40 歳代

5. 50 歳代

6. 60 歳代

7. 70 歳代

8. 80 歳以上

問 22 その方の交流の状況について、お答えください。(○は1つ)

1. 家族ともほとんど会話がな	2. 家族と会話はするが、家族以外の人と交流がない
3. 人と会うことはほとんどないが、SNS、インターネット等を通じて人と交流している	
4. 趣味のために人と会うことはある	5. 近隣住民とは交流がある

問 23 その方はふだんどれくらい外出しますか。(○は1つ)

- | |
|----------------------------------|
| 1. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する |
| 2. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける |
| 3. 自室からは出るが、家からは出ない |
| 4. 自室からほとんど出ない |
| 5. その他() ⇒問 26 ハ |

【問 23 で「1.」～「4.」と回答した方へ】

問 24 その方がその状態になってどのくらい続いていますか。(○は1つ)

1. 6 カ月未満	2. 6 カ月～1 年	3. 1 年～5 年
4. 5 年以上	5. わからない	

問 25 その方がその状態になったきっかけは何ですか。(○はいくつでも)

1. 疾病や障がい(精神的なもの)	2. 疾病や障がい(身体的なもの)
3. 失業・退職	4. 受験や就職で失敗した
5. 学校や職場でのいじめや疎外感	6. 不登校(小学校)
7. 不登校(中学校)	8. 不登校(高等学校)
9. 性格的なもの	10. 事故や犯罪
11. その他()	12. 特にきっかけや理由はない
13. きっかけがわからない	

4 再犯防止について

平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されました。この法律は、犯罪をした者が円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としており、これまで刑務所や保護観察所などの国の機関が中心となって推進してきた再犯防止施策について、地方公共団体もその実施の責務を有することが明示されました。

犯罪をした人の中には、仕事や住む家がなく生活が不安定な人や、高齢・障がいにより福祉的支援を必要とする人もいます。犯罪をした人の再犯を防止し、立ち直りを実現するためには、刑務所等における取組だけでなく、出所後の地域社会において孤立することなく、地域住民の理解と協力を得て、息の長い支援を受けながら社会復帰していくことが必要であり、これにより、新たな犯罪被害者を作らない、ひいては、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を実現することができます。

問 26 あなたは、再犯防止に協力する民間協力者として、次の方々がいることを知っていますか。
(○はいくつでも)

1. 保護司	2. 更生保護女性会	3. 協力雇用主
4. BBS 会*	5. 更生保護施設	6. 教誨師 ^{きょうかいし}
7. 篤志面接委員 ^{とくしめんせついいん}	8. 少年補導員	9. 少年指導委員
10. 少年警察協助力員	11. その他 ()	12. いずれも知らない

*BBS (Big Brothers and Sisters) 会は、友愛とボランティア精神を基礎とし、非行のある少年や社会に適応できない子どもたちに「兄」や「姉」のような立場で接し、同じ目の高さで一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のことをいいます。

問 27 現在、あなたがお住まいの地域は、治安が良く、安心して安全に暮らせる地域だと思いますか。(○は 1 つ)

1. 思う	2. どちらかといえば思う	3. どちらかといえば思わない
4. 思わない	5. わからない	

問 28 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。(○は 1 つ)

1. 思う⇒問 28-1 へ	2. どちらかといえば思う⇒問 28-1 へ
3. どちらかといえば思わない⇒問 28-3 へ	4. 思わない⇒問 28-3 へ
5. わからない⇒問 29 へ	

【問 28 で「1. 思う」、「2. どちらかといえば思う」と回答した方へ】

問 28-1 協力したいと思う理由を教えてください。(○はいくつでも)

1. 刑務所で反省し改善更生し罪を償ったから
2. 犯罪をした人も地域住民の 1 人だから
3. 高齢や障がいなど、犯罪をした背景があるかもしれないから
4. その人の再犯による犯罪被害を受けたくないから
5. 地域の安全のため
6. 地域貢献活動に興味があるから
7. わからない
8. その他 ()

【問 28 で「1. 思う」、「2. どちらかといえば思う」と回答した方へ】

問 28-2 どのような協力をしたいと思いますか。(○はいくつでも)

1. 犯罪をした人に直接会って継続的に助言や援助をする
2. 協力雇用主(犯罪前歴を承知の上で雇用に協力する事業主)として犯罪をした人を雇用する
3. 更生保護施設(出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設)にお金や品物などを寄付する
4. 再犯防止に関するボランティア活動に参加する
5. 広報・啓発活動に参加する
6. インターネットを活用して広報・啓発活動の情報を発信する
7. その他 ()
8. わからない

【問 28 で「3. どちらかといえば思わない」、「4. 思わない」と回答した方へ】

問 28-3 協力したいと思わない理由を教えてください。(○はいくつでも)

1. 自分や家族の身に何か起きないか不安だから
2. 犯罪をした人と、関わりを持ちたくないから
3. 犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから
4. 自分自身にメリットがないから
5. 具体的なイメージがわからないから
6. 時間的余裕がないから
7. 興味がないから
8. 犯罪をした人への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから
9. 犯罪をした人に支援などするべきではないから
10. その他 ()

【再び、全員の方へ】

問 29 あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。(○は1つ)

1. 両方とも聞いたことがある	2. 「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある
3. 「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある	4. 両方とも聞いたことがない⇒問 30 へ
5. わからない⇒問 30 へ	

【問 29 で「1. 両方とも聞いたことがある」、「2. 「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある」、「3. 「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある」と回答した方へ】

問 29-1 どのようにして知りましたか。(○はいくつでも)

1. パンフレットやポスターで知った	2. 駅前でのイベントやシンポジウムに参加して知った
3. テレビや新聞で知った	4. ホームページや Twitter や LINE といった SNS などのインターネットで知った
5. 知人から聞いて知った	6. その他 ()
7. わからない	

【再び、全員の方へ】

問 30 あなたは、再犯防止のためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。
(○はいくつでも)

- | |
|---|
| 1. 刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する |
| 2. 仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる |
| 3. 犯罪をした高齢者や障がい者を有する者などに対して、福祉制度の利用を促進する |
| 4. 被害者の置かれた状況や心情を理解させる |
| 5. 犯罪を地域の問題として捉え地域ぐるみで再犯防止に向けた支援をする |
| 6. 気軽に相談できる相談先を設け孤立させない |
| 7. 再犯をした場合の罰を重くする |
| 8. その他 () |
| 9. わからない |

問 31 再犯防止のために、市は何をするべきだと思いますか。(○はいくつでも)

- | |
|---|
| 1. 犯罪をした人を地方公共団体や協力雇用主等で雇用する |
| 2. 犯罪をした人の住居確保に向けた支援を行う |
| 3. 犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ |
| 4. 住民に対して、再犯防止について広報・啓発活動をする |
| 5. 再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする |
| 6. その他 () |

【再び、全員の方へ】

問 34 市で自動起動機能付きラジオを個別避難計画を策定された避難行動要支援者に無償貸与していますが、あなたはラジオの貸与を希望しますか。(○は1つ)

1. 無償なら希望する	2. 有償でも希望する	3. 既に貸与されている
4. 希望しない	5. わからない	

問 35 あなたは下記の呼びかけ等により、避難を開始しますか。(○はいくつでも)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 市職員、消防職員・団員、町内会役員等による避難広報呼びかけ |
| 2. 近所の人が避難を開始したことを確認したとき |
| 3. 直接、誰かに避難を呼びかけられたとき |
| 4. あくまで自分で判断し避難する |
| 5. その他 () |
| 6. 避難をしない |

問 36 大地震などの災害が起こったときに、あなたは近隣に住む家族以外の避難行動要支援者のためにどのような助け合いや協力ができますか。(○はいくつでも)

1. 安否確認	2. 安全な場所への避難の手助け
3. 災害状況や避難情報の伝達	4. 家族や親族への連絡生活必需品の確保
5. 一時的な保護	6. 介護や手当て
7. 精神的ケア	8. 協力できない又は難しい⇒問 36-1 へ
9. その他 ()	10. わからない

【問 36 で「8. 協力できない又は難しい」と回答した方へ】

問 36-1 協力できない理由について、次のどれに該当しますか。(○はいくつでも)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 近所付き合いがあまりない |
| 2. 避難行動要支援者がどこにいるかわからない |
| 3. 家族にもお年寄りや乳幼児等がいるので、近所まで手が回らない |
| 4. 自分自身の身体が不自由 |
| 5. 他人のことにはあまり関わりたくない |
| 6. 行政が直接支援すべきだと思う |
| 7. その他 |

【再び、全員の方へ】

問 37 避難行動要支援者の対策として、あなたは行政に何を期待しますか。特に重要だと思うものを2つまでお選びください。(○は2つまで)

1. 自動起動機能付きラジオなどの普及
2. 地域での協力体制づくりの支援
3. おむつややわらかい食べ物等避難行動要支援者用生活支援用品を蓄える
4. 避難行動要支援者の世帯情報を活用し、緊急時の対応活動を行う
5. 避難行動要支援者の世帯を訪問し、防災などの相談にのる
6. 障がいのある方への配慮
7. 避難所で必要な配慮がなされるよう啓発を行う
8. 避難行動要支援者も参加した防災・避難訓練を実施する
9. その他 ()
10. 特にない

6 単身高齢者等支援について

問 38 あなたに万一のことがあった場合(＊)に「頼れる」と思う人はだれですか。
(○はいくつでも)

1. 同居の家族・親族	2. 別居の家族・親族
3. 友人・知人	4. 市役所
5. 地域包括支援センター	6. ケアマネジャー
7. 成年後見人等＊1	8. 身元保証会社＊2
9. その他 ()	10. 思いあたらない

＊認知症の重症化・ケガ・病気・死亡などのほか、入院や介護施設への入居など現在の生活環境を変える必要性が生じる場面を想定しています。

＊1 成年後見人等：法定後見制度である後見人、保佐人、補助人のことで、認知症や障がいなどにより判断能力が低下した際に、本人を支援する人です。財産管理や契約行為など本人の代わりに意思決定を行います。

＊2 身元保証会社：入院や施設入居に必要な身元保証人の役割を代行するサービスです。

現在必要とする支援がない方は、将来的に支援が必要になると思うことを選択してください。
(○は3つまで)

- 問 40 上記の問 39 で選択した支援（見守り、家事支援、配食など）について、費用が自己負担の場合、あなたは月々いくらくらいまでなら利用したいと思いますか。（○は1つ）

- ※狛江市社会福祉協議会で令和7年10月から開始した、一人暮らしで支援可能なご家族がいない高齢者等が、住み慣れた地域で将来にわたり安心して生活することができるよう相談及び契約に基づく支援を行う事業です。

- 16
- 314 -

7 重層的支援体制整備について

問 42 重層的支援体制整備事業の推進に向けて、特に力を入れるべきと思う取り組みは何ですか。
(○はいくつでも)

1. 属性や世代を問わず、相談や悩みを断らずに受け止める体制の構築
2. 複雑化・複合化した課題に対応するための支援機関のネットワークの構築
3. だれもが社会とのつながりを持つことができるようにするための支援の充実
4. 属性や世代を問わず交流できる場や居場所の整備
5. 身近な地域における活動のプラットフォームづくりや地域活動の活性化
6. これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制の構築
7. その他 ()
8. 特になし・わからない

問 43 社会福祉サービスを充実させていくうえで、行政と地域住民はどのような関係であればいいと思いますか。(○はいくつでも)

1. まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助する
2. まず行政が実施し、できない場合に住民が協力する
3. 福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合い、ともに取り組む
4. 社会福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力しなくてもよい
5. その他 ()
6. わからない

8 手話について

問 44 あなたは手話というコミュニケーションを知っていますか。(○は1つ)

1. 知っている	2. 知らなかった

問 45 あなたは手話が言語であることを知っていますか。(○は1つ)

1. 知っている	2. 知らなかった

問 46 あなたは機会があれば手話を覚えたいと思いますか(○は1つ)

1. 現在習得中である	2. ぜひ覚えてみたい
3. 機会があれば覚えてみたい	4. 覚えようとは思わない

9 地域の支え合いについて

問 47 あなたは普段どの程度、ご近所づきあいをしていますか。(○は1つ)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 困ったときに、助け合える人がいる |
| 2. 助け合うまではいかないが、親しく話をしている人がいる |
| 3. 地域のお祭りや季節の行事などの活動の時だけつきあう |
| 4. つきあいはしているが、それほど親しくない |
| 5. 会えばあいさつする程度 |
| 6. つきあいはほとんどない |

問 48 あなたは、地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的なささえあい、たすけあいの関係が必要だと思いますか。(○は1つ)

1. 必要だと思う	2. 必要だと思わない	3. わからない

問 49 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動や地域住民の居場所作りやイベントの企画を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、その活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。(お世話役としての地域づくりへの参加意向) (○は1つ)

1. 参加したい	2. 参加したくない	3. わからない

問 50 あなたは、今後、地域活動・ボランティア活動等に取り組んでいきたいと考えていますか。(○は1つ)

1. できるだけ、取り組んでいきたい	2. 機会があれば、取り組んでもよい
3. 取り組みたいが、できない	4. あまり取り組みたくない

問 51 地域活動・ボランティア等で取り組みたいことなどがありましたら、ご自由にお書きください。

調査にご協力いただきありがとうございました。
記入漏れがないかどうか確認画面でお確かめの上、
令和7年12月22日（月）までに登録を完了してください。

令和7年度狛江市市民福祉推進委員会 全体工程表

回数	開催日時	開催方法	開催時間	開催場所	内容(案)
第1回	令和7年 6月3日(火)	通常開催 (Web参加も可)	午後7時 00 分～	防災センター4階 会議室(402・403)	・新任委員の紹介について ・審議会議録の記録方法等について ・審議実施計画及び確認表の進捗状況の地域共生社会推進会議における評価結果に対する評価について ・報告狛江市第10期介護保険事業計画等策定業務のスケジュール等について
第2回	令和7年 7月1日(火)	通常開催 (Web参加も可)	午後6時 30 分～	防災センター4階 会議室(402・403)	・諮問狛江市第1次地域共生社会推進基本計画の改定等について ・審議小委員会への付議について ・報告・審議市の実施計画の評価結果の評価について ・審議実施計画及び確認表の市民福祉推進委員会における評価について
第3回	令和7年 11月4日(火)	通常開催 (Web参加も可)	午後6時 30 分～	防災センター4階 会議室(402・403)	・報告実施計画(令和6年度)及び確認表(令和6年度)の進捗管理報告書の作成について ・報告実施計画(令和7年度)及び確認表(令和7年度)の作成について ・審議計画策定に向けた市民意識調査の調査票について
第4回	令和8年 2月26日(木) → 3月3日(火)	通常開催 (Web参加も可)	午後6時 30 分～	防災センター4階 会議室(402・403) → 市役所4階 特別会議室	・報告市民意識調査の単純集計結果について ・審議市民意識調査クロス集計について ・審議各小委員会への付議について